

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策4：被災者への経済的支援

施策名： 被災者への経済的支援

【2-1-4】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

○災害により住宅が被災した場合や身体的な被害を受けた場合、被災者は経済的に大きなダメージを受ける。そのため、現行制度を活用した経済的支援や都道府県・市町村独自の支援により、被災世帯の当面の生活安定化を支援する。

全体の
枠組み



留意点

■支援策実施の考え方

○各世帯の被害調査及び生活実態の調査を基にどのような支援が必要であるか検討する。その結果、支援が必要と認められる場合には、既存制度の活用、条例の制定、独自の支援方法の検討などを行い、対象者への事業内容の広報等を経て、実際に事業を実施する。民心の早期安定化を図るため、迅速に進めることが必要である。

■給付金等

1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給方法

- 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給方法としては、口座振込方式、現金支給方式、引換券方式等がある。支給対象者数や各地域の地理的条件等の特性に応じた適切な支給方法を実施する。
- 災害弔慰金は基本的に死亡者の住居の本拠があった市町村が支給する。しかし、住民票が別の市町村におかれていた場合には、重複支給を行うおそれや逆に支給漏れが生じるおそれがあるので注意を要する。
- 実際の復興期には、病死者等の遺族が災害弔慰金の支給を申し立てることが想定される。このような申し立てに対応するために、死因と災害との関係を調査し判定を行う委員会を設置する。

2) 災害援護資金・被災者生活再建支援金等の貸付・支給方法

- 災害援護資金の貸付については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」でその貸付対象者、貸付限度額等の内容が定められている。被災者生活再建支援金の支給については、「被災者生活再建支援法」でその支給対象者等の内容が定められている。また、災害見舞金等も、支給方法等が条例に定められている。
- この施策は、一般に住宅が被害を受けた世帯に対し支給される。施策の対象者の認定にあたっては、住宅の被害等を証明する、罹災証明書を用いることになる。

3) 生活福祉資金の貸付

- 発災後には、生活福祉資金の貸付について所得制限の緩和等の特例措置が実施され、その場合の事務量の増加にあたっての人員確保が重要となる。

■税の減免等及び被害者の権利利益の保全等

- 税の減免については「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（自治事務次官通達）により、各制度の趣旨を考慮の上、それぞれの災害の実態に対応した措置を講ずる。
- 国民健康保険料（税）や各種公共料金の減免・猶予等の措置を実施する。
- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合には、各種免許証の有効期限の延長等をはじめとする措置が講じられるため、これを広く周知する。

■義援金の支給

- 義援金を募集し、公平かつ公正に配分するためには、義援金募集配分委員会を設置する。義援金の配分方針、配分方法、対象者の範囲や金額は、集まった義援金の金額に基づき設定する。

施策名： 被災者への経済的支援

【2-1-4-1】

項目： (1) 給付金等

趣旨・概要

○災害により被害を受けた場合に、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、災害により著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金が支給される他、被災者の生活再建に資する支援策として被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付等がある。

法制度

表2.1.4-1 各種給付金等に関する事業概要

事業名	支給額	要件	根拠法	実施主体
災害弔慰金支給	世帯主死亡：500万円 その他：250万円 (遺族に対して支給)	<ul style="list-style-type: none"> ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合 	災害弔慰金法 市町村条例	市町村
災害障害見舞金支給	生計維持者：250万円 その他：125万円 (本人に支給)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金と同じ ・対象者は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合(規定の障害の程度以上であること) 		
被害者生活再建支援金支給	以下の1)と2)の2つの支援金の合計額 1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ・全壊・解体・長期避難：100万円 ・大規模半壊：50万円 2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) ・建設・購入：200万円 ・補修：100万円 ・賃借：50万円	<p>○制度の対象となる自然災害</p> <p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)</p> <p>⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)</p> <p>⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)</p> <p>2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)</p> <p>○制度の対象となる被災世帯</p> <p>①住宅が「全壊」した世帯</p> <p>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県会館)
災害援護資金貸付(災害弔慰金法)	貸付限度額：350万円 償還期間：10年 据置：3年 利率：年3%以内で条例で定める率	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上 ・負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ・所得制限(規定の額以下) 	災害弔慰金法	市町村
生活福祉資金の福祉資金貸付	貸付限度額：150万円以内(目安) 償還期間：7年 据置：6ヶ月以内 利率：年1.5%(連帯保証人がある場合は無利子)	<p>○次の世帯が災害を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの(低所得世帯) ・次に掲げる身体障害者、知的障害者又は精神 	生活福祉資金貸付制度要綱	都道府県社会福祉協議会

		障害者等の属する世帯（障害者世帯） ア 身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 「療育手帳制度について」（昭和48年厚生事務次官通知）別紙療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者 ○災害弔慰金法の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外		
母子父子寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金が2年以内で据置期間延長等の優遇措置	母子家庭及び父子家庭、寡婦が被災した場合	母子及び父子並びに寡婦福祉法	都道府県、指定都市、中核市
年金担保貸付、労災年金担保貸付	貸付限度額：以下の内最も低い額 ・年金額の1倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内 ・250万円以内	年金受給者が被災した場合 1名以上の連帯保証人が必要		独立行政法人福祉医療機構
恩給担保貸付	貸付限度額：250万円以内 (ただし、恩給や共済年金の年額による限度あり)	恩給等の受給者が被災した場合 1名以上の連帯保証人が必要		日本政策金融公庫

項目・手順等

①災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

○災害により世帯主が死亡するなどで経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金を支給する。また、被災により障害が発生した被災者に対して、災害障害見舞金を支給する。

1) 災害弔慰金の支給

- 災害による死亡者の遺族に対して、市区町村が実施主体となり、災害弔慰金を支給する。
費用の負担:国1/4、都県1/2、市区町村1/4
実施主体:市区町村
- 重複支給や支給もれを防ぐため、他の自治体との連絡を緊密にする。
- 災害弔慰金の支給方法の決定
 - ・災害弔慰金の支給方法については、支給対象者数やその時点での状況に応じ、決定する。
具体的には、口座振込方式、現金支給方式、引換券方式等が考えられる。
- 災害弔慰金の支給対象者の把握及び支給方法等の周知
 - ・被害状況調査等を基に災害弔慰金の支給対象者を把握する。また、災害弔慰金の支給方法や罹災証明書の取得方法等を被災者に周知するとともに、必要に応じ災害弔慰金に関する相談所窓口等を開設する。
- 重複支給・支給漏れの防止
 - ・災害弔慰金は基本的に死亡者の住居の本拠（実際に住居を構え生活していた場所）があった市町村が支給するが、住民票が別の市町村におかれていた場合には、重複支給を行うおそれや逆に支給漏れが生じるおそれがある。従って、これらを防ぐためには、他地方公共団体に対し、死亡者及び遺族の把握や災害弔慰金等の支給の報告を依頼する。
- 災害弔慰金給付審査委員会の設置
 - ・災害に起因しない病死者等の遺族が災害弔慰金の支給を申し立てることが想定される。このような申し立てに対応するために、死因と災害との因果関係を調査し判定を行う委員会を設置する（ここでは「災害弔慰金給付審査委員会」とする）。また、判定の際には、災害との因果関係や遺族の特定などで専門的な医学や法律の知識が必要となるため、医師、弁護士等を委員とすることが望ましい。

2) 災害障害見舞金の支給

- 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
(手順は弔慰金に準じる。)
- 災害による負傷の症状が固定したときの障害状況に基づき支給されることから、災害後一定期間を経過した時点で支給事務が開始される。

②生活再建用資金の貸付

1) 災害援護資金（災害弔慰金法）の貸付

- 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に従い、災害によって被害を受けた低所得者に対して、災害援護資金の貸付を行う。

2) 生活福祉資金の福祉資金貸付

- 民生委員等による低所得者世帯への調査を行った上で、生活福祉資金貸付要綱に基づく福祉資金の貸付を行う。
- 貸付原資の確保
 - ・生活福祉資金の融資を行うには、貸付原資を確保することが必要である。そのため、必要な予算措置をとる。予算措置が間に合わない場合には、金融機関からの融資を受けることも検討する。
- 貸付業務実施体制の確保
 - ・生活福祉資金の貸付業務は各市町村の社会福祉協議会で行われる。そのため、応援職員の派遣を依頼し職員を確保する。

③被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

- 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。
- 実施主体は都道府県である。ただし、全ての都道府県は、議会の議決により支給事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。
- 支援金の支給
対象世帯と支給限度額：制度の対象となる自然災害により
 - ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）の世帯に対して支給。支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

※但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円の額。

表2.1.4-2 支援金の支給額

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
住宅の被害程度	全壊 ①に該当	解体 ②に該当	長期避難 ③に該当	大規模半壊 ④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

④地方公共団体制度資金等による貸付・支給

- 都道府県又は市町村で独自の支給制度を制定している場合や、基金が設立されている場合には、その活用を図る。

留意点

- 資金貸付に関しては、金融機関に制度の説明と協力要請を行う。
- マスメディア、市町村広報誌、チラシ、避難所における呼びかけなどにより、支給事業の概要について広報する。
- 貸付を受けた被災者がやむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予する措置を検討する。

<p>事前 対策</p>	<p>1) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害弔慰金等の円滑な支給のため、被災者の状況等についての情報の共有化及び連絡・連携体制に関する近隣自治体間での事前協議。 ○支給対象者となる死者や障害を受けた者の把握方法と調査内容を検討する。 ○迅速な見舞金の支給が行えるように、想定される被害状況に対して適切な支給方法を検討しておく。 <p>2) 生活再建用資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種生活再建用資金についての周知徹底及び災害発生時の広報についての事前検討。 ○貸付の際には、書類上、保証人が必要であるが、これらの条件の緩和措置を検討する。 なお、災害援護資金については、連帯保証人の必置義務は撤廃されており、引き続き、条例で連帯保証人を立てるかどうかは市町村の判断による。 ○法制度等に基づくこれらの対策による資金の貸付は、再建に必要な資金であっても、返済が必要であることから、返済能力が低い被災者等は、この制度の活用が困難となる場合がある。 このため、このような被災者に対しては他の経済的支援措置を検討する必要がある。 ○円滑な生活福祉資金の貸し付けの事前協定 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県、県社会福祉協議会と静岡、スルガ、清水の地銀三行が、東海地震などの大規模災害の被災者に対し、円滑に生活福祉資金の貸し付けを行えるようにするための事前協定を締結している。これは、協定で三行が事務取扱店の確保などで協力することになり、速やかな現金交付や振り込みが行えるようにしたものである。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P77 【19910114】 雲仙岳災害対策基金での例（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P138 【19950161】 災害弔慰金の支給（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・芦屋市・西宮市） ・P138 【19950162】 災害障害見舞金（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・芦屋市・西宮市） ・P138 【19950163】 生活福祉資金特別貸付〔小口資金貸付〕（平成7年 阪神・淡路大震災） ・P183 【20000108】 有珠山噴火災害生活支援事業（平成12年 有珠山噴火災害：北海道） ・P193 【20000203】 三宅村災害保護特別事業（平成12年 三宅島噴火災害：三宅村） ・P200 【20000307】 自動車の被害に対する融資（平成12年 東海豪雨：名古屋市） ・P322 【20040606】 災害弔慰金の支給（平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P336 【20160141】 生活福祉資金貸付（平成28年 熊本地震：熊本県）

施策名： 被災者への経済的支援

【2-1-4-2】

項目： (2) 各種減免猶予等

趣旨・概要

- 経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対しては、地方税の減免・徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免などの措置を行う。
 - 1) 地方税の減免
 - 2) 公共料金の減免
- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合には、各種免許証の有効期限の延長等をはじめとする措置が講じられる。

法制度

1) 各種減免猶予等

表2.1.4-3 各種減免に関する事業概要

施策	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
国税の軽減免除	所得税，相続税，贈与税，酒税，自動車重量税，法人税	災害により甚大な被害を受けた場合	所得税法 災害減免法	国
国税の申告納付税等の期限延長，納付猶予	災害終息以前に納税義務の発生したものなど	災害その他やむを得ない理由により，国税に関する法律に基づく申告，請求，届出その他書類の提出，納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時	国税通則法	
	所得税，源泉所得税	納税者が災害にあった場合	災害減免法	
地方税軽減免除	都道府県税，市町村税	地方公共団体の条例に定めるところにより，天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者	総務省通達	都道府県・市町村
地方税の申告，納付等の期限延長徴収猶予	都道府県税，市町村税	納税者が震災，風水害，火災その他の災害を受ける場合により，地方税を一時に付，納入できない場合	地方税	
国民健康保険，介護保険等の納付等の期限延長，徴収猶予	国民健康保険料（税），医療費の一部負担金，介護保険料，利用料	保険者又は世帯の主たる生計維持者が，震災・風水害・火災等の災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合など．市町村が条例で定める	国民健康保険法，介護保険法	市町村
電報，電話の特別措置	要件の通信料金の減免	災害時，被災者より行う通信，被災地に特設された電気通信設備で行う通信	電気事業法，電気通信事業法	関連機関
放送受信料の免除	定めた期間内の放送受信料の免除	非常災害時，被災度合により期間を設定	受信料免除基準	日本放送協会

2) 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」

- ・「特定非常災害」に指定された場合、次のような措置がなされる。なお、「特定非常災害」とは、「著しく異常かつ激甚な非常災害」であり、『死者、行方不明者、負傷者、避難者等の罹災者が多数発生していること、住宅の倒壊等の建物被害が多数発生していること、交通やライフラインが広範囲に途絶していること、これらの被害により地域全体の日常生活や業務環境が破壊された状況にあること等の諸要因を総合的に勘案して、該当するかどうか判断される。

○行政上の権利利益の満了日の延長（運転免許証の有効期限の延長等）

- ・特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定程度（平成17年3月31日まで）延長することができること。（法第3条）

※延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益は、告示により別途指定。

○期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（薬局の休廃止等の届出等）

- ・薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限までに履行された場合には、行政

	<p>上及び刑事上の責任を問われなくとすること。（法第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人の破産宣告の留保 <ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間破産の宣告をすることができないこと。（法第5条） ○相続の承認・法規に関する特例 <ul style="list-style-type: none"> ・相続人（相続人が死亡している場合その者の相続人、未成年の場合は法定代理人）は、相続の承認又は放棄すべき期間について、制令で定める日まで伸長することができる（法第6条） ○民事調停の手数料免除 <ul style="list-style-type: none"> ・民事紛争について、民事調停法による調停の申立てをする場合の申立て手数料を、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項の規定にかかわらず、政令の指定する一定地区で免除する措置を講じる。（法第7条）
項目・手順等	<p>①地方税の減免等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体は、地方税法の定めるところにより、地方税の軽減・免除、徴収猶予、期限の延長を行うことができる。これらの措置については、自治省（当時）から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置について」（自治府119号自治事務次官通達）に主な税目ごとの基準が示されている。なお、地方税の軽減・免除については、条例の根拠に基づかねばならない。 ○「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合には、各種措置を広報する。 <p>②公共料金の減免等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県及び市町村は、災害により被害を受けた被災者に対して、必要に応じ、上水道・下水道料金やごみ廃棄料金などを軽減・免除する。 ○なお、ライフライン事業者等による各種料金の減免等も実施されるため、市町村はそれらの実施に必要な情報提供などに協力する。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○国が、地域及び期日を指定して画一的に期限の延長を行う場合には、地方公共団体はその国税にかかる期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長することが適当である。 ○国が、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律等に基づき国税の減免等を行う場合には、地方公共団体は被災者に対して広報等を行う必要がある。 ○公共料金の減免等は、被災していない一般住民等との公平性の立場から、避難等により使用しなかった期間分の基本料金や、住宅の清掃に伴う水道使用料などの増加見込分に限り減免するなどの配慮が必要である。
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P139 【19950164】 上下水道に関する個人負担への支援措置（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・西宮市・尼崎市） ・P139 【19950165】 上下水道に関する水道料金の免除（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市・明石市） ・P184 【20000109】 減収事業者の事業用固定資産税減免（平成12年 有珠山噴火災害：壮瞥町） ・P193 【20000204】 長期避難指示に関する固定資産税の軽減（平成12年 三宅島噴火災害：国） ・P200 【20000308】 水道料金の減免（平成12年 東海豪雨：名古屋市） ・P201 【20000309】 家屋資産評価額の評価替えの実施（平成12年 東海豪雨：名古屋市） ・P276 【20040309】 税の減免等（平成16年 台風23号：豊岡市） ・P295 【20040408】 「特定非常災害」の指定による被害者の権利利益の保護等（平成16年新潟県中越地震・新潟県：国） ・P322 【20040607】 税の減免と被害認定との調整（平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・P122 【20110207】 地方税等の減免等（平成23年 台風12号による災害：那智勝浦町）

施策名： 被災者への経済的支援

【2-1-4-3】

項目： (3) 義援金

趣旨・概要	<p>○大規模な災害が発生すると、全国から被災者を支援するために被災した地方公共団体等に義援金が寄せられる。このため、地方公共団体は、これらを被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分することが必要である。</p>
項目・手順等	<p>①義援金の受付 ○義援金の受付窓口を県庁、市役所、町村役場、出張所等に設置し義援金を直接受け付ける他、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の受け付けを行う。 ○開設した口座番号等、義援金の受付先をマスコミを通じて広報する。</p> <p>②義援金配分委員会の設置 ○義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置（地方公共団体、日本赤十字社、マスコミその他の関係機関者により構成）する。</p> <p>③義援金の配分・交付 ○被災状況と集まった義援金額を考慮し、支給の対象者の範囲、配分金額等の交付項目を設定する。 ○上記の配分計画に基づき、市役所、市出張所、役場等で義援金交付の申請受付を行う。また、義援金の交付は、現金支給のほか銀行等の口座への振込方式でも行うことが望ましい。</p> <p>④義援金の交付申請 ○申請書類について義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかどうか判断する。 ○必要に応じて再度り災調査等を行う。</p> <p>⑤配分計画及び配分項目の再検討 ○被害が長期化する場合には、被災者等のニーズを十分把握し、それに対応した配分項目を検討する。</p> <p>⑥義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表 ○被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分されたことを示すために、義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況について公表する。</p>
留意点	<p>1) 配分 ○義援金の配分基準及び配分額は、被災地全体で統一のとれたものとする必要がある。 ○災害弔慰金等と同じように、被害認定の追加・格上げ等により混乱を招かないように、適切かつ公平な被害認定を行う必要がある。</p> <p>2) 重複支払いの防止 ○被害が拡大したり、義援金の配分が複数回にわたる場合、同一の被災者に対して、重複して義援金を支給する可能性がある。このため、配分の済んだ被災者を十分チェックする体制が必要である。配分者及び配分金額は、データベース化を行い、配分状況等のチェックができるようにする。配分対象者が多数に上る場合では特に手作業によるミスを減らすようにすることが必要である。 ○義援金募集のPR、利用内容の周知 ・災害が長期化する場合などにおいて、特にこれ以降に大きな災害や社会的な事件が発生した場合は、国民の関心が、災害復興に向かなくなることから、義援金の募集状況が悪化する可能性がある。このため、継続して募集のお知らせをマスコミ等へ報道する。 ・配分項目、金額等、義援金の用途については、地域住民に対して広報を行い、内容を周知する。</p>
事前対策	<p>1) 義援金配分委員会の設置要綱の整備 ○義援金配分委員会を設置するための要綱の整備を事前に行っておく。</p>

	<p>2) 支給対象者と支給額が把握できるシステムの整備</p> <p>○コンピュータを使った支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのデータベースを整備し、発災当初から、これらのデータベースにより配分状況の管理ができるようにしておく。</p> <p>3) 配分ルール</p> <p>○義援金については、家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分を世帯単位で行うか、世帯構成人数を考慮するか等の配分の公平性の問題や、義援金を送る側に特定の地方公共団体の被災者を支援するという意向がある場合の対応等、さまざまな課題が生じる。これらの課題に対しては、適切な義援金配分ルールを事前に検討しておくことにより対処することが望ましい。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P30 【19820106】 義援金の受付（昭和 57 年 長崎水害：長崎県） ・ P77 【19910115】 配布方法（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・ P254 【20030210】 義援金の配分（平成 15 年 宮城県北部連続地震：鹿島台町） ・ P295 【20040409】 義援金の配分（平成 16 年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県） ・ P423 【20090104】 義援金の受付・配分（平成 21 年 中国・九州北部豪雨：防府市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P337 【20160142】 義援金の配分（平成 28 年 熊本地震：宇土市）

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策5：公的サービスの回復

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 復旧・復興施策を進めていく段階では、被災者自身が災害のショックから立ち直り、生活や地域を再建していこうという意識の回復が重要になる。そのためには、医療・保健、福祉、教育等の行政サービス等の役割と機能回復が不可欠である。
- 各分野にかかわる施設の早期復旧をめざし、被災者の各種ニーズに応えるべく柔軟な体制づくりのもと支援に努める。

全体の
枠組み



留意点

■公共施設の復旧

- 被災した市町村庁舎、その他、各種公共施設を早期に復旧・再開し、通常の公的サービスを実施する。
- 市町村の通常業務のほとんどがコンピュータ化されていることから、コンピュータシステムの早期復旧、データの復旧等を行うことが重要となる。

■医療・福祉・保健機能の維持・回復

- 被災者の生命及び健康の維持は、震災直後から復旧・復興期まで継続して行わなければならない重要な分野である。
- 医療・福祉・保健の各分野は、それぞれが相互の有機的な連携の下に、被災地域で効果的に機能しうるよう努める必要がある。

1) 医療分野

- 地域の医療ニーズを的確に把握する。
- 仮設診療所の設置や公的及び民間医療機関の機能回復を速やかに行う。
- 医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅等、一時的な医療需要の増加が見られる地域においては、仮設診療所の設置、また、必要に応じて医療救護所を仮設診療所に移行する。

2) 福祉分野

- 従前の対象者に加えて、被災により新たな対象者が発生し福祉需要が増加する一方、福祉サービスの提供主体が被災し機能を低下させることが予想される。このため、被災後の福祉需要を的確に把握するとともに福祉サービス体制の再構築を図る。
- ひとり暮らしの高齢者等の災害弱者については、細心の注意を払い、きめ細かい対応を図る。

3) 保健分野

- とくに被災者の健康維持・管理対策においては、メンタルヘルスケアについての配慮が重要である。
- ケアは、警察・消防関係者、ライフライン事業者、ボランティア活動の従事者など救助・支援を行う側の人々にも必要な場合が多いことにも留意する。

■教育の維持・回復

- 教育の再開は、日常生活に戻るという面で復興に立ち向かう人々の活力源ともなるものであり、なるべく早期に所要の対策が講じられるよう配慮する。
- 一時避難等に伴い転校を余儀なくされる児童・生徒のためには、他の地方公共団体に対し迅速・円滑な転校手続きなどの対応を行う。

■ボランティア等との連携

- ボランティア、NPO等の市民活動については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複がないよう相互の連携に努める。
- 市民活動に従事する人々が自己の判断と責任に基づいて円滑に活動できるよう施設の提供など環境面でも配慮する。

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5-1】

項目： (1) 公共施設の復旧

趣旨・概要

○地方公共団体の各種証明などの事務、医療・保健、福祉、さらには教育等の公的なサービスは、生活者にとって重要な機能である。災害によって、長期間停滞したり、回復が遅れることのないように関連公共施設の早期復旧やその機能維持のための方策に努める。

法制度

表 2.1.5-1 行政機能維持に関する事業概要

分類	事業名	助成対象	根拠法等	実施主体
厚生施設等 災害復旧事業	社会福祉施設等 災害復旧事業	対象：保護施設，老人福祉施設等 補助率：国 1/3～1/2	生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者法，知的障害者福祉法，売春防止法等 内閣府，厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費 実地調査要領	都道府県，市町村
	医療施設等災害 復旧事業	対象：公的医療機関施設，へき地診療所，政策医療実施機関施設，医療関係者養成所施設等 補助率：国 1/2 ※公的医療機関施設については、激甚法災害の場合特別財政援助額により補助率が変更される（補助率：2/3）。		
	保健衛生施設等 災害復旧事業	対象：保健衛生施設，精神保健等施設，老人保健等施設，火葬場，と畜場 等 補助率：国 1/3～1/2		
廃棄物処理施設災害復旧事業		対象：廃棄物処理施設		
文教施設等 災害復旧事業	公立学校施設災害 復旧事業	対象：公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 補助率：2/3（離島等 4/5） ※激甚法適用の場合特別財政援助額により補助率が変更される	公立学校負担法、激甚法	
		※上記の公立学校負担法の対象とならない応急仮設校舎等の整備事業や少量の降灰除去事業などについて 対象：公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 補助率：2/3（離島等 4/5、降灰除去 1/2）	公立諸学校建物 其他災害復旧費補助金 交付要綱	
	公立社会教育施設 災害復旧事業	激甚法適用の場合に利用できる 対象：公立の公民館，図書館，体育館等 補助率：2/3	激甚法	
	私立学校施設災害 復旧事業	激甚法適用の場合に利用できる 対象：私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 補助率：1/2	激甚法	学校設置者
降灰防除事業		要件：連続する2ヶ月間で毎月1回以上降灰がある場合で、測定した量が1,000g/m ² 以上であること 対象：降灰防除地域内の教育施設，医療施設，事業経営上の施設	活火山法	市町村

○東日本大震災に係る廃棄物処理については、「東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について」について、別途措置を実施した。

<p>項目・手順等</p>	<p>①施設等の被災状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的サービスに関わる機関、施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建策のあり方（施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等）を決定する。 ○各機関・施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。 <p>②早期復旧による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の通常業務については、そのほとんどがコンピュータ化されていることから、コンピュータシステムの早期復旧、データの復旧等を行うことが重要となる。 ○医療は、被災前の水準への復旧を目指すとともに、必要に応じて仮設診療所、巡回移動診療所を設置する。 ○福祉サービスについては、災害により新たに施設等への入所が必要になった要援護者に対し、一時入所の実施とそれに伴う施設の拡充・整備を図る。地域における福祉需要の動向及び復興期を通じての福祉需要の変化を判断し、必要な場合には福祉施設の新設を検討する。 ○公立学校施設の事前着工制度 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に著しく支障となる場合及び被害の拡大を防止する等のため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、積極的に事前に着工する「事前着工」も可能である。このような場合には、事前に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課へ事前着工届を提出する。 <p style="text-align: center;">表2.1.5-2 公立学校の災害復旧における原形復旧の範囲 (出典：文部科学省ホームページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧は、被災施設を原形に復旧することを原則としている。ここでいう「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することをいう。 ○原形に復旧することが不可能、著しく困難または不相当である場合においては、従前の効用を復旧するための施設を建設または当該施設に代るべき必要な施設をすることも原形復旧に含まれる。 ○建物を新築して原形に復旧する場合については、建物の構造を改良して従前の効用を復旧しようとするものも、原形復旧とみなされる。 </div> <p>③仮設・代替施設等による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等施設の復旧等に時間を要する場合には、代替施設の確保等を早急に進める。 ○医療サービス機能に関しては、特に医療機関の復旧が遅れている地域や被災前と比較して医療需要の増加が見られる地域においては、応急活動として開設されていた医療救護所を仮設診療所に移行させ医療活動を維持する。 ○教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての活用を図る。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の再建策については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。 ○特に医療・福祉の面で、発災後は、新たなサービスの需要が発生し、サービスを行う人材が不足することが考えられるので、人材を確保する必要がある。 ○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。
<p>事前対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。 ○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 ○民間施設の復旧に関する事業手法（適用事業、助成金額、国への支援要請方法等）の検討
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P255 【20030211】 庁舎の再建（平成 15 年 宮城県北部連続地震：鹿島台町）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P338 【20160144】 施設等の応急復旧対応と業務継続・再開（平成 28 年 熊本地震：熊本県）

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5-2】

項目： (2) 医療・保健対策

趣旨・概要

- 災害による新たな医療ニーズの発生に柔軟に対応できるよう、仮設診療所や巡回移動診療所の設置・開設を検討する。また、公立医療施設の早期復旧を図るとともに、民間医療施設に対する再建支援を行う。
- 市民が災害のショックから立ち直り、生活を再建していくためには、心身の健康が保持されていることが重要である。また、慣れない避難所生活が長期化することによって、健康を害する場合もある。このため、健康診査やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。

項目・手順等

①地域医療体制の確立

1) 病院と診療所の連携による医療ネットワークの構築

- 医療ニーズは、災害発生直後には外科中心であるが、復旧・復興期には感冒及び慢性疾患といった内科が中心となる。このため、一般診療所と病院との連携を図り、第一次医療から第二次医療へとスムーズに医療サービスを展開するための医療ネットワークを構築する。

2) 仮設診療所・巡回移動診療所の設置

- 復興期には、被災地における地域医療の再開の遅れや仮設住宅建設地における新たな医療ニーズの発生に柔軟かつ迅速に対応することが重要である。このため、これらの一時的な医療需要の増加が見られる地域において仮設診療所を設置するとともに、車両による巡回診療所等を導入する。
- 東日本大震災においては、「東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて（通知）」を発出し、仮設診療所を開設する場合の医療法の規定に基づく診療所の開設許可又は届出での手続きを事後的に実施できること等、医療法等の弾力的な運用を可能とした。

3) 医療施設の早期再建

1) 公立医療施設の再建・復旧

- 医療施設の被災状況を把握するとともに、被災者の状況を考慮しながら早期再建に努める。

2) 民間医療機関の再建支援

- 被災した民間医療機関が多かったり、あるいは被災の程度が深刻であった場合には、自主再建に任せることが地域医療体制の再開の著しい遅れにつながりかねないため、自治体においても再建支援策を検討し、地域医療体制の整備を推進する。

3) 精神医療の充実

- 災害によって新たに精神障害を発症するケースのほか、被災により既往症状が再発するケースも増加すると考えられるため、専門的人材の確保を図り、通常以上の精神医療ニーズに的確に対応する。

②保健対策

1) 健康診断・健康相談の実施

- 災害による物資の不足や生活環境の変化に伴う疾病を防ぐため、被災者に対する健康診断や健康相談を充実する。
- 健康相談やメンタルケア等の保健サービス機能に関しては、保健所等の既存施設や避難所、仮設住宅等に相談窓口を開設する。また、電話相談や巡回相談、啓発冊子等の配布を行い、被災住民の健康維持を図る。
- 発災後は、他の地域に避難する被災者も数多く発生するため、被災者の所在把握に努め、公的サービスの実施状況等に関する広報紙やマスメディア等による適切な情報発信を行う。

2) 応急仮設住宅地への巡回健康相談の実施

- 大規模な災害を経験したことによる精神的なダメージや、慣れない不便な避難生活が長期化することにより、身体面・精神面での健康が損なわれる被災者が発生する可能性がある。このため、避難所や応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者を中心とした巡回健康診断・健康相談を行う。

事前 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設診療所の運営（設置場所・診療科目・医師の配置等）に関する地元医師会等との事前協議 ○公立医療施設の再建支援策の検討 ○民間医療機関への再建支援のための助成方策（適用事業、助成金額、資金の使途、期間等）についての事前検討
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P141 【19950173】 地域医療体制の早期整備対策の実施（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P141 【19950175】 被災医療機関に対する復旧支援（平成 7 年 阪神・淡路大震災） ・ P255 【20030212】 国民健康保険病院の災害復旧（平成 15 年 宮城県北部連続地震：鹿島台町）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P122 【20110208】 保健師等による訪問対応（平成 23 年 台風 12 号による災害：新宮市）

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5-3】

項目： (3) 福祉対策

趣旨・概要

○災害により新たな福祉需要が発生することが考えられる一方、福祉施設の被災により福祉サービスの供給がままならなくなる場合も予想される。また、災害発生以前から福祉サービスを受けていた被災者に対して、従前のサービスが供給できなくなることも考えられる。このため、被災後の福祉需要の動向を的確に把握した上で、福祉施設の早期復旧と福祉人材の確保を行う。また、新たに福祉サービスを必要とする被災者に対する情報提供に努める。

1) 地域福祉の体制整備
2) 生活保護

項目・手順等

①社会福祉施設の再建

○被災により新たに在宅・施設福祉サービスが必要となる要援護者が発生することが予想される一方で、福祉施設の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられる。このため、施設の拡充・整備による施設サービスの早期復旧を図る。

1) 社会福祉施設の復旧

○施設の被害状況を調査した上で、被災施設の早期復旧を図る。

2) 新たな社会福祉施設の設置検討

○施設福祉サービスの需要の動向と既存施設の被災状況を考慮し、状況によっては施設の新設について検討する。

②在宅福祉サービス等

○高齢化により年々在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。このため、民生委員等による巡回訪問等を実施し、要援護者に対する在宅サービスの充実を図る。

1) 要援護者の把握と支援体制の整備

○応急仮設住宅入居者や避難所生活者を中心に保健師等の巡回を実施し、災害により新たに要援護者となった被災者の把握に努める。

○要援護者に対しては、定期的に民生委員を派遣するなど、支援体制の早期確立に努める。

○ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの在宅3サービスの実施に当たっては、被災状況や避難生活の長期化等を配慮し、対象者を広げるなど、サービスの拡充に努める。

2) 一時入所の実施

○入所可能な施設及び受入可能人数を把握し、需要調査結果と比較して、施設が不足する場合は、福祉施設に定員以上の受入を要請、又は他自治体への依頼、国への要請等を行う。

③生活保護

○被災によって新たに生活保護が必要となる被災者が発生することが予想される。このため、生活保護制度に対する広報の充実にも努めるとともに、新たな要保護者の発見に努める。

1) ケースワーカーの巡回による要保護者の早期発見

○応急仮設住宅入居者や避難所生活者等に対してケースワーカーの巡回訪問を実施し、要保護者の実態（数・状況等）の早期把握に努める。

2) 生活保護制度に関する広報の充実

○応急仮設住宅入居者等を中心に、生活保護制度に関する小冊子等を配布し、制度の周知徹底と利用促進に努める。

留意点

○被災した災害弱者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受入人数の調整を図る。

○一時入居者の転所、退所にあたっては入居の必要性、入居者の希望等に配慮し、適切に対処する。

○特別養護老人ホーム等の福祉施設が被災した場合には、周辺の福祉施設と調整を図り、被災施設の入居者の受け入れ先を速やかに確保し、移転が図られるようにする。この場合、入居者はできるだけまとまった形で周辺施設へ移転することに配慮し、移転先で入居者が孤立することのないように調整することが重要である。

事前 対策	<p>1) 社会福祉施設の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡システムを定める。 ○新たな社会福祉施設の建設可能地の事前選考を行う。 <p>2) 一時入所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時入所の実施について、国と協議すべき内容を整理する。また、一時保護基準について検討しておく。 ○当該市町村や近隣市町村における福祉施設の所在地、入所可能な人数を把握しておく。 ○当該市町村における介護が必要な高齢者、障害者の名前、所在地等を把握しておく。
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P77 【19910116】 災害弱者支援（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P96 【19930110】 高齢者対策（平成5年 北海道南西沖地震：北海道） ・P142 【19950176】 福祉施設の復旧事業（平成7年 阪神・淡路大震災）

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5-4】

項目： (4) メンタルヘルスケアの充実

趣旨・概要	<p>○災害により健康障害が発生する場合や被災による精神的なダメージ(PTSD:心的外傷後ストレス障害)が原因となって身体機能が低下する等の影響を受ける被災者が発生する可能性がある。従って、このような被災者の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケアを行う。</p>
項目・手順等	<p>①こころのケアに関する相談窓口の設置</p> <p>○災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ(心的外傷後ストレス障害:PTSD)に対処するため、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施する。</p> <p>1) 心の相談窓口の開設</p> <p>○保健所等の地域の拠点となる施設に心の相談窓口を開設する。</p> <p>2) 巡回相談の実施</p> <p>○精神保健医療の専門の人材によるチームを編成し、避難所や応急仮設住宅を中心に巡回精神相談を実施する。</p> <p>②児童・生徒に対するこころのケア事業の実施</p> <p>○幼少期の被災の経験はその後の人格形成に大きな影響を与える場合があることから、児童・生徒のこころのケアに関する対策を充実する。</p> <p>1) 児童相談の実施</p> <p>○学校や児童館等を中心に児童・生徒に対する精神相談窓口を設置する。また、遊び場を確保し、子どもの精神的な健康の早期回復を目指す。</p> <p>2) 児童電話相談の開設</p> <p>○電話相談等を開設し、子どものこころのケアに努める。</p> <p>3) 要ケア児童に関する情報収集</p> <p>○教育委員会(学校)や児童委員等との連携を図り、要ケア児童に関する情報収集を行う。</p> <p>4) 学校巡回相談の実施</p> <p>○各学校の校長は、教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による児童・生徒のこころのケア対策に努める。</p> <p>③専門的人材の育成・確保</p> <p>○被災による精神障害は、災害から長期間が経過してから発生する場合も多く、復興期には専門的人材の育成と確保に努める。</p> <p>○精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の精神医療に関する専門職員の育成と確保に努め、被災者のこころのケアに努める。</p>
留意点	<p>○身体の健康管理に関しては、一般的に高齢者や障害者、慢性疾患を持つ人などが身体の異常を生じやすいことから、優先的に対処する必要がある。</p> <p>○一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要である。</p> <p>○特に高齢者や障害者への支援を実施するためのマンパワーの確保を図るために、社会福祉協議会等を通じて、福祉関連の専門ボランティアを募集し、ボランティアを活用した介護やケアにあたる。</p> <p>○人的被害で家族の内一人だけ残されるような場合では、遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的ケアが必要である。</p>
事前対策	<p>○こころのケアに関する相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTSDに関する事前研修の実施 <p>○児童・生徒に対するこころのケア事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものこころのケアに対する体制の整備 ・小中学校との連携によるスクールカウンセラーの設置等の推進 <p>○自治体職員等活動要員のためのケア体制</p> <p>○心のケア等の専門知識を持った専門家の確保・育成</p>

事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P142 【19950177】被災者のこころのケア対策（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P142 【19950178】子どものこころのケア対策（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P216 【20000422】震災対策従事者に対する研修（平成 12 年 鳥取県西部地震：鳥取県）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P217 【20150104】被災者の心のケア対策（平成 27 年 口永良部島噴火による災害：屋久島町） ・ P338 【20160143】医師・看護師等による避難者等巡回（平成 28 年 熊本地震：熊本市）

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5-5】

項目： (5) 学校の再開

趣旨・概要

○災害が発生し、避難が必要となった場合、小中学校は避難所として長期間通常の利用ができなくなることが予測される。このような事態に対して被災した児童・生徒への教育の確保を図るために、教育施設の早期再検討による教育の場の確保が課題となる。また、被災した児童・生徒に対し、授業料の減免や教科書等の供与等の支援策を実施する。

項目・手順等

①教育施設の復旧

1) 公立学校の施設の復旧

○施設の被災状況や避難所としての利用、復興状況等を勘案し、かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう、優先的に学校施設の再建を行う。

2) 私立学校に対する再建資金の助成

○都道府県の基金等の活用により、私立学校に対する再建資金の助成等の支援を実施する。

②教室の確保

1) 仮設校舎の建設

○被災により教室が不足している学校については、応急仮設校舎の建設を検討する。

○なお、国の公立諸学校建物其他災害復旧費補助金の対象となるため、建設する場合は必要に応じて補助金の申請を行う。

2) 民間施設等の利用の検討と協力依頼

○学校の被災が著しく、かつ仮設校舎の建設用地に不足があるなどの場合には、早期授業再開のため、社会教育施設や民間施設の一部を教室として利用することを検討するとともに、関係機関等に協力を依頼する。

③被災児童・生徒への支援

○被害の影響が児童・生徒の生活基盤におよぶ場合、一時的に授業料を納入することができなくなったり、学生生活を継続するのが困難になることが予想される。このような事態は公立・私立を問わず全ての児童・生徒に起こり得るため、被災児童・生徒に対する授業料の免除等の支援策を実施する。

1) 授業料等の軽減

○被災により生活基盤を喪失した者に対して、授業料等の軽減等の対策をとる。

2) 学用品の支給

○災害救助法が適用となる場合は、児童・生徒に対して無償で教科書等の学用品を支給する。

3) 転校等についての柔軟対応

○近隣自治体も含め、各学校長に対して、被災による転入学児童・生徒についての弾力的な取り扱いを依頼する。

④入学試験への対応

○災害の発生した時期によっては、被災地内の児童・生徒・学生が入学試験を受けられなかったり、会場等の施設の被災や交通機関の復旧の遅れ等により入学試験が混乱することも想定される。その際には、不公平が生じないよう、関係機関との協議・連携のもと、対策を講じる。

○受験者間に不公平が生じないよう、関係機関との協議を行い、入学試験の日程変更や出願締切りの延期、会場の変更等の柔軟な対応をとる。

事前 対策	<p>1) 公立学校の施設の復旧 ○学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協定 ○再建事業の手続きの簡略化等に関する事前検討</p> <p>2) 私立学校に対する再建資金の助成 ○私立学校に対する再建支援策についての事前検討</p> <p>3) 代替施設の校舎としての利用検討 ○地域内の民間施設についての被災時の教室としての利用可能性の調査 ○民間施設の教室としての利用に関し、施設管理者との事前協議及び協力依頼</p> <p>4) 被災児童・生徒への支援 ○災害救助法による教科書等の供与手順のマニュアル化 ○災害救助法の適用外の教科書供与に関する事前検討 ○被災による転校についての国や自治体、学校等との事前協議(手続きの簡略化等を含む)</p> <p>5) 入学試験の日程変更等 ○入学試験等に対する柔軟対応の方策等に関する学校等との事前協議</p>
事例集	<ul style="list-style-type: none"> ・ P139 【19950166】 学校教育施設の再建 (平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県) ・ P140 【19950167】 仮設校舎の建設 (平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県) ・ P140 【19950168】 私立学校等に対する復旧支援 (平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県) ・ P140 【19950169】 被災者を対象とした教育支援制度 (平成7年 阪神・淡路大震災：西宮市) ・ P140 【19950170】 奨学金の貸与 (平成7年 阪神・淡路大震災：日本育英会) ・ P140 【19950171】 大学入試日程の変更情報 (平成7年 阪神・淡路大震災：大学入試センター) ・ P184 【20000110】 学校再開手順 (平成12年 有珠山噴火災害：虻田町) ・ P201 【20000310】 授業料等減免 (平成12年 東海豪雨：名古屋市)

施策名： 公的サービス等の回復

【2-1-5-6】

項目： (6) ボランティアとの連携

趣旨・概要

○阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動に関する関心が全国的に高まっており、災害発生時には、全国から多数のボランティアが参集することが予測される。このため、ボランティアが活力を十分に発揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立し、早期復興をめざす。

項目・手順等

①ボランティアとの連携

○地域のボランティア団体が災害発生時に機動的に活動し、かつボランティア活動によるけが等に対する補償体制を整えるため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア登録窓口を整備する。また、被災地のボランティアニーズの把握と一般ボランティアの活動状況を把握し、ボランティアとの連携を図って各種の支援活動を行う。

1) ボランティア登録窓口の整備

- 社会福祉協議会や市区町村の窓口等にボランティアの登録窓口を設置し、一般ボランティアの活動の掌握と統制、管理を行う。
- 登録したボランティアに対しては、ボランティア保険についての周知徹底を図る。

2) ボランティアセンターとの連携協力体制の確立

- ボランティアセンターと行政との連絡・調整、情報の共有等のため、ボランティアセンターとの連携を強化する。

②ボランティアの育成

○被災から数か月が経過した復興期は、被災地外から参集した多くのボランティアが撤収し始める時期であり、地元地域のボランティア団体等が中心となっていくと考えられる。こういった地元地域のボランティア団体の中には、被災により新たに活動に参加する人も多く含まれると考えられることから、このような新規ボランティアの定着と、地元地域を自らの手で復興していこうという市民意識の醸成を図ることが重要である。

○したがって、被災により高まった各地域でのボランティアに対する市民意識を、今後より一層高めていくために、ボランティアの育成に努め、災害発生時の連携体制の強化を図る。

○特に、専門的な知識や技術を持った災害ボランティアの育成と連携体制の強化により、災害に強いまちづくりを目指す。

1) ボランティア講座等の開催・広報の充実

- 手話講座、ガイドヘルパー講座等のボランティア講座を開催するとともに、ボランティア活動やボランティア保険等についての広報を充実する。

2) 災害ボランティアの育成

- 東京消防庁の「災害時支援ボランティア制度」をはじめとし、各自治体や消防庁で設けている専門ボランティアの育成を推進する。

留意点

1) ボランティアの受入に関して

○人員が不足しているボランティアの種類をマスメディアその他の媒体を活用して募集する。特に専門性が求められるものに関しては、公的研究機関や大学等へ依頼することも考えられる。

○作業の安全性に十分に配慮するとともに、定期的にボランティアの健康管理を行う。

○被災者が自立することも重要であり、従ってボランティアが行う活動の分野としては、基本的には高齢者や災害弱者を対象とするものや特に専門性が求められるものに限られるべきである。

2) ボランティアへのオリエンテーション

○特に訓練を受けていない一般ボランティアについては、被災者などのプライバシーを守ることや被災者の感情を逆撫ですることのないように短時間のオリエンテーションを受けさせるようにし、被災地域において効率的な働きができるように手配する。

3) 宿泊等の手配

○宿泊場所の手配等については基本的にボランティア自身にゆだねることが基本となるが、大規模な被害が発生した場合は、市町村においても積極的な情報提供を行うようにする。

	<p>4) ボランティアセンターへの設備整備 ○複数のボランティアセンターが設置される場合には、コピーやFAX、無線機等の事務機器や交通手段となる自転車等の手配にも努める。</p>
<p>事前 対策</p>	<p>1) ボランティア活動拠点の設置検討 ○災害時にボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、自治体は、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア受付窓口、活動場所等の活動拠点の設置を検討しておくことが重要である。</p> <p>2) ボランティアへの情報提供 ○行政はボランティアセンターとの連携体制を確立し、ボランティアの活動情報などを集約、管理し、ボランティアへ情報を提供する体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>3) ボランティア活動支援策の検討 ○災害時にボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティア保険等の支援策について検討しておくことが必要である。</p> <p>4) ボランティアの育成 ○発災後に被災地外から参集したボランティアの多くが撤収し始めると、それ以降の復興期には地元地域のボランティア団体が活動の中心となっていくと想定される。このため、平常時から各地域でボランティアに対する市民意識の醸成を図り、ボランティア、ボランティア・コーディネータを育成しておくことが望まれる。</p> <p>5) ボランティア団体のネットワーク化 ○被災地が高齢者の多い地域等では、高齢者介護の専門ボランティアの確保に努める。時間経過に伴い、一般ボランティア数は減少し、従前からの地域の登録ボランティアや団体等が被災者等の生活再建支援のためのボランティア活動へと移行するものと考えられるが、その後も新規にボランティア活動へ参加する人も生まれてくる可能性が高い。そのため、地域に根ざしたボランティアの育成を継続して行うことにより、地域ボランティアの確立とその育成が図られるようにする。また、地域ボランティア組織として確立するために、ボランティア組織のNPO等への支援も検討する。</p> <p>○ボランティアの活動を長期的に継続化していくためには、登録受付、派遣の依頼、活動報告までを含めた活動フローのマニュアル化を図ることや、どのような機関がどのような活動を行っているのかという情報の収集と整理、民生委員協議会等の既存の地域団体等への情報提供等を行っていくことが望まれる。</p> <p>○ボランティアが活動を行っていくための財源の確保のため、寄付金の募集や助成を行うことを検討する。</p>
<p>事例集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P141 【19950172】 ボランティア活動のコーディネート（平成 7 年 阪神・淡路大震災） ・ P141 【19950174】 災害復興ボランティア活動に対する助成（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P277 【20040310】 被災地を支援する市民活動への助成（平成 16 年 台風 23 号：神戸市） ・ P296 【20040410】 被災地を支援する市民活動への助成（平成 16 年 新潟県中越地震・新潟県：長岡市等）

第二章 分野別復興施策

2.2 安全な地域づくり

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

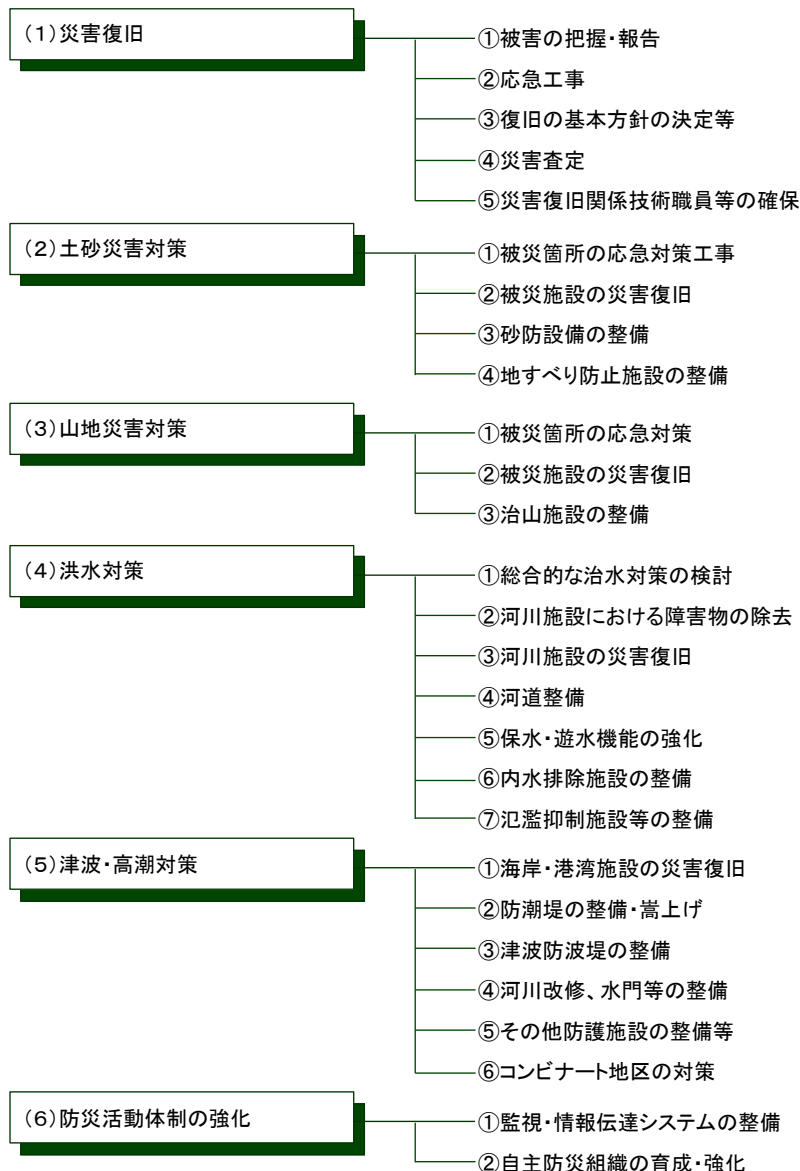
施策1：公共土木施設等の災害復旧

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 地方公共団体が管理する公共施設や公共土木施設等が災害を受けた場合、迅速な効用回復によって民生安定を図り、また被害の発生を防止する必要がある。
- 地方公共団体は、関連する法制度等を活用して、災害復旧事業を進めると共に、適切な地方財政措置を受けることが必要である。
- ここではまず、基本的な災害復旧制度について概説し、災害の種類に応じた防災施設等の復旧・整備の考え方を示すこととする。

全体の
枠組み



■災害復旧制度の概要

- 地方公共団体が管理する施設が災害を受けたとき、国の負担金や補助金により復旧事業を行なう法律上の制度としては、次の2つが国庫補助制度の二大根幹となっている。
- a. 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律169号、以下「暫定法」という。）農林水産業の維持と経営の安定に寄与することを目的とする。
- b. 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律97号、以下「負担法」という。）公共の福祉を確保することを目的とする。

- 暫定法または負担法の対象とならない公共施設の災害復旧事業に対する国庫補助の制度としては、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」（昭和28年法律247号）、「公営住宅法」（昭和26年法律193号）のほか水道法、下水道法等のなかにも災害に関する規定がある。
- このほかにも激甚災害が発生した場合の特別措置として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、それまで、激甚災害の発生の都度、個別的に立法されてきた各種の国の補助、負担等に対する災害特例法を総合し、暫定法及び負担法とあいまって、災害復旧事業に対する国の補助制度の合理的かつ恒久的制度の確立を図ろうとしたものである。
- 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記された。

表 2.2.1-1 主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 公立学校施設災害復旧費国庫負担法	農林水産省
3) 文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（国立学校、文化財）		文部科学省
4) 厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法、 児童福祉法、 老人福祉法、 身体障害者福祉法、 知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
5) その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市施設災害復旧事業 ②公営住宅災害復旧事業 ③空港災害復旧事業 ④鉄道災害復旧事業	公営住宅 空港法 鉄道軌道整備法	国土交通省

■災害査定制度

- 災害査定とは、地方公共団体からの国庫負担申請を受けて、主務省の災害査定の担当官が現地に赴き、設計書の審査や被災箇所の現地調査を行い、復旧工法や事業規模そして事業費を事実上決定する行為である。なお、この災害査定には財務局等の職員がその調査に立ち会うこととされており、これが「災害復旧事業費の査定立会制度」である。このように、復旧事業を早期に実施するという観点から、現地において事業費を即決する仕組みになっている。
- なお、災害発生後、被害の拡大防止や救援活動のためなど、緊急に措置しなければならない場合には、災害査定を待たずに被災後ただちに地方公共団体において応急復旧工事を実施しており、これに要した費用についても後日の査定の対象となる。ただし、その応急復旧工事が恒久復旧にも利用できることが必要となる。
- また、査定及び立会での詳細な査定基準として、各省各施設毎に査定要綱、査定要領、あるいは査定方針が定められており、査定事務の具体的な運用はこれらの方針等によって行われる。

■原形復旧の原則

- 暫定法及び負担法等の法律において、災害復旧事業とは、「災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する」ことを目的としている。
- 「原形に復旧すること」とは、「被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること」と定められている。
- 原形に復旧することが不可能、著しく困難または不相当である場合においては、従前の効用を復旧するための施設の建設、または当該施設に代る必要な施設を建設することも原形復旧に含まれる。

表 2.2.1-2 負担法・暫定法による原形復旧の範囲

出典：農業災害Q&A

種類	範囲
原形復旧	被災した施設を旧位置に原施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事
効用回復	施設に被災が無くても、災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に、原施設の効用を回復する工事
原形復旧不可能	被災施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合や原形の判定が困難な場合に、被災前の位置に被災施設の従前の効用を回復するために必要な施設をつくる工事
原形復旧困難あるいは不適当	被災施設の原形復旧が可能でも、災害による状況変化等により原形復旧が困難又は原施設の効用回復上原形復旧することが技術的に不適当な場合に、原形復旧に替えて必要な施設を整備する工事
施設を統合	被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が妥当な場合に、原施設の従前の効用回復を限度として施設を統合する工事

■改良復旧

- 災害復旧事業は、原形復旧が原則であり、災害査定によって決定される金額は、原形復旧に必要な額までである。しかし、被災の状況によっては原形復旧のみでは事業の効果が限定され、再度同様の自然災害で被災する場合がある。
- 再度災害の発生を未然に防止するための国庫補助の制度として、災害関連事業及び災害復旧助成事業がある。これは、災害復旧事業に別途改良費を加えて事業を実施するもので、改良復旧事業と呼ばれる。

1) 災害復旧助成事業

- 災害復旧助成事業は、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合に、大規模な改良工事を行うことを目的としたもので、被災していない箇所も含め「一定区間」について改良復旧する制度である。ちなみに、災害復旧助成事業は、いわば大規模な災害関連工事といえることができる。
- 災害復旧事業という性格から、一般の改修事業に比べてかなり短期間（4か年ないし5か年）で完成するものである。

2) 災害関連事業

- 災害関連事業は、災害復旧事業として暫定法や負担法で採択された箇所、またはこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するために、さらに構造物の強化を図るための改良工事を行うことを目的とするものである。
- 後述の災害復旧助成事業と仕組みは同様であるが、事業費や工事規模が小さいものについても採択ができる制度で、事業の早期完成を図ることができ、再度災害の防止に大きな役割を果たしている。

■激甚災害対策特別緊急事業

- 激甚な被害を被った地区で再度災害を防止するために、一定の計画に基づいて集中的に行う復旧整備事業である。災害復旧事業や改良復旧事業の対象とならない箇所の整備も行う事業で、災害関連事業を実施した次年度以降に行われる。
- 河川法、砂防法、海岸法、森林法、地すべり等防止法、治山治水緊急措置法などに基づいて行われる事業である。

■災害対策緊急事業推進費

- この事業は、被災地域の再度災害防止に係る事業に対して、年度途中であっても被災直後から事業ができるなど、より機動的に対応できるようにするもので「災害対策の部」「公共交通安全対策の部」により構成される。
- 対象事業
 - ・再度災害防止等災害対策上緊急に実施すべき次の事業
 - ・避難所を含む大規模な家屋浸水を防止するための施設整備
 - ・緊急点検結果に基づく既存堤防等の質的強化対策事業
 - ・土砂災害を受けた地域における対策事業
 - ・被災時に通行できなかった避難路の改良
 - ・地域住民が安心して判断や行動するために必要な情報の提供など

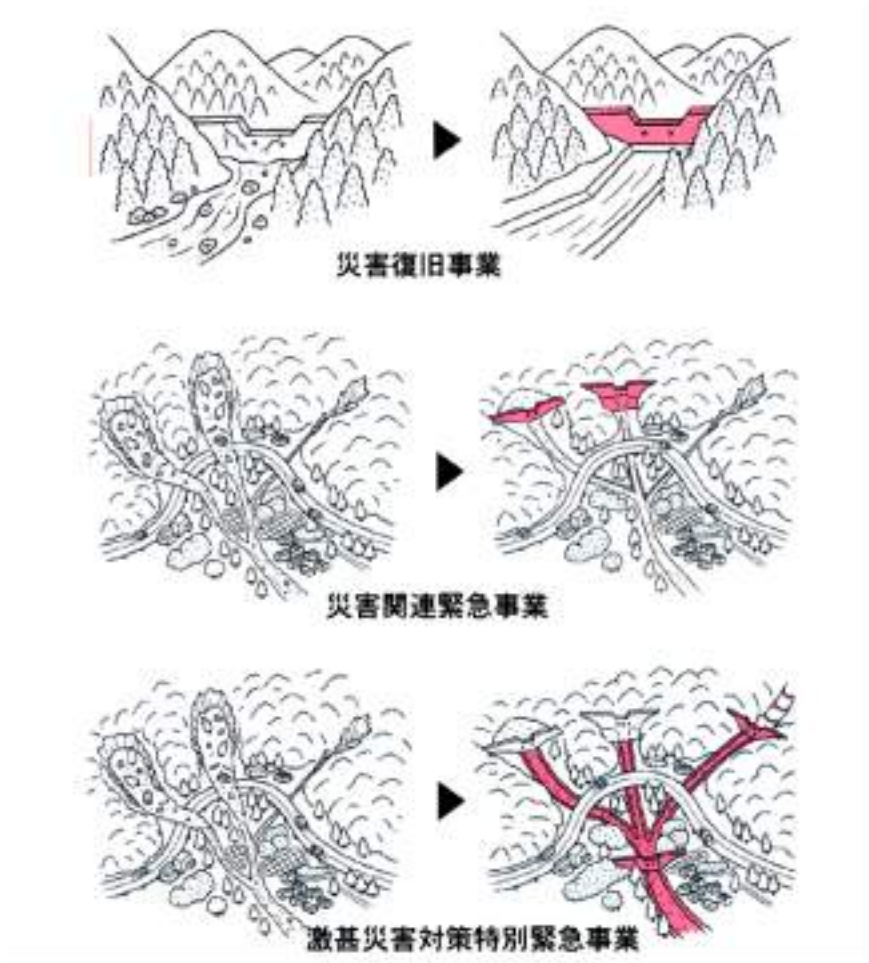


図2.2.1-1 災害復旧事業・災害関連事業・激甚災害対策特別緊急事業の違い
出典：砂防関係事業対策の手引き

留意点

■環境との調和

- 近年は、地球環境から身近な自然環境まで、その保全や改善が社会資本整備においても重要な課題となっている。災害復旧事業もその例外でなく、事業の実施に当たって自然環境との調和や良好な環境づくりに努めることが求められており、そのための事業ガイドラインが作成されている。
- 平成9年には河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的に位置づけられた。また、平成11年には海岸法も改正され、「海岸環境の整備と保全」「公衆の海岸の適正な利用」が法の目的に加えられた。これらを受けて、災害復旧について次のような方針・ガイドラインが示され、復旧事業・関連事業における災害査定での取扱い等も示されている。
 - 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成10年6月）
 - 「農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）」（平成10年5月）
 - 「美しい海辺を守る災害復旧ガイドライン（案）」（平成13年9月）
- 河川における「特定小川災害関連環境再生事業」などもこうした事業の一つである。これは、小規模な河川の災害復旧において、被災箇所付近に学校・公園・病院等の公共施設または史跡や歴史的記念物が存在する場合や、自然環境に関する法令により事業に制限を受ける場合、また被災箇所付近において絶滅の恐れのある野生動植物の生息が確認された場合などに災害復旧費に改良費を加え、一連区間を環境に配慮した工法で復旧し、河川機能の保全と公共の福祉の増進を目的とする事業である。
- なお、前述の「堆積物・降灰・流木等の除去事業」によって除去により発生した降灰・土砂・木材等の処分についても、環境への負荷を小さくすることが求められている。
- 東日本大震災からの復旧のうち、河川・海岸構造物等の復旧に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（平成23年11月）に基づき、景観への配慮事項・配慮方法が定められ、復旧後の対象地域の景観の維持・向上が目指されている。

施策名： 公共土木施設等の災害復旧

【2-2-1-1】

項目： (1) 災害復旧

趣旨・概要

○被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けて一連の手続きを定める。
○なお、一般的な公共土木施設等の災害復旧は、概ね図のように進められる。

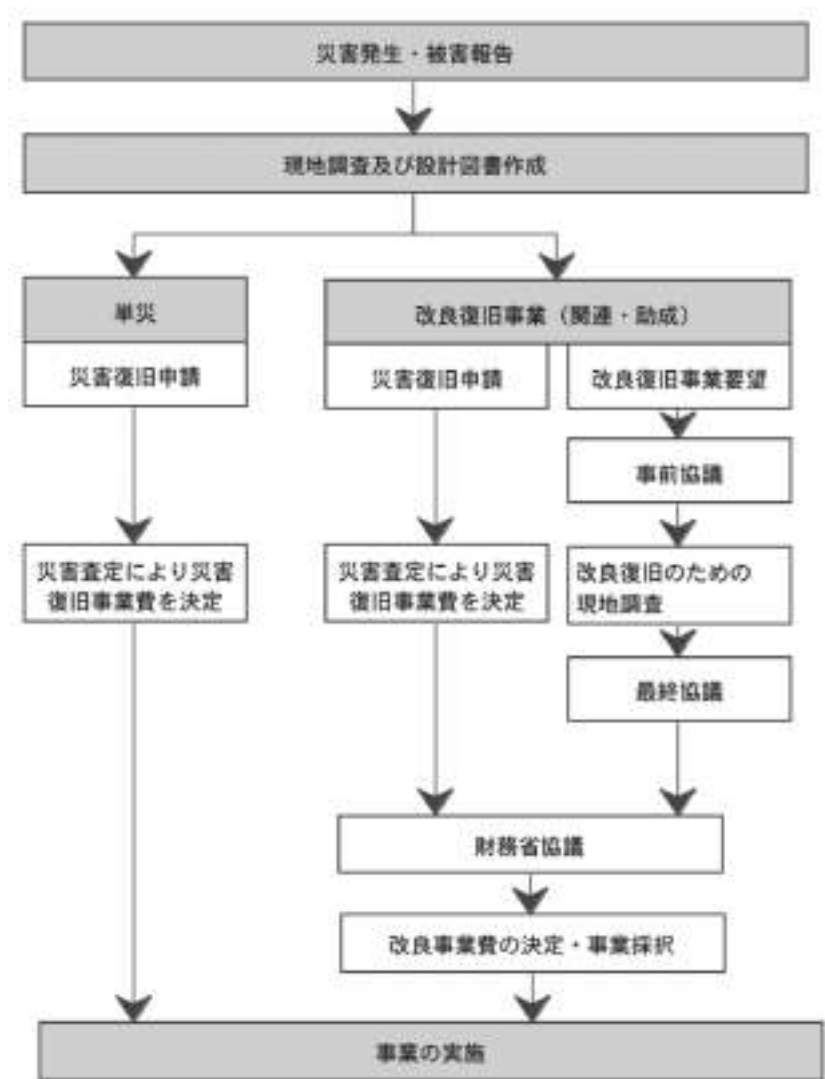


図2. 2. 1-2 災害復旧の手順

項目・手順等

①被害の把握・報告

1) 被害状況の都道府県集計と国への報告

- 迅速な災害復旧を行うためには、被害状況を早期に把握して関係各省庁に報告し、災害復旧に向けた支援を受ける必要がある。
- 都道府県の所管課は、施設の管理者もしくは市町村又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに都道府県全体の集計を行い、その結果を国の主務省庁に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）する。
- 公共施設等に関する被害報告については、それぞれの施設の復旧事業に関する事業要綱等で報告時期、報告内容・様式等が詳細に決められている。

2) 災害緊急調査の要請

- 大災害が発生し、緊急を要する場合には、主務省に災害査定を担当官の派遣を要請して災害緊急調査を実施することで、現地において被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧方針などについての助言を得ることができる。

3) 激甚災害指定の検討と激甚災害指定の推進

- 都道府県（所管課）は、市町村からの被害状況報告に基づいて被害状況等を検討し、都道府県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。
- 市町村は、都道府県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 都道府県（所管課）は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、消防防災担当課に対しその旨を報告する。
- 消防防災担当課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

② 応急工事

- 被害の把握・報告と併行して、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。
- 応急工事は原則として管理者の負担で施行されるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合にはその全部又は一部が国庫負担の対象となる。

1) 被災事実を示す写真等の撮影

- 応急工事等を災害査定前に実施する場合、写真が被災事実確認の重要な資料となるので、メジャー等を添え、被災範囲、数量、規格等が確認できるように写真等を撮影しておく必要がある。

2) 負担法・暫定法による応急工事

- 主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費には、次の2種類がある。
- 1) 「応急本工事」：査定を待たずに被災施設を短期間に原形に復旧する工事の全部又は一部を施工する工事。
- 2) 「応急仮工事」：復旧工事（本復旧）が完了するまでの短期間に、査定を待たずに被災した施設の効用を最小限必要な範囲で確保する工事。
負担法：堤防の破堤の拡大防止のための措置、被災した道路の迂回路の確保、仮橋の設置など
暫定法：湛水排除、増破防止又は仮締切工事、応急かんがい排水のための仮工事仮道等工事など
- 応急工事については、復旧工事に利用できるような工法・材料で施工された場合には、最終的に災害復旧の中に入れて採択されることとなっている。
- なお、一定の金額以上の応急復旧工事は事前協議の対象となる。

③ 復旧の基本方針の決定等

1) 復旧の基本方向の決定

- 都道府県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市町村の意向等を勘案するとともに、迅速な原形復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

- 被害を受けた公共施設等の管理者は、1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。
- なお、被害を受けた公共土木施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

④ 災害査定

1) 災害査定申請

- 都道府県（所管課）は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、都道府県営災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。また、市町村営災害復旧事業については副申を行う。

2) 査定計画の作成と協議

- 都道府県（所管課）は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。
- 災害査定は原則として1度限りであることから、スケジュール、説明者、提出資料等について十分な準備を行う必要がある。

3) 査定の迅速化

	<p>○災害査定を迅速に実施するため、総合単価や机上査定限度額の引き上げを要請する。 (総合単価) ○災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化、迅速化するため、総合単価が設定されている。 ○総合単価は、単位あたりの直接工事費によって算出される。なお、申請の限度額は、平成26年に撤廃されている。 (机上査定) ○実際に現場で行う査定のほか、写真等の資料を基に行う机上査定がある。これは、負担法関連では通常300万円以下、暫定法関連及び文教施設では200万円以下の案件が対象となる。 ○大災害の場合には、この限度額が引き上げられることがある。</p> <p>⑤災害復旧関係技術職員等の確保</p> <p>1) 都道府県営災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地を管轄する都道府県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の主管課に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。 ○本庁主管課は、被災地以外を管轄する都道府県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、必要な措置を講じる。 ○本庁主管課は、都道府県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国にあつ旋を要請するなど、必要な措置を講ずる。 <p>2) 市町村営災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村において、災害復旧事業に係る技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する都道府県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。 ○災害復旧事業を所管する都道府県の部局の主幹課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は都道府県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。 <p>3) 災害復旧技術専門家派遣制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害発生時には、災害復旧業務の実践経験を積んだ技術者が不足がちなことから、地方公共団体からの要請により、災害復旧制度に熟知し、復旧工法に関する高度な技術的知識や実践経験が豊富な専門家を災害現地に派遣し、災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行うことを目的として平成15年に創設された制度。 ○手順：派遣要請は、地方公共団体等が（社）全国防災協会を通じて行う。 ○活動に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・支援・助言は無報酬のボランティア活動として行われる。 ・派遣に要する交通費・宿泊費等の実費は、原則として派遣要請を行った地方公共団体等が負担。
留意点	<p>■復興法に基づく災害復旧事業の代行</p> <p>○「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記された。</p>
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P201 【20000311】 災害復旧への取組み（平成12年 東海豪雨：愛知県） ・ P216 【20000423】 余震で被害が増大（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・ P255 【20030213】 復旧工事の被災地周辺事業者への発注（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県）

施策名： 公共土木施設等の災害復旧

【2-2-1-2】

項目： (2) 土砂災害対策

趣旨・概要

○土砂災害の発生による被災箇所の復旧と、再度災害の発生を防止するための砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防関係施設」という。）の整備を図り、周辺居住者への安全性の確保、あるいは道路、鉄道等の寸断を防止する。

項目・手順等

①被災箇所の応急対策

- 都道府県・市町村は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。
- 都道府県・市町村は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所等の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

②被災施設の災害復旧

○都道府県・市町村は、既存の砂防関係施設が土砂災害の発生により被災した場合は、その被災の直接原因を明確にすることにより適切な工法を決定し、速やかに災害復旧工事を行い、安全性の確保に努める。

表 2.2.1-3 災害復旧に適用される事業手法

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
河川等災害復旧事業	2/3 (8/10 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	○砂防関係施設の速やかな復旧をはかるもの ・都道府県が維持管理する砂防関係施設の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費：都道府県 120 万円以上	負担法、激基法 (国土交通省)	都道府県

③砂防設備の整備

○土石流等の発生後は、被災地域においては、発生した土石流等の被害規模や形態を踏まえて、砂防堰堤等の砂防設備を整備する。

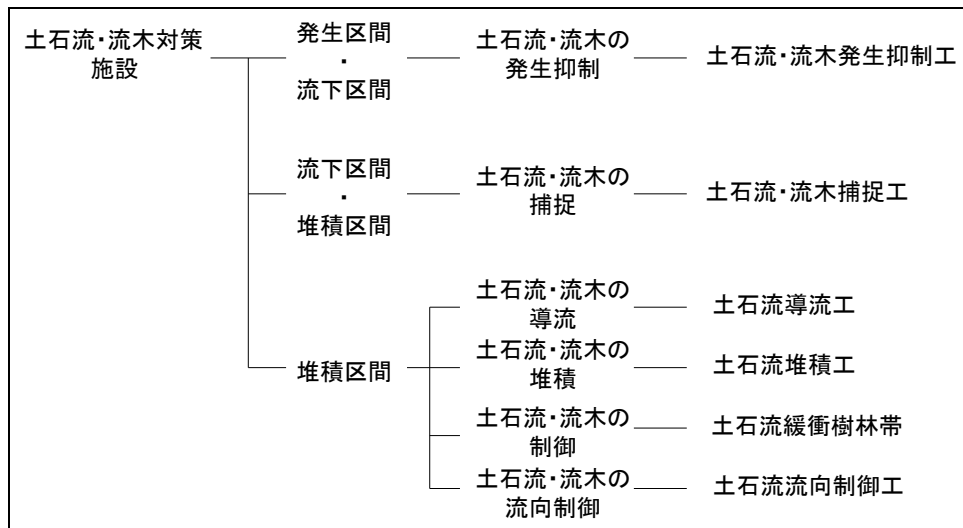


図2.2.1-3 土石流・流木対策施設の種類

出典：「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）及び同解説」（平成28年4月）

表 2.2.1-4 砂防関係事業制度（その1）

事業名	主な助成対象	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急砂防事業	補助率：2/3 (10/10 沖縄、8.5/10 奄美)	<p>○当該年発生 of 風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生 of 山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所 of 事業費が3,000万円以上 of もの。</p> <p>1. 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの</p> <p>2. 公共 of 利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>①鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別 of 財政援助等に関する律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの</p> <p>②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの</p> <p>③人家10戸以上</p> <p>④農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該地域に存する人家 of 被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p>	砂防法 (国土交通省)	都道府県

事業名	主な助成対象	要件	根拠法等	実施主体
砂防激甚災害対策特別緊急事業	補助率： 5.5/10 (9/10 沖縄、7/10 奄美)	<p>1. 対象地区</p> <p>○土石流等により激甚な災害が発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内(おおむね3年)に緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業による整備事業費の合計額がおおむね10億円以上のもの</p> <p>①一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの(土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人)</p> <p>②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの(土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人)</p> <p>2. 採択基準</p> <p>○次期出水により、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等の砂防設備で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>①下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>②公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(ただし、イ又はニに該当する場合には、家屋が5戸以上あるものに限る。)</p> <p>イ 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないものその他公共施設のうち重要なもの</p> <p>ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの</p> <p>ハ 家屋20戸以上</p> <p>ニ 農地20ha以上(農地10ha以上20ha未満で、当該地域に存する家屋の被害を併せて考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p>	砂防法 (国土交通省)	都道府県

事業名	主な助成対象	要件	根拠法等	実施主体
特定緊急砂防事業	1/2 (通常) 5. 5/10 (火山) (9/10 沖縄、 2/3 奄美)	<p>○風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した溪流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの 2. 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの 3. 人家10戸以上 4. 農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) 	砂防法 (国土交通省)	都道府県

表 2.2.1-5 砂防関係事業制度（その2：火山）

事業名	主な助成対象	要件	根拠法等	実施主体
火山砂防激甚災害対策特別緊急事業	補助率： 5.5/10（9/10 沖縄、7/10 奄美）	<p>1. 対象地区</p> <p>○噴火等の火山活動により激甚な災害が発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内（おおむね5年）に緊急に実施することが必要な砂防事業による整備事業費の合計額が30億円以上のもの</p> <p>①一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実にある家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実にある家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの。（土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人）</p> <p>②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率（災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率）のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実にある家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実にある家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの。（土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人）</p> <p>2. 採択基準</p> <p>○次期出水等により、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等及び噴火等の火山活動により災害が発生した地域における住民の安全確保のために必要な土石流検知センサー、雨量計、監視カメラ等の設置で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>①下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの</p> <p>②公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの（ただし、イ又はニに該当する場合においては、家屋が5戸以上あるものに限る。）</p> <p>イ 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの その他公共施設のうち重要なもの</p> <p>ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの</p> <p>ハ 家屋20戸以上</p> <p>ニ 農地20ha以上（農地10ha以上20ha未満で、当該地域に存する家屋の被害を合わせて考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）</p>	砂防法 （国土交通省）	都道府県

④地すべり防止施設の整備

○地すべりによる災害は、地すべりの規模及び発生・運動機構、保全対象の重要度、想定される被害の程度等を考慮し、地すべり防止施設を整備する。

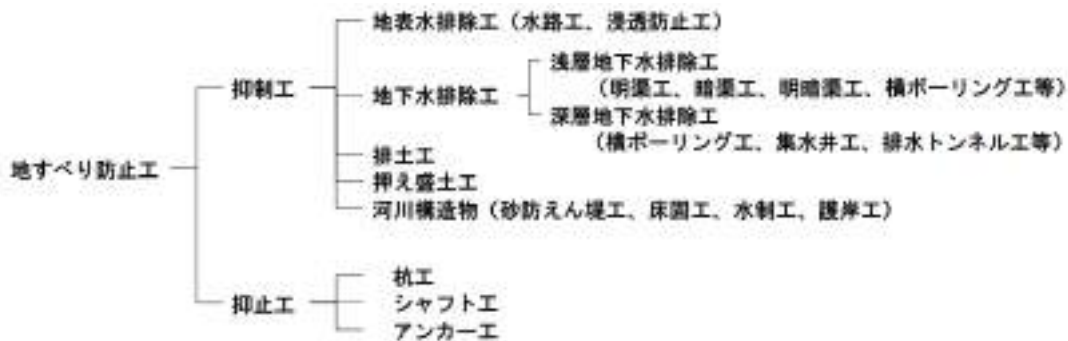


図2.2.1-4 地すべり防止工の分類

出典：地すべり防止技術指針及び同解説（平成20年4月）

表 2.2.1-6 地すべり関係事業制度

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急地すべり対策事業	補助率： （溪流に係る分） 2/3（8/10 沖縄、8/10 奄美）、（その他の分） 1/2（6/10 沖縄、8/10 奄美）	○当該年発生の風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの 2. 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 4. 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの	地すべり等防止法（国土交通省）	都道府県

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
地すべり激甚災害対策特別緊急事業	補助率： (溪流に係る分) 5.5/10 (8/10 沖縄、7/10 奄美)、(その他の分) 1/2 (6/10 沖縄、7/10 奄美)	<p>1. 対象地区</p> <p>○土石流等により、次の各号のいずれかに該当する災害の発生した一連地区のうち、特に地すべり現象が著しく、かつ、その危険度が増大しているものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となる地区とする。</p> <p>①一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの（土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人）</p> <p>②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの（土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人）</p> <p>2. 採択基準</p> <p>○国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>①地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して遂行する必要があるもの</p> <p>②多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川又は二級河川)に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>③鉄道、高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに市町村道のうち迂回路のないものその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>④官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>⑤人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p>	地すべり等防止法(国土交通省)	都道府県

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
特定緊急地 すべり対策 事業	補助率： (溪流に 係る分) 1/2 (8/10 沖縄、2/3 奄美)、 (その他 の分) 1/2 (6/10 沖 縄、2/3 奄 美)	○風水害、震災等により、地すべり現象が活発 となり、又は、ぼた山崩壊の規模が大となり、 危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難 い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべ りに隣接する上部斜面で、一定計画に基づ き、必要となる集水井工、集水ボーリング工、 表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工 事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事 によって被害が軽減される地域内において、 警戒避難体制にかかわる措置がなされてい るもの。 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流 河川(一級河川又は二級河川)に被害を及ぼ すおそれのあるもの 2. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府 県道並びに市町村道のうち指定市道及び迂 回路のないもの(激甚災害に対処するための 特別の財政援助等に関する法律第2条第1項 により指定された災害に限り、迂回路のある ものを含む)並びにその他の公共施設のうち 重要なもの 3. 官公署・学校又は病院等の公共施設のうち 重要なものに被害を及ぼすおそれのあるも の 4. 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの	地すべり等 防止法(国土 交通省)	都道府県

⑤急傾斜地崩壊防止施設の整備

○がけ崩れによる災害は、対象となる斜面の地形・地質等から崩壊の要因と崩壊の形態を想定し、安全性・耐久性・施工性・周囲の環境等を考慮して急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

分類	主な目的	工種	工種細分
抑制工	雨水の作用を受けないようにする。	排水工	地表水排除工 地下水排除工
		植生による法面保護工	植生工
	構造物による法面保護工	吹付工	モルタル・コンクリート吹付工
		張工	石張工、コンクリートブロック張工、コンクリート版張工 コンクリート張工
		補強土工	連続長繊維補強土工
		法枠工	現場打コンクリート枠工、吹付枠工 プレキャスト枠工
	押え盛土工	押え盛土工	
その他	その他の法面保護工		
雨水の作用を受けて崩壊する可能性の高いものを除去する。	不安定土塊の切土工	切土工(A)	
抑止工	雨水等の作用を受けても崩壊が生じないように力のバランスをとる。	斜面形状を改良する切土工	切土工(B)
		擁壁工	石積・ブロック積擁壁工 もたれコンクリート擁壁工 重力式コンクリート擁壁工 井桁組擁壁工
		アンカー工	グラウンドアンカー工
		地山補強土工	地山補強土工
		杭工	杭工
その他	落石を防止する	落石対策工	落石予防工 落石防護工
	雪崩を防止する	雪崩対策工	雪崩予防工 雪崩防護工
抑制工と抑止工の両方の目的をもつ工種		柵工	土留柵工 編柵工
崩壊が生じても被害が出ないようにする工種		かご工	かご工
崩壊が生じても被害が出ないようにする工種		待受工	待受式コンクリート擁壁工 待受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工
防止工施工時の防護工		仮設防護工	仮設防護柵工

図2.2.1-5 斜面崩壊防止工の分類

出典：新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針（令和元年5月）より作成

表 2.2.1-7 急傾斜地崩壊対策事業制度

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	1/2	○当該年発生の風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。 1. 急傾斜地の高さが 10m（人家等に実際の被害があったものについては 5m）以上であること 2. 移転適地がないこと 3. 人家おおむね 5 戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 4. 事業費が 1,500 万円以上であること	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（国土交通省）	都道府県

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率による補助をした場合に、その補助に要する経費(都道府県が1/2を超える率で補助した場合は、1/2超過分を除いた額)を補助する(間接補助)。	○激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。) 1. 「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地が発生したもの。 2. がけ地の高さが5m以上であること 3. 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。 4. 1箇所の事業費が600万円以上であること。	地方財政法	市町村

留意点

1) 住民対応

- 事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- 地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、土木関連の専門用語は使わず平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

2) 計画の策定

- 計画策定にあたっては、学識経験者等の協力も得て適切な計画づくりを行う。
- 砂防・治山・河川などの各種事業が関連するため、まず、それぞれの役割分担を明確にすることが必要となる。

3) 工事の実施

- 危険性が継続する場合には、監視体制、連絡体制の充実を図り、作業員の安全性を十分確保しながら工事を実施することが必要である。
- 工事実施中には、斜面の定期的な巡回や観測機器の設置等の安全管理を十分行い、二次災害が発生しないように十分な注意を払う。

4) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく特例

- 「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災都道府県の要請及び当該被災都道府県における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、砂防工事・急傾斜地崩壊防止工事について、被災都道府県に代わり国が代行できることが明記された。

事例集 I

- ・P30 【19820107】 砂防・地すべり施設の整備事例(昭和57年 長崎水害:長崎県)
- ・P77 【19910117】 河川事業との関連例(平成3年 雲仙・普賢岳噴火:長崎県)
- ・P154 【19970104】 土石流対策(平成9年 針原地区土石流災害:出水市)
- ・P246 【20030103】 治山、砂防及び農地整備事例(平成15年 水俣豪雨災害:熊本県)
- ・P304 【20040505】 高町団地の造成地復旧(平成16年 新潟県中越地震・長岡市:長岡市)
- ・P404 【20070405】 大規模盛土模造地地滑動崩落防止事業〔山本団地〕(平成19年 新潟県中越沖地震・柏崎市:柏崎市)
- ・P425 【20090105】 土石流対策(平成21年 中国・九州北部豪雨:山口県)
- ・P427 【20090106】 国の直轄権限代行による砂防事業の実施要請(平成21年 中国・九州北部豪雨:防府市)

事例集 II

- ・P161 【20130109】 土砂災害対策の見直し(平成25年 台風26号による災害:東京都)
- ・P192 【20140205】 砂防設備の復旧・整備に係る調整(平成26年 8月19日からの豪雨災害:広島市)

施策名： 公共土木施設等の災害復旧

【2-2-1-3】

項目： (3) 山地災害対策

趣旨・概要

○山地における災害の発生による被災箇所の復旧と、再度災害の発生を防止するための治山施設の整備を図り、周辺居住者への安全性の確保、あるいは道路、鉄道等の寸断を防止する。

項目・手順等

①被災箇所の応急対策

- 都道府県・市町村は、山地災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。
- 都道府県・市町村は、山地災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、山地災害危険地区等の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

②被災施設の災害復旧

- 都道府県・市町村は、既存の治山関係施設が山地災害の発生により被災した場合は、その被災の直接原因を明確にすることにより適切な工法を決定し、速やかに災害復旧工事を行い、安全性の確保に努める。

表 2.2.1-8 災害復旧に適用される事業手法

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
治山施設災害復旧事業	2/3 (8/10 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	○治山施設の速やかな復旧をはかるもの ・都道府県が維持管理する治山施設の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費：都道府県 120 万円以上	負担法、激甚法 (林野庁)	都道府県
治山施設災害復旧事業	6.5/10	○治山施設の速やかな復旧をはかるもの ・都道府県及び市町村が維持管理する治山施設（負担法の対象となる施設を除く）の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費：都道府県 40 万円以上 市町村 40 万円以上	暫定法 (林野庁)	都道府県 市町村

③治山施設の整備

○森林の維持・造成を通じて、山地災害による人家・公共施設等への被害を防止・軽減し、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山施設の整備等による荒廃山地の復旧等を実施する。

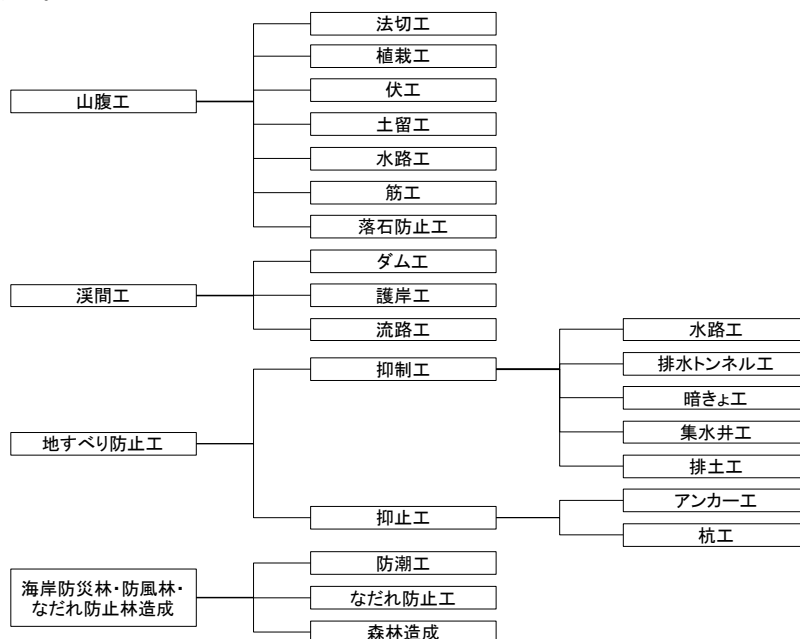


図2.2.1-6 治山事業の主な工法

表 2.2.1-9 治山関係事業制度

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急治山事業	補助率 2/3 (10/10 沖縄、 8.5/10 奄美)	<p>○当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、立木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもの、又はなだれが発生した箇所、次期降雪期のなだれの発生により被害を与えるおそれがあると認められるものうち次の各号の一に該当し、1箇所の事業費が600万円以上のもの。</p> <p>(1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、利用区域面積500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>ウ 農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量3万m³以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く。）</p> <p>エ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</p>	森林法 (林野庁)	都道府県

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急地すべり防止事業	補助率：(溪流に係る分)2/3(8/10 沖縄、8/10 奄美)、(その他の分)1/2(6/10 沖縄)	<p>○都道府県知事が管理を行う地すべり防止区域内において、当該地すべり等により発生し、又は拡大した地すべり地で、次期降雨、地下水等による地すべりの拡大又は土砂・土石、立木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当し、1箇所の事業費が600万円以上のもの。</p> <p>(1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの</p> <p>イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)、利用区域面積500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>ウ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>エ 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。))、農道(関係面積10ha以上のもの)、ため池(貯水量3万m³以上のもの)又は用排水施設(関係面積100ha以上のもの)のいずれかに直接被害を与えると認められるもの</p> <p>オ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの(人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p>	地すべり等防止法(林野庁)	都道府県

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
治山等激甚災害対策特別緊急事業	<p>○治山激甚災害対策特別緊急事業 補助率： 5.5/10(9/10 沖縄、7/10 奄美)等</p> <p>○火山治山激甚災害対策特別緊急事業 補助率： 5.5/10(9/10 沖縄、7/10 奄美)等</p> <p>○地すべり激甚災害対策特別緊急事業 補助率：(溪流に係る分)5.5/10(8/10 沖縄、7/10 奄美)等、(その他の分)1/2(6/10 沖縄)</p>	<p>○林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害(被害を受けた市町村の高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害)が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上(火山治山激甚災害対策特別緊急事業については、30億円以上)であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。</p> <p>(1) ア 全壊(流失を含む。以下同じ。)家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上 ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの (2)ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの</p> <p>○次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。 (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの(治山事業のみを施行する場合にあっては、地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。) (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの ア 人家10戸以上 イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路(利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。)、港湾、重要な鉱工業施設等 ウ 農地、ため池、用排水施設、農道(関係面積100ha以上)等</p>	森林法、地すべり等防止法(林野庁)	都道府県

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
復旧治山事業	補助率:1/2(9/10 沖縄、2/3 奄美)等	<p>○山地において天然現象等によって発生した崩壊地等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあり、次の1から3までのいずれかに該当するもの</p> <p>1 1級河川上流</p> <p>2 2級河川上流</p> <p>3 その他の河川又は地区で、次の(1)に該当するものを優先的に実施するものとし、(2)から(5)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>(1) 既実施の災害関連緊急治山事業と同一の区域内で一体的に実施する必要のあるもの</p> <p>(2) 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護</p> <p>(3) 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道、道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)、港湾等をいう。以下同じ。)の保護</p> <p>(4) 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。))に限る。海岸防災林又は防風林に係る「防災林造成」の場合を除き、以下同じ。)、ため池(貯水量3万m³以上のものに限る。以下同じ。)、用排水施設(関係面積100ha以上のものに限る。以下同じ。)、漁場(受益戸数20以上のものに限る。)等の保護</p> <p>(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>○ 全体計画 7,000万円以上</p>	森林法 (林野庁)	都道府県
地すべり防止事業	補助率:(溪流に係る分)1/2(8/10 沖縄、2/3 奄美)、(その他の分)1/2(6/10 沖縄)	<p>○地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え、又は与えるおそれがあり、次の1から3までのいずれかに該当するもの。</p> <p>1 1級河川上流</p> <p>2 2級河川上流</p> <p>3 その他の河川又は地区で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>(1) 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護</p> <p>(2) 主要公共施設の保護</p> <p>(3) 農地、ため池、用排水施設等の保護</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>○ 全体計画 1億円以上</p>	地すべり等防止法 (林野庁)	都道府県

留意点

1) 住民対応

- 事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- 地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、土木関連の専門用語は使わず平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

2) 計画の策定

- 計画策定にあたっては、学識経験者等の協力も得て適切な計画づくりを行う。
- 砂防・治山・河川などの各種事業が関連するため、まず、それぞれの役割分担を明確にすることが必要となる。

3) 工事の実施

- 危険性が継続する場合には、監視体制、連絡体制の充実を図り、作業員の安全性を十分確保しながら工事を実施することが必要である。
- 工事実施中には、斜面の定期的な巡回や観測機器の設置等の安全管理を十分行い、二次災害が発生しないように十分な注意を払う。

4) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく特例等

- 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災都道府県の要請及び当該被災都道府県における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、地すべり防止工事について、被災都道府県に代わり国が代行できることが明記された。
- 保安施設事業については、森林法に基づき、当該事業の事業規模、要する技術力等を勘案し、国直轄による事業の実施を検討する。

事例集

I

・P246 【20030103】 治山、砂防及び農地整備事例（平成15年 水俣豪雨災害：熊本県）

施策名： 公共土木施設等の災害復旧

【2-2-1-4】

項目： (4) 洪水対策

趣旨・概要

- 洪水は、短い期間で再度発生する可能性が高いことから、治水施設の迅速な整備は治水対策上、非常に重要である。そのため、まず、被災した河川施設の災害復旧を図るとともに、被災箇所以外も含めた河道の整備、調整施設や放水施設の整備等を状況に適応した方法で行う。
- 洪水害地域の復興・防災まちづくりでは、「総合的な治水対策の検討」に基づき、「治水施設の整備」「保水・遊水機能の強化」を行う。
 - 1) 総合的な治水対策の検討
 - 2) 治水施設の整備
 - ①河川施設における障害物の除去
 - ②河川施設の災害復旧
 - ③河道整備
 - 3) 保水・遊水機能の強化
 - ①調節施設、放水路等の整備
 - ②内水排除施設の整備
 - ③氾濫抑制施設等の整備

■河川の災害復旧事業の概要

○河川事業における災害復旧事業は多岐にわたる。これらの事業の枠組みは概ね次のとおりである。

表 2.2.1-10 河川の災害復旧事業

対象	種類	会計区分	略称	事業名
河川事業	補助	一般会計	単災	河川等災害復旧事業
			一定災	河川等災害復旧事業
			関連	河川等災害復旧事業
			助成	河川災害復旧助成事業
			小川	特定小川災害関連環境再生事業
			特関	河川等災害特定関連事業
			災特	河川等災害関連特別対策事業
			復緊	河川災害復旧等関連緊急事業
			河川激特	河川激甚災害対策特別緊急事業
			床上	床上浸水対策特別緊急事業
			直轄	一般会計
	関連	直轄河川等災害関連緊急事業		
	復緊	直轄河川災害復旧等関連緊急事業		
		河川等大規模災害関連事業		
	河川激特	直轄河川激甚災害対策特別緊急事業		
	床上	直轄河川床上浸水対策特別緊急事業		

項目・手順等

①総合的な治水対策の検討

■内容

- 従来、大河川を中心とした河川改修が進められてきたが、昭和54年度から治水安全度の低い特定の都市河川において、総合治水対策が開始されており、また、平成8年3月の河川審議会答申では、「流域と一体となった総合的な治水対策の推進」が今後の河川整備の基本的方向と示されるなど、総合的な治水対策が強調されてきている。
- 洪水害は河川の全流域わたって様々な被害を各所で発生させることや異常降雨により超過洪水が発生する危険性が常にあることから、洪水害発生後の復興・防災まちづくりにおいては、従来のように河川改修のみに依存しない総合的な治水対策を計画し、実施していく必要がある。この基本的な考え方は、「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について(河川審議会答申・平成8年6月)」に準ずるものとする。

■特定都市河川浸水被害対策法

- 都市部での浸水被害に対しては、平成15年に「特定都市河川浸水被害対策法」が制定された。これは、都市域の拡大によって河道等が整備され、かえって浸水被害を誘発する現状に対応しようというものである。
- この法律で指定される特定都市河川及び特定都市河川流域について、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長は共同して「流域水害対策計画」を策定し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水浸透阻害行為の許可等の規制、都市洪水想定区域・都市浸水想定区域の指定に伴う地域防災計画の見直し、住民への周知など多岐にわたる施策を実施することになる。

■計画作成の流れ

- 洪水害地域における復興・防災まちづくりでは、被害調査等の結果から、被災した河川施設の応急復旧や災害復旧を先行して行い、地域の暫定的な安全性を確保する。次に総合的な治水対策の必要性を検討した後、河川施設の整備や保水・遊水機能の強化、防災活動体制づくり、被災した宅地・公共施設の整備等の個別の復興・再建計画を調整し、以下のフローに従い、全体の計画案としてとりまとめていく。

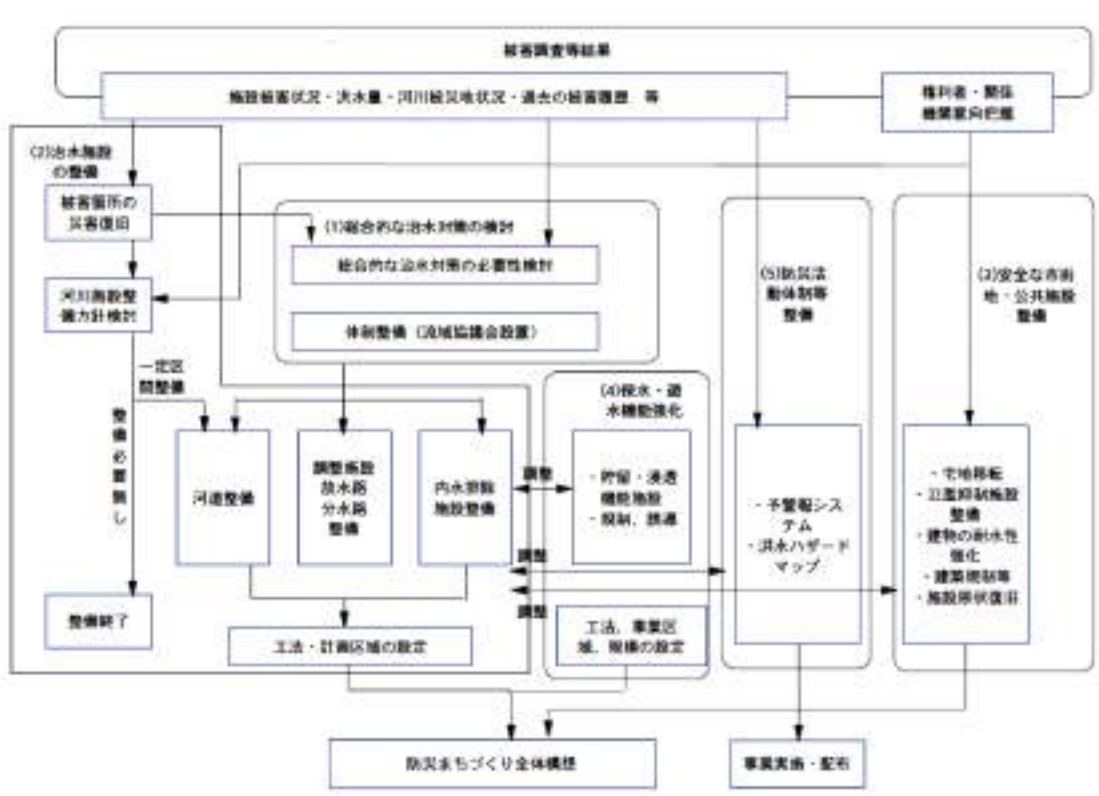


図 2.2.1-7 洪水地域の復興・防災まちづくり計画作成の流れ

※ここでいう「総合的な治水対策」とは、総合治水対策特定河川事業における流域整備計画に基づく対策を直接意味するものではなく、洪水害被害を軽減するための、河川部と流域部におけるハード・ソフト両面の総合的な治水対策を意味する。

○なお、総合的な治水対策としては、被害の発生地域により以下のような方法が考えられる。

1) 上流部

- ・上流部での河道拡幅等は、下流部へ大きな影響を与えることとなるために、総合的な治水対策の重要性は下流部よりも高い。そこで、上流部での河道拡幅は可能な限り避け、防災調整池等の調整施設の整備を図ることが必要である。下流域と一体で緊急的な整備を実施する必要がある場合は、河川全域を抜本的に改修することも考えられる。
- ・なお、危険渓流地で発生する土砂災害対策の内容との調整等も図ることが必要である。

2) 下流部

- ・下流部は市街化されている場合が多いため、特に河川の拡幅が困難な場所（密集市街地等）では、河床掘削や放水路、分水路、地下河川等の整備の検討を行う。河川拡幅が可能な場合は、河道整備と同時に流域での保水・貯留機能の強化を計画する。
- ・内水被害が発生しやすい低地部では、内水排除のための排水ポンプや水門の整備、宅地の嵩上げ等を検討する。

■ 検討の進め方

- 都道府県・市町村は、国直轄河川において、地域協議会を設け、河川管理者と地方公共団体との役割分担のもとで、「地域洪水氾濫対策計画」を作成し、避難地・水防拠点の整備、宅地嵩上げ、建物のプロテクター化等、総合的な施策の取り組みによる浸水被害軽減対策を展開することができる。
- 対策の内容は、河道の整備に加え、流域部の保水・貯水機能の向上やハザードマップや浸水実績図の作成・公表や予警報や避難のためのシステムの整備等ソフト的な対策も合わせたものである。
- 土砂・流木の発生抑制を図るために砂防事業や急傾斜対策等も合わせて検討する。
- なお、河川法改正（平成9年）により、河川環境の保全と整備が目的に加えられると共に、整備計画策定においては必要に応じて地域の意見を聞くことが義務づけられている。
- また、地方財政法の改正（令和2年）により、緊急的な河川等の浚渫経費について、令和2年度から令和6年度までの間に限り、特例的に地方債を起すことができることとされた。準用河川や普通河川を含め、全ての河川が対象であることから積極的な活用を検討する。

② 河川施設における障害物の除去

- 再度災害の防止を図るため、災害復旧に関する事業を実施する場合、災害発生の原因となった障害物の除去（河川等災害特定関連事業）や、災害復旧助成事業・災害関連事業の実施に障害となる原因の除去を行う（河川等災害関連特別対策事業）。

表 2.2.1-11 河川施設障害物除去に関する適用事業等

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	事業主体
河川等災害特定関連事業	1/2 (北海道 5.5/10、沖縄 6/10)	・災害復旧事業箇所から約300m以内の距離での施工 ・工事費≦災害復旧事業、900万円以上4,500万円未満	負担法（国土交通省）	都道府県市町村
河川等災害関連特別対策事業	4/10 (北海道・沖縄 1/2)	・災害復旧助成事業又は災害関連事業の実施に支障となる箇所、これらの事業からの距離はおおむね200mであること。 ・工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業の災害復旧事業の工事費を超えないもので、都道府県及び指定都市に係るものにあつては概ね1,600万円以上、1億円未満、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては概ね1,200万円以上1億円未満のものであること。	地方財政法 激甚法 (国土交通省)	都道府県市町村

③ 河川施設の災害復旧

- 比較的部分的な河川施設の被害では、速やかな復旧を行い、安全性を確保するために、被災箇所について原形復旧を目的とした災害復旧を行う。
- 被災箇所の災害復旧では、被災原因を明らかにし、それに対応した復旧工法を選定する。この場合、多自然川づくりの考え方に基づく復旧と、「美しい山河を守る災害復旧基本方針（平成20年3月）」に準ずるものとする。

表 2.2.1-12 災害復旧に適用される事業手法

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
河川等災害復旧事業	2/3 (8/10 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	○河川施設の速やかな復旧をはかるもの ・国土交通省、地方公共団体などが維持管理する河川、海岸施設の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所工事費：都道府県 120 万円以上、市町 60 万円以上	負担法、激甚法 (国土交通省)	国土交通省、都道府県、市町村

④河道整備

- 都道府県・市町村は、各所管の河川について、再度災害の発生防止を果たすために、洪水量と既存の河川施設における計画高水流量、河川施設の現状の整備状況等を考慮し、被害箇所のみでの災害復旧とするか、一定計画による改修とするのかを判断する。
- 上流部での河道整備は、下流部での河道負担を増加させるため、調節池等の積極的な整備を図り、流域の貯留機能を高める必要がある。しかし、このような対策が十分できない場合は、上流・下流部で一体的な整備を行う。
- 下流部等で河道の拡幅が困難な場所においては、放水路・分水路や地下河川等の整備の検討を行う。

表 2.2.1-13 河川施設等の災害復旧・改良に適用される事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
河川等災害復旧助成事業	1/2 但し、 ・河川（北海道 5.5/10、沖縄 6/10） ・海岸（北海道 5.5/10、沖縄 6/10、離島 5.5/10、奄美 2/3）	○未被災箇所も含めて、一定計画のもとに改良復旧を行うもの ・一級河川の指定区間又は二級河川、都道府県又は指定都市の長が維持管理する海岸 ・災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの ・助成工事費が総工事費のうちの 5 割以下のもの ・助成工事費が 6 億円以上 ・原則として他の改良計画がないもの ・助成事業費によって得られる効果が大であるもの ・上下流（前後）に悪影響のないもの	地方財政法、海岸法、激甚法 (国土交通省)	都道府県（河川・海岸） 指定都市（海岸） 指定都市（海岸）

表 2.2.1-14 河川施設等の災害復旧・改修に適用される事業（その 2）

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
河川等災害関連事業	※下表参照	○災害復旧事業と合併して改良復旧を行う事業 ・地方公団又はその機関が維持管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設に係る工事であること ・災害関連工事費が総工事費の 5 割以下、かつ 1 箇所所の災害関連工事費が 1,200 万円以上 ・原則として他の改良計画のないもの ○また、接近して施行される 2 以上の工事箇所を一体とみなして施行する事によって得られる効果が大である場合、合わせて一体的な「地域関連」として扱える制度があり、次の各号に該当するものが対象となっている 1) 接近して施行される同一工種の工事箇所異なる管理者により施行されるもの 2) 接近して施行される河川、砂防、道路と橋梁工事箇所	地方財政法、海岸法、砂防法、地すべり等防止法、激甚法 (国土交通省)	都道府県市町村
特定小川災害関連環境再生事業	1/2	○災害復旧事業に併せて、小規模な河川の機能を保全するため、未被災箇所も含めて緩勾配護岸等で復旧するもの ・災害復旧事業として採択した河川のうち市街地又は市街地周辺部もしくは付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域における小規模な河川において実施されるものとする ・自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域 ・被災施設付近の河川区間において絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域	地方財政法、海岸法、砂防法、激甚法 (国土交通省)	都道府県市町村

		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の一部又は全部を含むものとする ・災害関連工事費が総工事費の5割以下 		
河川災害復旧 関連緊急事業	負担率：2/3 補助率：1/2 5.5/10（大規模）	<ul style="list-style-type: none"> ○上流部での災害復旧による流量増のため、下流部において緊急的な対策の必要性がある場合、上流部の災害復旧と一体に下流部において緊急的かつ集中的に治水対策を実施するものであり、概ね4箇年で実施する ○1級又は2級河川で、以下の各項目に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・この事業の上流で災害復旧事業又は改良復旧事業のいずれかが採択されること ・施行区域は影響度が5%以上の区域とすること ・再度災害防止のために必要な一定の計画に基づく工事であること ・工事施行箇所の上流・下流の均衡のとれたもの ・全体事業費が10億円以上 	(国土交通省)	都道府県

表2.2.1-15 河川等災害関連事業における補助率

補助率	対象	補助率	対象	補助率	対象
1/2	(河川) (海岸) (砂防) (道路・橋梁) (急傾斜地) (地すべり) 溪流に関するもの その他のもの	6/10 9/10 2/3 1/2 8/10 6/10	沖繩(河川、海岸) (砂防) (道路・橋梁) (急傾斜地) (地すべり) 溪流に関するもの その他のもの	1/2 2/3 1/2 2/3 1/2	奄美(河川) (海岸) (砂防) (道路・橋梁) (急傾斜地) (地すべり) 溪流に関するもの その他のもの
5.5/10 1/2	北海道(河川、湾岸) (砂防、道路・橋梁、急傾斜地、地すべり) 溪流に関するもの その他のもの	1/2 1/2 11/20 1/2	離島 一般(河川) 一般(湾岸) (砂防、道路・橋梁、急傾斜地、地すべり) 溪流に関するもの その他のもの		

⑤保水・遊水機能の強化

- 河川等の治水施設の整備に加えて、雨水が河川へ流入する量を減少させることにより、地域の治水力を向上させる。このためには、防災調整池等の整備の推進や立地規制、誘導等を行い、流域部における保水・遊水機能の強化を図る。
- 都道府県は、河川流域において保水地域や遊水地域を設定し、それらの地域内において以下の貯留・浸透施設の整備計画を作成し、河川流域の保水・遊水機能の強化を図る。
- 都道府県、市町村、都市再生機構は、所管の公共施設の用地から貯留量を算出し、流域貯水施設整備計画づくりを進める。
- 都道府県は、流域部の保水・遊水能力を向上させるため、調整池の整備に必要な土地の取得や大規模な都市開発に併せた調整池の整備、あるいは既存の公共施設や民間施設を貯留浸透機能を持った構造に改良することを検討する。

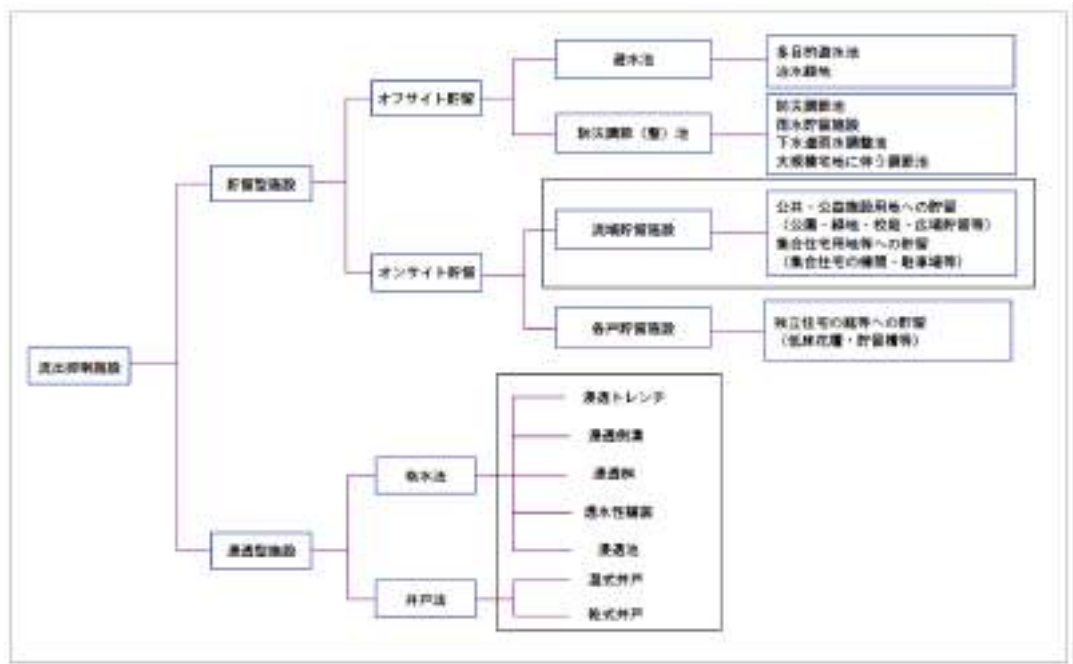


図 2.2.1-8 貯留・浸透施設

出典：(社) 日本河川協会「防災調整池等技術基準(案)解説と設計事例」

1) 貯留機能の強化

表 2.2.1-16 流域貯留浸透事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
流域貯留浸透事業	1/3	<p>○一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設の整備等を行う事業・公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を 500 m²以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、300 m²以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>・既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者又は地方公共団体が公共施設として管理する施設を改良する事業で、3,000m³以上（総合治水対策特定河川の流域に係るものにあつては 1,000m³以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの 等</p>	地方財政法 (国土交通省)	都道府県 市町村 都市基盤整備公団

表 2.2.1-17 調整池整備事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
防災調整池事業	1/2	<p>○指定区間内の一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池の整備事業で、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等からなる協議会等により洪水の流域分担計画が策定・公表され、当該計画に基づき流域の地方公共団体等による貯留・浸透機能を持つ施設の整備、又は宅地開発に伴い設置される流出抑制施設についての条例による義務付け等の流域対策が実施される流域で行うものであり、通常の河道改修方式と比較して経済的かつ総事業費が概ね 10 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>【調節池整備】</p> <p>○市街化区域、若しくは市街化区域に近接した市街化調整区域であって、調節池と併せて、都市機能上、一定の住宅・公園等の都市施設を設置する計画があるもの</p> <p>○治水上の効果が著しく、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に該当するもの</p> <p>（ア）次のいずれかの地域に係る河川の流域で実施されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域 ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域又は都市開発区域 ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域 ・都道府県庁所在の都市若しくは人口 10 万人以上の都市（市街化区域が連続する市町村を含む。） <p>（イ）当該河川の流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が 50%以上、又は 20%以上であり更に増加が予想されること</p> <p>（ウ）当該河川の流域内人口が昭和 30 年の流域内人口に比し 2 倍以上、又は流域内人口密度が 1k m²当たり 1,000 人以上であること</p> <p>【防災調整池事業】</p> <p>○一級河川の指定区間及び二級河川において、著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ、開発面積 50ha 以上（次のいずれかの要件を満たすものにあつては 20ha 以上）の区域で実施されるもの</p> <p>（ア）「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」第 3 条により国土交通大臣の認定を受けた宅地開発</p> <p>（イ）優良宅地開発の認定要件のうち、対象地域、事業主体のいずれか一を次のように改めた場合に、要件の全てに適合することとなる宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域 三大都市圏の都市開発区域を追加する。 ・事業主体 土地区画整理組合を追加する。なお、既成市街地に隣接した開発においては、公共・公益的施設用地については制限しない。 <p>○総合治水対策特定河川の流域及び地方中核都市に係る河川であつて残土処分による遊水機能の阻害が著しい河川の流域において行う遊水地の整備事業であつて当該遊水地の周辺の地域で開発面積 50ha 以上の宅地開発又は公共公益施設等の整備が行われ、かつ、当該開発において、建設残土を利用し、流域整備計画に基づき通常計画される地盤高に追加して平均 1m 以上の高盛土が行われるもの</p>	地方財政法 (国土交通省)	都道府県

2) 立地規制・誘導の実施

- 市町村は、水田や自然池等の保水・遊水機能を持つ地域を市街化調整区域に設定し、地域内の開発が抑制されるようにする。
- 市町村は、保水・遊水機能が高い地域内における残土処理や盛り土の規制を行い、遊水・保水機能の確保を図る。
- 市町村は、団地等の開発時における防災調整池等の設置基準を設けたり、既存の設置基準の強化を行う。
- 積極的な対策の実施：河川周辺の状況から、河川改修が困難な場合は、流域部の保水・遊水施設の整備を図るために、他のまちづくり計画等においても、保水・遊水施設整備のための対策の積極的な導入を検討する。

⑥内水排除施設の整備

- 都道府県は、内水河川（本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。）が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図る。

表 2. 2. 1-18 低地対策河川事業（地盤沈下対策河川事業）

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
総合内水対策緊急事業	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、内水による浸水被害を予防する事業であって、概ね5年間で事業完了させるものであり、次のすべての要件に該当するものをいう。 ・改良工事によって内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋が50戸以上であること なお、想定される床上浸水深が概ね1メートル以上の家屋で高齢世帯であるものについては、床上浸水家屋4戸に換算できるものとする ・都道府県又は市町村と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定し、実施するものであること ・広域河川改修事業又は総合治水対策特定河川事業のいずれかの交付対象事業の要件に該当するものであること 	地方財政法（国土交通省）	都道府県

⑦氾濫抑制施設等の整備

- 都道府県は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進する。なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

表 2. 2. 1-19 氾濫抑制施設整備のための事業手法

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
土地利用一体型水防災事業	直轄：2/3, 7/10 補助：1/2	<ul style="list-style-type: none"> ○指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等であって、次のすべての要件に該当するもの ①住家等の近年の浸水被害が著しいため、緊急に治水対策を講ずる必要がある地域に係る事業であること ②地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられていること ③本事業の総事業費が通常の連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らないこと ④氾濫を許容することとなる区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること 	河川法（国土交通省）	国 都道府県

留意点

1) 総合治水

- これまででは、復旧対策として河川改修を行い、その後に総合的な治水対策の検討を行うというプロセスで計画づくりが行われている例が多い。
- 総合治水対策の検討においては、治水対策以外にも生態系や植生の回復・保全等の環境保全や整備方法の検討を行うことも考えられる。また、そのような検討をまちづくりへ発展させていくようにすることも考えられる。
- 地域住民が総合的な治水対策の実施により河川改修（拡幅）の必要性は無いと主張し、事業の実施が大きく遅れた例が過去に見られるが、流域部の保水能力等に関する定量的な評価結果等を住民側に提示し、地元から総合的な治水計画の理解を得る必要がある。

2) 治水施設の整備

（河川の拡幅等）

- 河川の拡幅等により住宅移転が必要になる場合は、「施策2：安全な市街地・公共施設整備」を参照。特に都市内河川で河道の拡幅について住民側から反対されるような場合では、代替案も含めて模型実験を行う等の効果や必要性に関する検証を行う等の対応が必要である。

（被災した橋梁への対応）

- 中島川改修（長崎県：昭和57年7月豪雨（長崎水害））や甲突川改修（鹿児島県：平成5年8月6日豪雨）においては、石橋の保全方法について様々な議論が交わされ、計画の決定までに長い時間を要している。このため、このような歴史的な景観資源等がある河川の拡幅を行う場合には、河川整備の緊急性が高いことを踏まえつつも、地域住民の意向を十分把握し、それらに配慮した計画づくりを進めていくことが必要である。
- 被災した橋梁を架け替える場合、地域の特色の出るデザインにしたり、小公園を設置する等の例も見られている。

（計画づくりにおける住民参加）

- 地域の団体等による河川の美化活動等、河川に関連する地域活動が展開されている場合や河川が商業地域に近接している場合には、河川改修の計画作成時に住民団体や商業団体等の意向を把握し、計画に反映することが重要である。整備計画を地域住民が参加できるワークショップ形式等で行うことにより、災害復興からまちづくりへの展開を期待することができる。

（工事車両対策）

- 被災地には大量の工事車両が増加することから、安全対策を十分に行うために、警備員の数や配置に配慮する。工事車両による多量の粉塵の発生には、散水車や道路清掃車を出動させる等、道路面の清掃を実施する必要がある。

3) 国等による代行の検討

- 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災地方公共団体の要請及び当該地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、河川工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記された。

事例集

- ・P31 【19820108】 中島川分水路整備（昭和57年 長崎水害：長崎県）
- ・P38 【19830104】 三隅川河川改修・放水路整備（昭和58年 豪雨：島根県）
- ・P62 【19860104】 茂木町逆川改修（昭和61年 台風10号：栃木県）
- ・P104 【19930207】 甲突川総合治水対策（平成5年 8月豪雨：鹿児島県）
- ・P104 【19930208】 甲突川改修（平成5年 8月豪雨：鹿児島県）
- ・P104 【19930209】 石橋移転・復元事例（平成5年 8月豪雨：鹿児島県）
- ・P238 【20020105】 砂鉄川総合的・緊急治水対策（平成14年 台風6号洪水：国・岩手県）

施策名： 公共土木施設等の災害復旧

【2-2-1-5】

項目： (5) 津波・高潮対策

趣旨・概要

- 津波・高潮害が発生した場合は、被災した海岸施設等の復旧を図るとともに、防潮堤や河川堤防・水門等の高潮対策施設の整備を進め、高潮が市街地等へ流入することを防止する。
- 津波・高潮害が発生した場合は、被災した海岸施設等の復旧を図るとともに、防潮堤や河川堤防・水門等の整備の検討を先行し、それらを踏まえながら被災した市街地や公共施設の整備を進め、津波・高潮が市街地等へ流入することを防止する。
- 海岸や河川における高潮対策施設の整備が重要な施策であると同時に、浸水被害を受けやすい地域への対策を行っていく必要があるため、施策の体系は、以下の様に「津波・高潮対策施設の整備」と「安全な市街地・公共施設整備」に分類される。
- ここでは、このうち「津波・高潮対策施設の整備」について示す。（「安全な市街地・公共施設整備」については、施策2を参照）

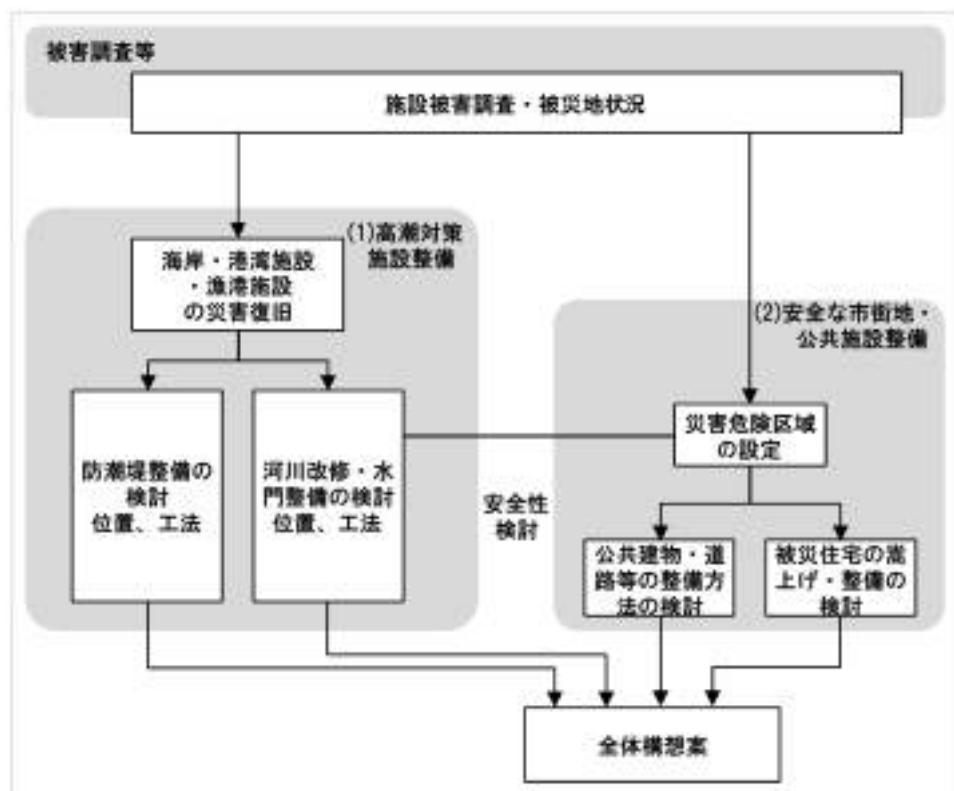


図2.2.1-9 津波・高潮害地域の復興・防災まちづくり施策体系

■主な海岸事業

○防潮堤等の整備・嵩上げに適用できる事業制度には、原形回復を行う河川等災害復旧事業と、災害復旧事業と併せて行い相応の改良が可能である河川等災害復旧助成事業、河川等災害関連事業、施設の新設まで可能な海岸保全施設整備事業などがある。被災状況、居住者等の施設・沿岸部の利用なども勘案し、地域に適した方法で整備する。

表 2.2.1-20 海岸事業の主な体系（国土交通省関連）

対象	種類	会計区分	略称	事業名
海岸事業	補助	一般会計	単災	河川等災害復旧事業
			一定災	
			関連	河川等災害関連事業
			助成	海岸災害復旧助成事業
				大規模流木
	直轄	一般会計	単災	河川等災害復旧事業

■津波・高潮危機管理対策緊急事業

- 津波に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進するための事業が創設された。
- この事業では、以下の対策を総合的に実施する。
 - 1) 水門等の自動化・遠隔操作化等
 - 2) 津波防災ステーションの整備
 - 3) 堤防護岸の補修
 - 4) 津波ハザードマップ作成支援（耐震調査、浸水想定区域調査等）
 - 5) 津波情報提供施設の設置
 - 6) 避難対策としての管理用通路の整備
 - 7) 避難用通路の設置

項目・ 手順等

①海岸・港湾施設・漁港施設の災害復旧

- 都道府県は、高潮により既存の海岸施設や港湾施設などが被災した場合、その災害復旧を行う。その場合、被害発生時の潮位が既存施設の計画潮位より高い場合は、計画潮位や計画波浪の見直しを行い、改良復旧に努める。堤防の高上げについては、経済性及び事業実施期間を十分検討し、決定する必要がある。

②防潮堤の整備・嵩上げ

1) 方法

- 津波・高潮から集落や市街地を守るため、防潮堤・堤防等の未整備地区においては防潮堤等の新設、防潮堤等既整備地区においては防潮堤等の天端の嵩上げを行う。通常、防潮堤等はその沿岸において想定される高潮と津波のうち、高い方を基本として設計されるため、現に津波が防潮堤等を大きく超えた場合には計画諸元の見直しが必要となり、専門家をメンバーとした検討委員会等を設置し検討することが望ましい。
- なお、津波を想定する場合には、先立つ地震動や、地盤の液状化等により、防潮堤の所定の能力が得られないことも懸念されるため、支持方法、構造、施工方法等についても検討する必要がある。
- さらに、防潮堤等は、居住者等の日常生活への影響も大きいいため、景観・環境・利便性への十分な配慮が必要である。
- また、防潮堤などの検討を行う際には、避難対策も同時に検討する必要がある。
- 概ねの事業手順は、以下のとおりである。
 - (1) 被害状況の把握、波高の調査、災害報告（市町村⇒都道府県⇒国）
 - (2) 検討委員会等の設置、基本計画、設計図書の作成
 - (3) 国庫負担申請（都道府県⇒国）
 - (4) 災害査定、事業費決定（国⇔都道府県）
 - (5) 工事実施

2) 計画策定の手順

- 都道府県は、津波・高潮対策施設が整備されていなかったために被災した場合には、その海岸部分に、防潮堤、護岸堤、突堤等の検討を行う。また、既設の場合には施設規模等の見直しを行う。
- 津波・高潮対策施設の検討を行う場合は、計画区域の自然条件や背後地の土地利用状況、周辺の水面や海岸の利用、施工性、施設の維持管理等を考慮して、施設の規模や配置、種類を設定する。計画の手順は以下のとおりである。
 - (1) 計画規模の設定
 - (2) 計画潮位の算定
 - (3) 計画波浪の算定
 - (4) 保全対策の検討
- なおこの場合、(2)の計画潮位は、次のそれぞれいずれか大きいもの。
 - 1) 高潮：既往の最高潮位か、塑望平均満潮面＋計画規模の最大潮位偏差
 - 2) 津波：既往の最大津波か、地震地帯構造区分による最大地震で起こる津波

表 2.2.1-21 防潮堤等の整備に係る事業制度

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
河川等災害復旧事業 (海岸)	対象:被災した海岸施設 補助率: ・2/3 (4/5 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	・国土交通省、地方公共団体などが維持管理する海岸施設の災害復旧事業 ・暴風、洪水、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害であること ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費:国土交通省 500 万円、都道府県・指定 120 万円、市町 60 万円以上	負担法、激甚法 (国土交通省)	国土交通省、都道府県、市町村
河川等災害復旧助成事業 (海岸)	補助対象: ・災害復旧事業に合併して改良復旧を行う事業 補助率:1/2 ただし河川(北海道 5.5/10、沖縄 6/10)、海岸(北海道 11/20、沖縄 6/10、離島 11/20、奄美 2/3)	①都道府県又は指定都市の長が維持管理する海岸に係る工事 ②激甚災害で災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できないもの ③総工事費のうち助成工事費の占める割合が 5 割以下のもので助成工事費が 6 億円を超えるもの ④他の改良計画がないもの	地方財政法海岸法、激甚法 (国土交通省)	都道府県、指定都市
河川等災害関連事業 (海岸)	補助対象: ・災害復旧事業と合併して改良復旧を行う事業 補助率:1/2 ただし河川(北海道 5.5/10、沖縄 6/10)、海岸(北海道 11/20、沖縄 6/10、離島 11/20、奄美 2/3)	①地方公共団体又はその他機関が監理する海岸に係わる事業 ②総工事費に占める災害関連工事費の割合が 5 割以下のもので、1 箇所の災害関連工事費が 1200 万円以上のもの ③他の改良計画がないもの	地方財政法海岸法、激甚法 (国土交通省)	都道府県、市町村
漁港漁場整備事業	○外郭施設(防波堤、防潮堤、護岸、水門等)	○漁港漁場整備法に規定する漁港整備計画に基づいて行われるもので、防波堤、けい船岸、用地、道路等の漁港施設整備により、漁港の新築、増築、改修等を行うものとする	漁港漁場整備法 (水産庁)	漁港管理者
海岸保全施設整備事業高潮対策事業	補助対象: ・堤防、護岸、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設又は改良 補助率: ・1/2 (沖縄 9/10、奄美 2/3、北海道・離島 5.5/10) ・2/5 (都市高潮)	①高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸である ②防護面積、防護人口が 1 km 当たり 5 ha 以上又は 50 人以上 ③総事業費:都道府県が行うものにおいては国土交通省においては 1 億円以上、離島・奄美・北海道・沖縄 5000 万円以上、市町 5000 万円以上 ④※1	海岸法 (国土交通省、農林水産省、水産庁)	海岸管理者 (都道府県)
※1 (1)政令指定都市、中核市及び中核市に相当する都市(人口概ね 30 万人以上の都市) (2)海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なものうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること(原則として事業費が概ね 1 億円以上であるもの)。 (3)背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること (4)耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他施設を整備するもの。特に、バリアフリーに配慮されていること				

③津波防波堤の整備

- 防潮堤や堤防の整備は、沿岸集落・市街地における津波被害軽減に一定の効果は期待できるが、漁港や港湾、船舶など防潮堤の外や湾内にあるものについては守ることはできない。また、津波は陸に近づくにつれて大きくなる特性があることから、できるだけ海側(沖合側)でそれを防ぐことが有効である。
- 一般の防波堤は湾内の静穏度を高める日常的な目的を主とするが、津波常襲地域においては、津波防御を目的とし、湾の入り口の部分に整備される津波防波堤は、沿岸一帯を守ることができるため極めて有効である。

《津波防波堤方式の効果》

○直接的効果

- ・津波波高を減殺する効果
- ・津波の流勢を減殺する効果
- ・津波の到達時間の遅れをもたらす効果
- ・海上物件の被害軽減効果

○間接的効果

- ・大規模な海岸堤防の建設のために利用度の高い、水際部の土地が潰れることを避けることができる。
- ・防波堤による津波の減殺効果が大きく、港湾漁港に係る防潮堤等の高さを低く抑えることができる。
- ・埋め立てや施設立地等の自由度が高いため将来の港湾漁港計画との調整が容易である。
- ・防波堤は平常時の泊地、係船岸の静穏度を増し、港湾漁港機能の増進に寄与する。

④河川改修、水門等の整備

○都道府県は、被害を防止するために、河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を図る。また、防潮ひ門、排水機等の整備も図り、高潮流入量の調節機能を強化する。

1) 河川改修、水門等の整備

○被害を防止するために、河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を図る。また、防潮ひ門、排水機等の整備も図り、高潮流入量の調節機能を強化する。

表 2.2.1-22 高潮対策事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
高潮対策事業	補助率：都市 3/10、地方 4/10	○河川河口部における防潮水門、排水機場、高潮堤防の設置 ・指定区間の1級又は2級河川のうち、高潮により被害を生ずる地域についての高潮対策事業	地方財政法（国土交通省）	都道府県

2) 防潮水門等の復旧・整備

○防潮水門は河川の河口付近に設置し、津波の河川遡上を防ぐものである。特に河川敷が狭く、堤防の低い中小河川においては、堤防整備を行うよりも効果的である。

また、漁港を守る水門もある（静岡県西伊豆町仁科漁港等）。

○事業制度としては、上記の海岸保全施設整備事業・高潮対策事業のほか、漁港整備事業がある。

3) 津波・高潮防災ステーションの整備

○津波は地震後、短時間のうちに襲ってくるため、防御対策として整備された施設を有効に機能させるためには迅速な対応が必要である。巨視的に見ると津波防御は海岸線という線で行うものであるため（微視的には面で行う）、全体を掌握するためには施設を集中管理する必要性が高い。特に防潮堤の陸こう等の閉鎖は数も多く、閉鎖活動に危険を伴うため、改善する必要がある。

○事業手法としては、国土交通省、農林水産省、水産庁で当該地区の施設に関連する省庁が連携し共同で整備を図る「津波・高潮防災ステーション整備事業」がある。

⑤その他防護施設の整備等

1) 防潮林の復旧・整備

○防潮林は、一定の高さ（盛土等）・幅員、樹木密度・根付き強さがあれば、津波水流・漂流物に対して効果が期待できるものと考えられる。

○また、防潮林は防潮堤と比較して環境や景観に対する適応性があるとともに、背後農地や集落等への飛砂防止の役割も果たすため、特にそれらの要素を持つ地域には有効な手法である。

2) 貯木場対策

○湾内に貯木場やプレジャーボートなど、浮遊物となりうる物を常時集積している場合には、固定や捕捉、津波流入防止などの措置を講じておく必要がある。

○浮遊物の挙動は予想が困難であるため、1つの方法で対処しようとせず、いくつかの方法を多重に行っておくことが有効である。

⑥コンビナート地区の対策

○コンビナート地区には、大量の危険物等が貯蔵されており、災害が発生した場合にその被害

	<p>の拡大を防ぐため、防油堤やオイルフェンスを掛ける設備など様々な対策がなされているが、これら施設が津波に先立つ地震により被害を受けてしまうと拡大防止効果が失われてしまう。そのため、特に地震や津波により被害を受けた施設について、再建の際に耐震化の指導を行うことが必要である。</p> <p>○また、コンビナートから市街地への被害波及を防止するため、コンビナート地区において既に整備されている緩衝緑地を防潮林として整備する方法も考えられる。</p>
<p>留意点</p>	<p>1) 防潮堤等の整備に係る留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伊勢湾台風レベルの被害が発生する場合には、都道府県による事業以外に国直轄の計画づくりや事業推進が各地で進められるものと想定されるため、各省庁の計画内容との十分な整合・調整が必要である。 ○複数の都道府県において施設計画をする場合には、所管別の施設において強度や形態等の大きな違いがないように調整会議等を設置することにより計画内容の整合性を図ることが必要である。 ○施設の性格上、海岸と集落・市街地とを隔てる構造物であるため、環境・景観・日常的な利便性に与える影響が大きく、地区の特性に応じた適切な配慮が必要である。影響が極めて大きい場合には、施設整備に係る検討委員会等を設置し、地域の意向を踏まえることも必要である。 ○堤内外の通行に関しては、突発的な地震・津波を想定した場合、開口部を有さない立体的な処理が望ましいが、陸こう（防潮堤内外通行のための開口部とその扉）等による平面的な方法による場合には、台風や地震発生時の閉鎖方法等についても事前に近隣住民等との協定が必要な場合もある。また、遠隔操作等により閉鎖する場合には、十分な安全対策が必要である。 ○「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災地方公共団体等の要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、海岸工事・港湾工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記された。 <p>2) 津波防波堤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波防波堤の整備に関しては、波の反射や曲折などにより、防波堤外の沿岸域の津波が高くなる場合もあるため、シミュレーション等の詳細な検討が必要である。 <p>3) 防潮水門等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震後すぐに津波が襲来すると想定される場合、水門を閉鎖する必要があるため、地震を感知し自動降下するものや遠隔操作で閉鎖できるものが必要である。 ○防潮水門は地震時に歪みが発生し、ゲートが閉鎖不能にならないよう十分な耐震性を持たせる必要がある。 <p>4) コンビナート地区の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波による被害は、地震により防御施設、被害拡大防止施設に被害が生じた場合に拡大することから、それら施設の耐震性を高めることが有効である。 ○地盤の嵩上げ、津波防御施設の整備等に関しては、コンビナート地区における防災対策の総合的な取り組みが必要であり、公共と民間との役割分担等について協議する場を設定する必要がある。 ○事業所等における自主的な取り組みを誘導するため、復興に伴う津波防御施設の整備が完成した段階における津波浸水予測図を作成・提供する必要がある。 ○市民生活に重大な影響をおよぼす程度の甚大な被害が発生した場合には、施設の適地移転やコンビナート地区の再編成等の検討も行う必要がある。
<p>事前対策</p>	<p>■防潮堤等の整備に係る事前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤や河川護岸、排水ポンプ等の既存の施設の維持管理を徹底し、老朽化や耐力低下が見られる場合は、適正な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるように努める。
<p>事例集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P49 【19830303】 港湾における防潮堤等整備の手順例（昭和58年 日本海中部地震：秋田県） ・P96 【19930111】 防潮堤整備（平成5年 北海道南西沖地震：北海道・奥尻町・大成町） ・P96 【19930112】 防潮水門の整備（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・P174 【19990103】 嵩上げ事業への取り組み（平成11年 高潮災害：熊本県不知火町（現：宇城市））

施策名： 公共土木施設等の災害復旧

【2-2-1-6】

項目： (6) 防災活動体制の強化

趣旨・概要

○各種防災施設の整備が重要であるが、発生する災害は想定規模を超えることもあり得るため、対策の全てをハード系施設整備のみに頼ることは危険であり、また、コスト面から現実的に難しい場合もある。被害を軽減するためには施設管理、観測、避難等のソフト面の対策についても、防災まちづくり計画の一環として計画する。

法制度

表 2.2.1-23 防災体制整備に関する事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
防災まちづくり事業	地方債： 事業費の 95% 地方交付税： 事業費の 25.5-46.7%	○防災無線施設、災害情報システム等の防災基盤施設 他	地方財政法、地方交付税法(消防庁)	市町村
情報基盤整備事業	・砂防 内地・北海道 1/2、沖縄 9/10、奄美 2/3 ・地すべり 内地・北海道 1/2、沖縄 9/10、奄美 2/3 ・急傾斜 全国 1/2	○河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。 ア 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤーセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設 イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム オ 河川利用者向けの情報提供システム(二級河川においては平成 23 年度までに限る。)	河川法、海岸法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（国土交通省）	都道府県
土砂災害情報共有システム整備事業	・砂防 内地・北海道 1/2、沖縄 9/10、奄美 2/3 ・地すべり 内地・北海道 1/2、沖縄 9/10、奄美 2/3 ・急傾斜 全国 1/2	○土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備 ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成 17 年 8 月 1 日付け国河砂第 25 号）に基づくものとする。	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（国土交通省）	都道府県
火山噴火緊急減災対策事業	1/2	○火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。 ○気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。	地方財政法	都道府県
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	必須要件のみ：建設工事費の 3% 必須要件と選択要件 1 項目：建設工事費の 5% 必須要件と選択要件 2 項目：建設工事費の 7%	○防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備 【必須要件】 ・防災対策（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）等 【選択要件】 ・防災対策（帰宅困難者支援〔地方部〕、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）等	都市再開発法（国土交通省）	市街地再開発事業者

**項目・
手順等**

①監視・情報伝達システムの整備

- 都道府県・市町村は、被害発生後に周辺住民の避難体制の整備を速やかに検討し、それをサポートするための観測システム・予警報システムの検討及びその整備を行うことが必要である。
- それらを住民及び関係機関へ迅速に伝達するため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。
- 防災工事が開始された場合は、工事関係者へも通報を図る。

1) 観測・予警報設備の整備

《風水害・高潮》

- 都道府県は気象情報、河川の水位等を把握し、流域住民及び関係機関に情報伝達するための監視体制・情報伝達体制の整備（監視システム、予警報システム整備）を整備する。
- 市町村は、特に地域住民等への情報伝達機能の向上のために、防災行政無線の設置の拡充を図る（この場合、自治省消防庁の起債事業（防災まちづくり事業）が適用できる）。

《土砂災害・火山》

- 都道府県は警戒避難体制の充実・強化を図るため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。

《地震・津波》

- 津波予警報は、一般には気象庁の津波警報があるが、北海道南西沖地震の津波の際に警報発令前に津波が襲来したこともあり、その後、緊急情報衛星同報受信システムなど、より迅速な津波情報の入手が可能となっている。その他に、自治体と大学など研究機関との共同で予警報システムを開発するなどの事例もあり、地域の地形や津波特性に合ったシステムの導入が必要である。

2) 情報伝達・避難誘導施設の整備

- 情報伝達施設や避難誘導施設は、居住者等に危険を伝えたり、避難の誘導を行う施設・設備である。
- 主なものに、情報伝達装置はサイレン、情報表示盤、戸別受信機、避難誘導施設は看板、誘導標識などがある。
- 事業手法としては、防災まちづくり事業、漁業集落関連の事業等で行うことができる。
- 目立つ場所に津波等の到達表示を行うことにより、そこに住む人のみならず、外来者に対しても津波の恐ろしさを実感させることができる。最高到達点だけではなく、町の中における各地点で高さ表示がされていると日常生活の中で津波を意識することができるため、有効である。

②自主防災組織の育成・強化

- 災害の継続あるいは将来的に被害が予測される地域においては、地域住民自身による組織的な防災活動を推進していくことが必要である。このため、住民による自主防災組織づくりと育成・強化を図る。

1) 法制度に基づく事業

- 自主防災組織の形成に関しては、市町村の単独事業となるが、自主防災組織が使用する各種機器や施設整備を実施する場合には、防災まちづくり補助事業がある。

2) 手順（自主防災組織の設置）

- (1) 自主防災組織設置エリア、組織形態の検討（組織の形態は、既存の町内合・自治会が自主防災組織を形成するもの、町内会長等のもとに新規の自主防災組織を設置するもの、全く新規に組織するものの3つにわけられる）
- (2) 町内合、自治会への呼びかけ
- (3) 説明会実施
- (4) 役員名簿作成、提出依頼

留意点

1) 予警報システム整備に関する留意点等

- 予警報システムについては、避難の緊急性から、複数の機関を経由したり、職員等の判断が介在するようなシステムは、災害時に機能しない可能性もあるため、自動化、24時間化することが望ましい。
- テレメーターを設置する場合には、電波法に基づき、電波管理局へ届け出を行い、免許確保を行うことが必要となる。
- 停電を考慮し、予警報、情報伝達、誘導システムを構成する各機器について、予備電源の対策を施しておく必要がある。
- 大学等研究機関や関係機関等の観測システム等との連携・情報の相互利用を図る。

	<p>○特に観光地においては、観光客等を考慮したわかり易い情報伝達システムが必要である。</p> <p>2) 自主防災組織の育成強化に関する留意点</p> <p>○既存の町内会、自治会を母体とした自主防災組織の形成では、組織づくりが容易であり、活動を継続しやすいというメリットがある。また、新たなリーダーに基づいた新規組織を設置する場合には、意欲の高いリーダーによる組織になること及び既存の町内会・自治会役員の負担が軽減されるというメリットがある。このため、組織構成に関しては、各町内会・自治会により状況が異なるため、内部における検討を依頼することが望ましい。</p> <p>○自主防災組織が活発に活動を実施するためには、組織メンバーの防災意識や防災に関する知識を向上させること必要である。このため、定期的に講習会等を実施することにより、人材の育成、組織の意識啓発、強化を図ることが必要である。</p> <p>○災害発生後、各種の防災施設が整備されると、施設への信頼感から河川周辺の住民に防災意識の低下が見られる場合もあることから、防災・水防訓練や啓発活動を継続して行うことが必要である。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P77 【19910118】 監視体制、情報連絡体制整備（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県・島原市） ・ P155 【19970105】 予警報・避難システムの整備事例（平成9年 針原地区土石流災害：出水市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P143 【20120107】 情報伝達体制の整備（平成24年 九州北部豪雨災害：八女市） ・ P226 【20150204】 関係機関と連携した避難体制の構築（平成27年 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響：箱根町） ・ P228 【20150205】 監視・情報伝達システムの整備（平成27年 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響：箱根町） ・ P339 【20160145】 減災につながった事前の準備・整備（平成28年 熊本地震：熊本県） ・ P340 【20160146】 減災につながった事前の準備・整備（平成28年 熊本地震：熊本市） ・ P340 【20160147】 自主防災組織体制の充実と備蓄の実施（平成28年 熊本地震：南阿蘇村）

第二章 分野別復興施策

2.2 安全な地域づくり

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策2：安全な市街地・公共施設整備

項目： 施策の概要・枠組み

目的

○被災地での原形復旧では再度被災する可能性が高い場合や被災場所での再建が不可能な場合、次のような項目を単独、あるいは組み合わせて実施し、安全な市街地・公共施設を整備する。

全体の
枠組み



留意点

○安全な市街地・公共施設整備は、被災地復興の重要なテーマであるが、各種の生活再建、産業再建と連携させつつ実施していく必要がある。
 ○市街地の整備事業は、一般に数年から10年にも及ぶ事業となる。しかし、その枠組みは、発災後の比較的早い時期の対応で決まる例が多い。その意味で、早期の被害原因の分析や、復興まちづくり方針の十分な検討が必要である。しかも、相当な混乱の中でこうした対応を図ることが求められる。

事前
対策

■事前あるいは発災直後に準備すべき事項
 ○災害からの復興には、災害発生前からの連続性が重要と言われる。特に密集市街地等での再開発、土地区画整理等は、従前からの取り組みが不可欠である。
 ○これは被災地の防災性向上・住環境改善についても同様であり、日常からのまちづくりへの取り組みが重要である。

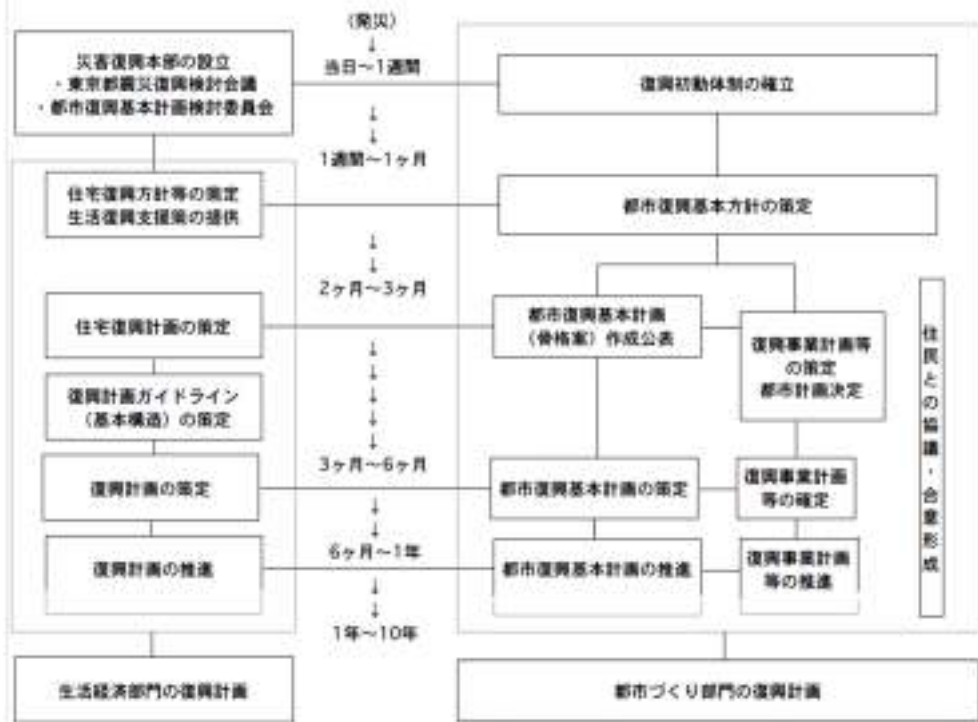


図2.2.2-1 総合的な復興計画

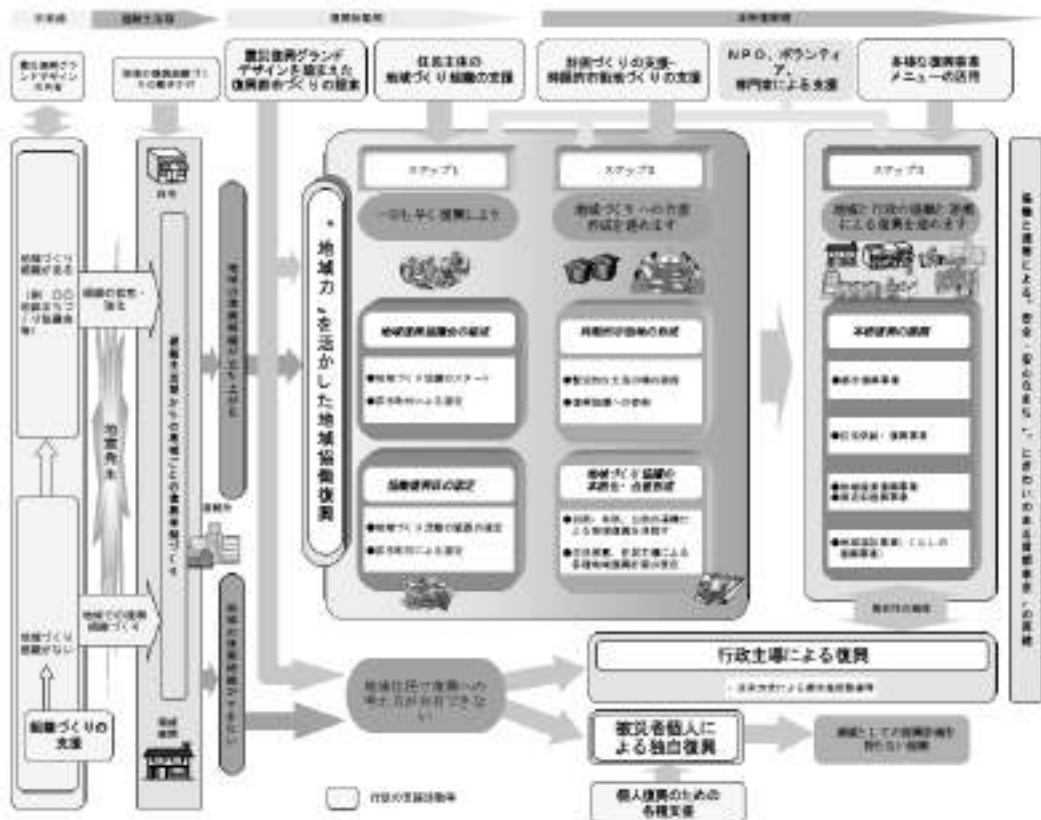


図 2.2.2-2 都市復興のスケジュールと主要な展開
出典：東京都都市復興マニュアル

施策名： 安全な市街地・公共施設整備

【2-2-2-1】

項目： (1) 復興防災まちづくり方針の作成

趣旨・概要

○災害復興では、安全性の高い場所に各種施設を整備することや、危険を回避・軽減するために防災施設や避難施設を整備する必要がある。この場合、災害危険性の高い場所を把握することにより、これらの整備をよりの確なものすることが可能となり、さらに実質的な避難計画等の策定も可能となる。このため、ハザードマップを作成し、さらに避難計画等を策定することが必要である

項目・手順等

①被害の分析とハザードマップの作成

1) 被害の分析

- 被害調査に基づいて、災害の発生、拡大要因、及び被害の軽減に役立った要因などを分析する。
- 大学など各種研究機関と連携した分析を進める。
- 数値シミュレーション等も活用する。

2) ハザードマップの作成

- ハザードマップや避難計画の策定は、通常、地方公共団体が独自の事業として実施する。ここでは、「洪水ハザードマップの作成の推進について（平成6年6月20日建設省河川局治水課長通達）」より作成手順等を示す。

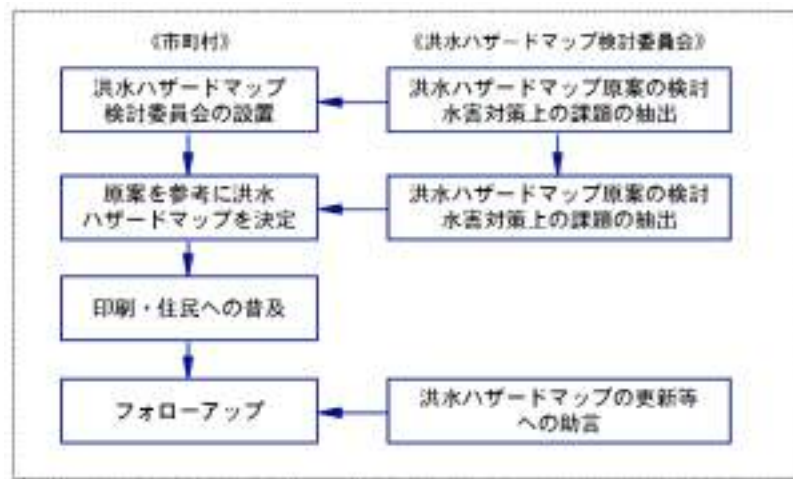


図2.2.2-3 ハザードマップ作成手順フロー

②復興防災まちづくり方針の作成

- 復興時における防災まちづくりは、再度の被害を受けにくい集落・市街地として計画的に整備することが直接の目的である。被災した住民や事業所が再び災害への不安を持つことなく、生活及び経済基盤の再建に専念できることを基本に災害に強い地域社会を形成していくための将来ビジョンを示すものとして、以下の点に配慮して計画づくりを行うことが重要である。

1) 被害状況への対応と既存の上位計画と整合した計画づくりを進める

- 災害復興における防災まちづくりは、発生した被害の状況を踏まえた防災の方策を講じると同時に、総合計画等の既存上位計画や個別施設の整備計画等の内容に配慮し、復旧・復興の基本方向を決定する。

2) 災害事象に適した防災対策を検討し、計画化を図る

- 発生した災害によって防災対策は異なる。また、個別の災害事象が主因、あるいは誘因となって複合的に被害を拡大させる場合がある。このため、災害事象全体を十分把握した上で、適切な対策を検討し、計画づくりを行う。

3) 災害対策のためのハード施設とともにソフト面の対策を検討し計画づくりを進める

- 各種防災施設の整備が重要であるが、対策の全てをハード系施設整備のみに頼ることは危険であり、また、コスト面から現実的に難しい場合もある。被害を軽減するためには施設管理、観測、避難等のソフト面の対策についても、防災まちづくり計画の一環として計画する。

	<p>4) 被災地の住民等の意見を反映させた計画づくりを進める</p> <p>○被災した都市基盤や市街地の再建は、被災者の生活再建と被災地の社会・経済活動の再建のためには不可欠であることから、復興における防災まちづくりは、計画作成から事業の実施において緊急性が求められる。計画作成時には地域住民の意向を把握し、それらを反映させた計画づくりを進めることにより、計画内容に関する地域住民のコンセンサスを迅速に図ることが重要である。</p> <p>5) 計画づくりは必要な手順に従い、被災者の生活再建や産業・経済再建施策との十分な調整を行いながら進める</p> <p>○計画づくりは、各種の調査結果等をもとに、復旧か復興かという方向性の決定や復興の方針作成、基本構想・基本計画の作成等の基本的な手順に従って進める必要がある。また、計画作成においては、防災施設等の整備内容と住宅再建のための住宅団地の形成や産業・経済再建のために各種の経済活動の基盤整備等との調整を図る必要がある。</p> <p>■参考</p> <p>1) 東日本大震災復興特別区域法で認められた計画作成・申請</p> <p>○東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）により、復興特別区域として指定された地方公共団体には、次の計画作成・申請ができることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興推進計画（個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画） ・復興整備計画（土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるための計画） ・復興交付金事業計画（交付金事業に関する計画） <p>2) 都市防災総合推進事業による支援</p> <p>○「都市防災総合推進事業」では、避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援するため、災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備等の6つの事業メニュー毎に補助金の交付対象を定めている（実施主体は市町村、都道府県）。</p> <p>■参考</p> <p>○阪神・淡路大震災で被災した神戸市では、発災後早期に、地方公共団体の住宅や市街地整備に向けての方針（都市計画事業地区等の区分に応じた建築の誘導方針など）を示すため、復興緊急整備条例を定めた。</p>
<p>留意点</p>	<p>■ハザードマップ</p> <p>○ハザードマップが公開されると、その被害予測結果のみが一人歩きする可能性があるため、前提条件を明示しておくことが重要である。</p> <p>○実際にマップを作成する場合は、科学的マップから必要条件を抽出し、表現方法に十分留意しながら、理解が容易にできるようにすることが必要である。</p> <p>○過去の事例では、ハザードマップの提示による地価の低下を懸念する住民側からの要望によりマップの作成や公表までに時間がかかるという例が見られている。しかし、実際にはマップの公表後も地価に変化は見られていない場合が多い。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P23 【19770104】 ハザードマップの作成と公表（昭和 52 年 有珠山噴火：虻田町） ・ P79 【19910119】 火山災害予想区域図（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・ P142 【19950179】 震災復興緊急整備条例（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P337 【20040704】 中心市街地の復興（平成 16 年 新潟県中越地震・川口町：川口町） ・ P348 【20050103】 住民主体による復興事業への取り組み（平成 17 年 福岡県西方沖地震：福岡市） ・ P375 【20070204】 歴史的・伝統的街並みの復興（平成 19 年 能登半島地震・輪島市：輪島市） ・ P389 【20070304】 中心市街地の復興（平成 19 年 能登半島地震・穴水町：穴水町）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P372 【20160207】 過去の被災経験を活かした事前の警戒体制構築（平成 28 年 台風第 10 号：帯広市） ・ P372 【20160208】 過去の被災経験を活かした事前の警戒体制構築（平成 28 年 台風第 10 号：清水町）

施策名： 安全な市街地・公共施設整備

【2-2-2-2】

項目： (2) 基盤未整備地域の整備

趣旨・概要

- 被災地の街区等の基盤が未整備な場合、市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図り、併せて、良好な住環境の整備を図る。特に以下の様な場合においては、基盤未整備区域等の市街地整備を行う必要がある。
 - (1) 防災施設等の設置等を行う場合で、かつ周辺部の街区を一体で整備する場合
 - (2) 宅地の移転・整備を行う必要がある場合
 - (3) 土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備計画等がある場合
 - (4) 災害に強いまちづくりを進めるために避難地（公園）、避難道路等の整備を行う必要がある場合
- 被災市街地や被災集落の一部を改善しようとする場合には、三大都市域においては密集住宅市街地整備促進事業による共同化に伴う生活環境施設整備や、漁村地域においては漁業集落環境整備事業等により、集落道、生活環境施設の整備を行う。
- また、一般に住宅密集地域は、市街地火災の危険性も高いため、延焼防止対策を併せて推進する。

項目・手順等

① 建築制限の実施

1) 初期の建築制限

○都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、建築基準法第84条により1月以内の建築制限を行う（更に1月をこえない範囲内で延長可能）。

2) 長期的建築制限

○被災市街地復興特別措置法では、震災などにより相当数の建築物が滅失した区域を「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定することにより、災害後最長2年間堅牢な建物の建築行為が制限されるとともに、市街地復興のための特別措置を適用できることが定められている。

○したがって、建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。長期的建築制限は、都市計画事業を導入する場合には、事業の根拠法に基づく建築制限に移行することとなる。

■ 参考

○東日本大震災では、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」（平成23年法律第34号）において、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）以内の期間、指定した区域の建築が制限・禁止された。

② 再開発事業

○再開発事業には、1)市街地再開発事業、2)住宅街区整備事業があり、さらにそれらに関連する各種事業が用意されている。

表2.2.2-1 市街地再開発事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
市街地再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部 1) 調査設計計画（事業計画作成、地盤調査、建築設計等） 2) 土地整備（建築物除却等、仮設店舗等設置、補償費等） 3) 共同施設整備（空地等、供給処理施設、その他の施設等）等 ○補助率：1/3 2/5（被災地特例） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種市街地再開発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高度利用地区又は地区計画、再開発地区計画、防災街区整備計画、沿道地区計画区域内 ・耐火建築物が建築面積又は敷地面積の約1/3以下等 ○第二種市街地再開発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・上記要件 ・面積が0.5ha以上等 	都市再開発法（国土交通省）	個人施行者、市街地再開発組合、地方公共団体、都市再生機構、首都高速道路公園、阪神高速道路公園、地方住宅供給公社

③住宅市街地の基盤整備

○住宅市街地においては、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等、漁業集落においては、漁港漁村総合整備事業、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。

1) 住宅市街地の基盤整備による防災性向上、環境整備

表2.2.2-2 土地区画整理事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
土地区画整理事業	○対象： ・公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 ○補助率：1/2	・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により土地区画整理事業を施行する区域として定められたもの	土地区画整理法（国土交通省）	個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、都市再生機構、地方住宅供給公社
被災市街地復興土地区画整理事業	○対象： ・事業計画案作成事業 パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興土地区画整理事業調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 ○補助率：1/2	・大規模な災害（被災地面積が概ね2ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画法定された幹線道路を含まない地区で行う	被災市街地復興特別措置法（国土交通省）	都道府県、市町村等、都市再生機構等、土地区画整理組合、土地区画整理法の規定により宅地の権利者同意を得て土地区画整理事業を施行する者

表2.2.2-3 密集住宅市街地整備促進事業

補助項目		補助率	限度額等
整備計画策定等事業	A 調査（整備計画作成等） （公共団体のみ）	直接 1/2	210 千円/ha
	B 調査（事業計画作成等）	直接 1/2、間接 1/3	5,000 千円/ha
	推進事業 協議会支援等	直接・間接 1/3	防災再開発促進地区 年 6,000 千円/ha・10 年 上記以外 年 3,000 千円/ha・5 年
	建替促進事業計画作成等	直接 1/2、間接 1/3	
推進計画作成 （都市再生機構のみ）	直接 2/3	1,500 千円/ha	
地区整備事業	老朽建築物等除却	直接 1/2、1/3、 間接 1/3	標準除却費あり
	土地整備 道路整備 児童遊園整備 地区施設等用地取得造成 集会所設置工事 防災関連施設整備 測量・調査・設計等	直接 1/2、1/3、 間接 1/3	一部限度額あり
	仮設住宅等設置	直接・間接 1/3	限度額あり
	建替促進事業 調査設計計画、共同施設整備	直接・間接 1/3	建替タイプにより補助内容限定
	家賃対策補助	直接 1/2、1/4	
防災街区整備事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部交付対象項目（1）調査設計計画、（2）土地整備、（3）共同施設整備（4）防災性能強化等）	直接 1/3	限度額あり
耐震改修促進事業		間接 1/3	限度額あり
賃貸住宅等家賃対策補助事業		直接・間接 1/2	

注) 間接補助の場合は、上記の補助率以内、かつ、施行者の補助の1/2以内

■参考

- 東日本大震災における都市再生区画整理事業については、被災市街地の円滑な復興を目的として、以下の点を改正している。
 - ・緊急防災空地整備事業：土地区画整理事業については、減価補償金地区だけでなく、通常の地区における地方公共団体による公共施設充当用地の買収についても支援対象（公共用地の増分の用地費の80%を限度）とする。
 - ・都市再生事業計画案作成事業：土地区画整理事業を予定する地区で行えるよう施行地区要件を拡充。
 - ・被災市街地復興土地区画整理事業：津波による被災が甚大な地域において、想定される既往最大津波に対して防災上必要となる市街地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を国費算定対象経費（限度額）に追加。また、従来国費算定対象経費（限度額）に計上されていた防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費等を国費算定対象費用（限度額）と交付対象費用に追加。

2) 農業・漁業集落整備関連

- 農業・漁業集落において地盤の嵩上げや基盤整備を行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業の「土地利用高度化再編整備」により、嵩上げ・整地するとともに、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地広場などの集落環境施設を行うことが可能である。

表2.2.2-4 農業・漁業集落における基盤整備事業

事業名	補助対象等	採択条件	根拠法等	実施主体
漁業集落環境整備事業	○補助対象：漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備、用地整備・特認事業（水産庁が認めた事業） ○補助率：5/10 ただし沖縄県は5.5/10 以内	・漁業依存度が高く、今後とも漁業の振興を図ることが適当な集落 ・漁業整備長期計画に基づき漁港の基本的な施設の整備を実施する漁港に係る集落であること ・事業の実施につき、漁業者、住民、市町村等の意欲が高いこと ・人口規模が300～5000人（辺地、過疎、奄美、沖縄は50～5000人） ・漁業依存度又は魚家率が第1位 ・全体事業費が3千万円以上	漁港環境整備事業補助金交付要綱（水産庁）	都道府県、市町村
漁港漁村総合整備事業	○補助対象：物揚場などの漁港・漁場整備や汚水処理施設、緑地・広場・漁業集落道などの生活環境施設 ○補助率：1/2 以内等（集落）沖縄：5.5/10、（再生）北海道及び離島：6/10、（再生）沖縄及び奄美：3/4	・漁港の背後にある、漁業者又はその他住民や地方公共団体及び漁業団体等の意欲が高い集落 ・事業費が一定の金額（漁業集落環境整備事業は3,000万円以上、漁村再生交付金は5,000万円以上が原則）であること	漁港漁村総合整備事業費等補助金交付要綱（水産庁）	都道府県、市町村

※「集落」は、汚水処理場や集落道等の整備を実施する「漁業集落環境整備事業」、「再生」は、防波堤等の漁港施設や魚礁等の漁場整備等を総合的に実施する「漁村再生交付金」による場合

④延焼防止対策

- 災害後の市街地の防災性向上の一環として、特に密集市街地では、火災の延焼防止対策を実施する必要がある。

1) 延焼遮断帯整備（沿道不燃化）

- 都市防災構造化推進事業（都市防災不燃化促進事業）は、密集市街地を幹線道路及びその両側の不燃化によって延焼遮断帯を構成するものである。

2) 消防水利確保、消防活動困難地区解消

- 延焼防止対策の一つとして消防水利の確保を行う。例えば、下水道事業の「再生水利用下水道事業」「水循環・再生下水道モデル事業」、消防庁補助事業などの利用が可能である。
- 消防活動困難地区の解消として、前項の基盤整備事業の他、街路事業、道路改築事業などが準備されている。

3) 防災緩衝地帯整備

- その他、特殊な事業として、石油コンビナート等特別防災区域における災害から市街地を防護するための防災緩衝地帯整備事業（融資）などがある。

⑤避難施設・防災拠点等の整備

- 被災集落・市街地において、避難計画を担保する避難施設を整備する。

- 避難場所は、市街地火災の危険が無いこと、洪水・高潮・津波・土砂等が到達しない場所等、災害の種類に応じて確保することが必要である。また、そこに至る避難路についても、災害の特性に合わせた整備を行う。
- なお、避難場所の多くは防災活動の拠点となるため、そうした観点からの整備も必要となる。

1) 避難施設の整備

- 避難地の整備に係る事業手法としては、総合的な整備が図れる漁村関連の事業や防災まちづくり事業の他、通常の公園整備事業、漁港・港湾改修事業等により確保することが可能である。
- 避難路の整備については、街路事業として、次のような整備が可能となっている。
 - ・避難路の整備
 - ・消防活動に資する街路整備
 - ・沿道区画整理型街路事業
 - ・沿道再開発型街路事業

2) 防災拠点等の整備

- 防災空間・拠点の整備としては、以下のような事業の中で、地域のコミュニティレベルから、広域的レベルまで、各種の整備が可能となっている。
 - ・都市防災構造化推進事業（地区公共施設等整備事業）
 - ・公園事業（都市公園事業、防災緑地緊急整備事業）
 - ・街並み・まちづくり総合支援事業
 - ・防災まちづくり事業
 - ・地域防災拠点施設整備モデル事業
 - ・漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業 など

■参考

- 東日本大震災で浸水により被災した面積が20ha以上、かつ浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上、もしくは国土交通大臣により同等の被災規模と認められた被災市町村については、津波復興拠点整備事業として、区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設の建設に対する補助制度が用意された。

表2.2.2-5 防災拠点の整備事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
都市公園事業	対象：都市公園の用地の取得、公園施設の整備 補助率：用地取得費 1/3、公園施設費 1/2	面積要件：原則 2ha 以上の公園 総事業費要件：全体事業費が 2.5 億円以上の事業（都道府県事業は 5 億円以上）	都市公園法（国土交通省）	都道府県、市町村
防災まちづくり事業	補助対象：防災センター、コミュニティ消防センター、避難地、避難休憩施設、拠点避難地 地方債：事業費の 95% 地方交付税：事業費の 25.5-46.7%	避難路、避難地、避難休憩施設等の防災基盤施設 他	地方財政法 地方交付税法（総務省消防庁）	都道府県、市町村

3) 活火山法に基づく避難施設整備

- 火山災害については、活火山法に基づく事業があり、以下の手順で避難施設の整備が行われることとなっている。
 - (1) 避難施設緊急整備地域の指定（国）
 - (2) 避難施設緊急整備計画の策定（都道府県）
 - (3) 整備計画の承認（国）
 - (4) 事業実施（都道府県）

事例集 I

- ・P38 【19830105】 土地区画整理（昭和 58 年 豪雨：三隅町）
- ・P56 【19850103】 福祉施設の移築事例（昭和 61 年 地附山地すべり災害：長野県）
- ・P142 【19950180】 重点復興地区等の指定（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市）
- ・P156 【19970106】 土地区画整理（平成 9 年 針原地区土石流災害：出雲市）
- ・P306 【20040506】 山古志地域での小規模住宅地区等改良事業（平成 16 年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市）

事例集 II

- ・P372 【20160209】 経験を踏まえた災害対応体制の構築（平成 28 年 台風第 10 号：帯広市）
- ・P373 【20160210】 経験を踏まえた災害対応体制の構築（平成 28 年 台風第 10 号：清水町）
- ・P374 【20160211】 経験を踏まえた災害情報発信・連携体制と円滑な避難体制の構築（平成 28 年 台風第 10 号：帯広市）
- ・P374 【20160212】 経験を踏まえた円滑な災害情報連携体制の構築（平成 28 年 台風第 10 号：清水町）

施策名： 安全な市街地・公共施設整備

【2-2-2-3】

項目： (3) 災害危険区域等の設定

趣旨・概要

- 将来的にも被災危険の高い地域等においては、復興対策の一つとして災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図る。
- 併せて、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を図りながら、危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。

項目・手順等

①災害危険区域の指定

- 建築基準法第39条を根拠として、地方公共団体は、条例に基づき災害危険区域を指定することができる。災害危険区域内では、建築物の建築の禁止あるいは制限を行うことが可能であり、条例によってそれらの内容を定めることができる。
- 例えば、風水害・津波・高潮害を軽減するために区域内の建物の用途、地盤高・床高制限、構造等を規制することを検討する。
- 指定の手順は概ね次のとおりである。
 - (1) 被災範囲及び被災状況の把握
 - (2) 災害危険区域の指定エリアの検討・学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等の実施
 - (3) 被災者の移転、再建に関する意向の把握
 - (4) 災害危険区域条例の作成
 - (5) 条例による災害危険区域の指定

②その他の危険区域指定や建築制限等

- 建築基準法以外の法に基づく危険区域指定や建築制限等としては、以下のものがある。
 - (1) 砂防、地すべり、急傾斜地危険区域指定
 - (2) 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域の指定
 - (3) 防火地域指定／地区計画
 - (4) 改正水防法による浸水想定区域*
 - (5) 土砂災害新法の特別警戒区域指定**
- その他、地方公共団体が独自に規制を行う場合がある。
 - 例) 活断層周辺規制 (横須賀市)
 - * 国又は都道府県が区域を指定し、公表する。
 - ** 土砂災害新法 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) では、大規模地震発生直後、集中豪雨発生直後など、崩壊等の発生する危険性が高まった場合、国土交通大臣が緊急時に指定等を指示できる。

③建築物の耐災性強化

- 危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。
- そのため、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を推進する。
 - 1) 建築物の耐震改修
 - 住宅又は一般の建築物の耐震改修については、住宅金融公庫または政府系金融機関による低利融資が準備されている。
 - 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて「特定建築物 (多数の者が利用する一定の建築物) については、建築確認手続きの特例、建築基準法の特例、住宅金融支援機構の金利の特例などの措置がある。
 - 地方公共団体独自の耐震診断や耐震改修の補助制度、融資制度の拡充などが実施されている例も多い。
 - 2) 耐水性の強化
 - 洪水・高潮対策としては、地域特性対応型住宅割増融資 (特定雨水対策住宅) が準備されている。

表2.2.2-6 地域特性対応型住宅割増融資（特定雨水対策住宅）

事業名	融資	条件	実施主体
地域特性対応型住宅割増融資（特定雨水対策住宅）	1戸当たり50万円の割増	○地方公共団体が定めるマスタープランに基づく住宅で、次の工事を実施した住宅に対する融資 ・浸水対策として行う高床工事又は防水壁等の設置工事 ・浸水対策として行う敷地内の雨水を貯める貯留槽設置工事	住宅金融支援機構

○近年の水害を受けて、以下のような指針が出されており、水防法の一部改正に伴う浸水想定区域の指定・公表などとも併せて、これらの普及を図ることが望ましい。（いずれも（財）日本建築防災協会刊行）
「家屋の浸水対策マニュアル わが家の大雨対策-安心な暮らしのために-」
「家屋の浸水対策ガイドブック わが家の大雨対策-安心な暮らしのために-」
「浸水時の地下室の危険性について -地下室を安全に使うために-」
「地下空間における浸水対策ガイドライン」

留意点

- 災害危険区域の設定を行う場合は、基礎的な調査を十分に行うことが必要である。
- 災害危険区域の設定は、時限的な規制である建築制限とは異なり、地権者に対しては大きな利用制限となる。このため、区域設定前に被災者に対する十分な意向把握の実施と災害危険区域設定に対する理解を図ることが必要である。
- 住宅移転後の地域を災害危険区域に指定する場合は、治水施設の整備等が進むことにより、区域設定の条例撤廃が要望される場合がある。このような状況に配慮し、当初から区域を随時見直しする方針で区域設定をした例もある。
- 高台等への集落等移転が行われる場合には、将来的に危険区域が宅地化されることのないよう、災害危険区域を設定しておく必要がある。

事前対策

- 事前にハザードマップを作成し、居住者・建主や建築業者等に配布することにより、危険であると予測された地域の居住者が、居住地の危険を認識できるように図り、被災発生時において居住者が災害危険区域の設定に関する理解を得やすいようにしておく。
- 想定される災害発生時に被災する可能性のある区域への建築行為の規制等を行い、被害の拡大を防止すると共に、災害防止施設の整備を図る。
- 地方公共団体独自の補助制度等を準備し、耐災性強化を図る。

**事例集
I**

- ・ P12 【19590103】 災害危険区域に係る条例の制定（昭和34年 伊勢湾台風：名古屋市）
- ・ P17 【19600103】 津波危険地域の災害危険区域指定（昭和35年 チリ地震津波：浜中町）
- ・ P24 【19770105】 建築基準法第39条による災害危険区域（昭和52年 有珠山噴火：虻田町）
- ・ P44 【19830204】 建築基準法第39条による災害危険区域（昭和58年 三宅島噴火：三宅村）
- ・ P80 【19910120】 建築基準法第39条による災害危険区域（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市）
- ・ P96 【19930113】 全戸移転跡地の災害危険区域の指定（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町）

施策名： 安全な市街地・公共施設整備

【2-2-2-4】

項目： (4) 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

趣旨・概要

- 被害を受けた集落・市街地等を、高台や内陸部など安全な地域に移転する場合には、集団で住宅団地等に移転する防災集団移転促進事業、単独で移転するがけ地近接等危険住宅移転事業がある。
- 洪水や津波・高潮災害の被災地で、原形復旧では再度被災する可能性が高い場合、地盤の嵩上げを行って集落・市街地を再建することにより、安全性の高い集落・市街地を形成する。
- 宅地への対策と併せて、被災公共施設等の移転・嵩上げを検討する。

項目・手順等

①移転事業

1) 防災集団移転促進事業

○災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業である。

表2.2.2-7 防災集団移転促進事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
防災集団移転促進事業	○補助対象： 1 住宅団地の用地取得造成 2 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額) 3 住宅団地の公共施設の整備 4 移転促進区域内の農地等の買い取り(やむを得ない場合を除く) 5 住宅団地内の共同作業所等 6 移転者の住居の移転に対する補助 7 事業計画等の策定に必要な経費 ○補助率：3/4 (7のみ1/2)	・災害が発生した区域または災害危険区域内の住居 ・10戸以上で住宅団地を形成することが必要 (ただし、浸水想定区域・土砂/津波/火山災害警戒区域(地域)であって、堤防等の治水施設整備が不十分な場合は、5戸以上) ・移転住居数が20戸を超える場合は、その半数以上の10戸以上の集団でまとめて移転する場合 ・移転者の1/2以上で住宅団地を形成することが必要 ・移転促進区域内の全戸移転であること	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(国土交通省)	市町村 (都道府県)

■参考

○東日本大震災による災害を受けた地域については、移転先の住宅団地の規模要件を現行の10戸以上から5戸以上に緩和、住宅団地に関連する公益的施設の用地取得造成費を補助対象に追加、住宅団地の用地取得及び造成に要する費用について、宅地を分譲する場合に分譲価格を超える部分を補助対象化する等の措置が取られている。

2) がけ地近接等危険住宅移転事業による移転

○移転対象世帯が少ない場合やまとめて移転する意向が弱い場合に適する事業である。

表2.2.2-8 がけ地近接等危険住宅移転事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
がけ地近接等危険住宅移転事業	・危険住宅の除却等に要する経費 ・住宅建設・購入に要する経費 ・補助率：1/2 ・補助限度額：78万円/戸	・既存の不適合住宅であること ・事業計画に基づく移転であること ・急傾斜地崩壊危険区域では原則として人家概ね10戸以上 ・がけ条例では戸数制限なし(但し、他の防災事業を実施する場合を除く)	制度要綱 住宅局長通達(平成7年4月1日)(国土交通省)	市町村

3) 土地区画整理事業

○危険区域の宅地を換地により事業区域内の安全な場所へ移転する場合や、移転先を整備するために区画整理事業を実施する。

- a. 都道府県や市町村が、河川の拡幅や法線の変更、放水路等の設置等を行う場合で、かつ河川周辺部の街区を河川改修と一体で整備する場合
- b. 浸水被害や家屋の全半壊が発生した街区において、土地区画整理事業の整備計画等がある場合

- c. 浸水被害や家屋の全半壊が発生した区域において、災害に強いまちづくりを進めるために避難地（公園）、避難道路等の整備を計画する場合

4) 漁業集落環境整備事業による移転

- 土地利用高度化再編整備として、津波・高潮等の常襲地域において、安全な場所への移転を行い、跡地に水産関連施設の用地整備を行うものである。

5) 低地対策河川事業等

- 低地部において、河川改修事業と一体として市街地再開発事業を実施する場合。

表2.2.2-9 低地対策河川事業・都市河川総合整備事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
低地対策河川事業・都市河川総合整備事業	3/10、 4/10	○都市における浸水被害の防止と土地の有効利用を図るために、市街地再開発事業等を活用し、治水対策を推進するもの ・既成市街地の浸水多発地域、低地地域の河川改修事業の内、市街地再開発事業等の他の事業と一体として緊急に実施する必要のあるもの	地方財政法（国土交通省）	都道府県

- 宅地移転や整備を河川改修と一体となって実施する場合、河川改修事業の一部として実施する。（直轄河川激甚災害対策特別緊急事業）

6) 水防災対策特定河川事業

- 宅地の嵩上げ、集約化をする場合。

表2.2.2-10 水防災対策特定河川事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
水防災対策特定河川事業	直轄： 2/3 補助： 1/2	・1級又は2級河川の浸水区域で実施される嵩上げ事業 ・連続堤方式による河川改修が困難で近年の浸水被害が著しい ・河川整備計画等に位置づけられている ・宅地の嵩上げ事業費が築堤方式の改修費以下 ・氾濫を許容することとなる区域に新たな住家が立地しないよう、災害危険区域指定等の措置がなされること	地方財政法（国土交通省）	都道府県

7) 過疎地域集落再編整備事業

- 災害に関連して設けられた事業ではないが、集落等の移転を推進する事業である。

表2.2.2-11 過疎地域集落再編整備事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
過疎地域集落再編整備事業	・住宅用地の造成費 ・住宅団地における住宅建設、土地購入費 ・生活関連施設整備費 ・産業基盤施設整備費 ・移転の円滑化に要する経費 補助率：1/2	・過疎地域自立促進特別措置法第二条に規定する過疎地域 1) 集落移転タイプ ・交通条件が悪く基礎的公共サービス確保困難 ・移転戸数が概ね5戸以上 ・移転戸数の相当数が移転先で団地を形成 2) へき地点在住居移転タイプ ・移転戸数が3戸以上で、移転先において団地を形成	過疎地域集落等整備事業費補助金交付要綱（総務省）	市町村

②嵩上げ事業

- 被災地の地盤を嵩上げする方法は、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の意向等により、種々の方法が考えられる。それら要素を調査・勘案し、地域に合った手法を選定する。

- なお、嵩上げにあたっては、以下のような点が課題となる。

1. 被災箇所の地盤の嵩上げ・良好な住環境の整備
2. 避難路・避難地の整備
3. 残存家屋への対応
4. 嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保
5. 住宅再建資金関連事業の延長

1) 漁業集落整備関連の事業による嵩上げ・基盤整備

- 漁業集落（漁港と一体となった集落）において地盤の嵩上げを行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業の「土地利用高度化再編整備」により、嵩上げ・整地するとともに、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地広場などの集落環境施設整備を行うことが可能である。
- また、嵩上げた土地は基盤が未整備であるため、宅地として利用が可能となるよう、漁業集落環境整備事業等の他、区画整理事業や上下水道関係の災害復旧事業等により住環境の整備を行う。

2) その他手法による嵩上げ・基盤整備

- 漁業集落以外の地域では、嵩上げに活用できる補助事業は基本的にはないが、農村においては農業集落整備関連事業による集落土地基盤整備と併せて行ったり、その他の集落・市街地においては復旧・復興対策として行われる漁港・港湾事業、海岸・河川事業、その他防災対策事業、住宅団地造成等により発生した残土の受入と土地区画整理事業などの基盤整備事業を組み合わせることにより可能である。

■参考

- 東日本大震災により津波による被災が甚大な地域においては、被災市街地復興土地区画整理事業の拡充が図られ、想定される既往最大津波に対して、防災上必要となる市街地の嵩上げ費用（津波防災整地費）が国費算定対象経費（限度額）として追加されている。

③被災公共施設等の移転・嵩上げ

- 一般に災害復旧事業は原形復旧を原則としているが、原形に復旧することが不可能な場合（例えば集落が移転する場合）、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合には、改良復旧や当該施設に代わるべき必要な施設とする。
- 洪水や土砂災害、津波・高潮害の被災地では、地方公共団体は所管の公共施設の復旧に際して、災害危険度や施設の重要度等に応じて以下の様な改良復旧を行い、安全性の確保を図る。

1) 庁舎の再建に伴う移転・嵩上げ

- 災害発生時に災害対策本部が設置され、応急対策や復旧・復興対策の中核を担う市町村庁舎、避難所等となる学校、医療・救護を行う病院、平時から災害弱者の収容等を行っている福祉施設等などの公的な重要施設において、災害時の安全性を向上させるため、移転や地盤の嵩上げなどを行う。
- 浸水等の危険の無い安全な場所への移設、施設の補強・堅牢化、防水板の設置等の耐水化を図る。
- 庁舎建設基金や起債により庁舎の再建を行う。

2) 医療・福祉施設の再建に伴う移転・嵩上げ

- 厚生施設等災害復旧事業（社会福祉施設等災害復旧事業、環境衛生施設災害復旧事業、医療施設災害復旧事業、伝染病院等災害復旧事業）の活用により、移転又は嵩上げを行う。

3) 公立学校の再建に伴う移転・嵩上げ

- 公立学校施設災害復旧事業を活用し、移転又は嵩上げを行う。

留意点

1) 移転

- 移転先の選定にあたっては、十分に安全性の検討を行うものとする。必要に応じて、移転先の安全性に関して専門家による調査を行う。
- 住宅の移転や埋没した宅地の整備を行う場合は、まず被災者の住宅再建意向を把握することが重要である。過去の例では、被災者の意向を把握する前に行政から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市町村側との調整が困難となった例がある。
- 防災集団移転促進事業では事業適用要件として、住宅団地は10戸以上、移転促進区域内の全戸移転、その半数が住宅団地に入ることなどがあり、これらを満足するためには、事前に被災者の意向を十分把握する必要がある。被災者の再建意向は被害状況によって変化するために、特に被害が長期化する場合では数回にわたって再建に関する意向調査を行う必要がある。
- 住宅再建や土地購入の際に必要な費用や補助の内容について、被災者の十分な理解が図れるよう行政側の相談体制づくりが必要である。
- 津波・高潮害などからの復興で沿岸地域に漁港や観光施設等を残して集落のみ高台に移転した場合には、新集落と沿岸地域との移動が円滑にできるようアクセス道路の整備を行う必要がある。漁業集落においては、漁業集落環境整備事業で集落と漁港を結ぶ道路の整備が可能であり、防災集団移転促進事業においても、漁港までではないが、住宅団地に取りつく道路の整備が補助対象となっている。

	<p>2) 嵩上げ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○嵩上げた土地は地震にも安全な地盤とする。特に海岸や河川付近の土を嵩上げに使用する場合には、本抜きや締め固めを十分に行う必要がある。 ○集落や市街地は嵩上げができて、漁港や港湾は用途上、嵩上げができないため、両者の地盤高に大きな差が生じる場合、漁港・港湾内における緊急避難地の整備や集落・市街地に達する避難に有効なアクセス道路を整備する必要がある。 ○嵩上げを行おうとする被災地に被害程度の軽い家屋が残っている場合には、家屋を除去又は移転させなければ地盤の工事をを行うことができない。除去する場合には所有者に対して家屋補償、解体助成等を行う必要があるが、除去せず曳家により一時的に建物を移動し地盤工事後に戻す（又は移転先に移動する）方法も可能である。 ○嵩上げ事業は一般に長期の事業期間を要するが、嵩上げ期間中の生活への不安から、早期の住宅再建を望む世帯が自力で移転するケースが多数発生し、嵩上げ事業の収支が成立しなくなることも考えられるため、嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保として、応急仮設住宅の供与期間の延長、公営住宅の特定入居や家賃補助などの対策も検討する。 ○また、住宅再建助成事業（災害復興基金等による）、各種貸付けの事業期間（受付期間）を嵩上げに合わせて延長する必要がある。 ○他の防災事業等の残土を活用しようとする場合、防災工事の事業計画に影響があるため、事業主体に対して早期に申し入れ、調整を行う必要がある。 <p>3) 被災公共施設等の移転・嵩上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共性の高い施設の移転に関しては、地域住民等の日常の利便性等に大きく関わる問題であるため、既存地が災害危険地域に指定されたり、公共事業用地（防災施設等用地）に参入されるなどの明確な理由が必要である。
<p>事前対策</p>	<p>1) 基礎的データの整備 地籍データ等は常に最新の状態で更新しておく。</p> <p>2) 移転地の検討 ハザードマップ等が作成されている場合は、それを活用し、被災が予想される箇所からの移転先を事前に検討する。</p> <p>3) 住宅移転を行う場合の移転候補地の検討 実際の住宅移転を行う場合は、被災者の再建意向が重要になるが、住宅移転をする場合の移転候補地を民有地、公有地の中から事前に検討しておく。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P12 【19590104】 公共施設への洪水対策（昭和34年 伊勢湾台風：名古屋市） ・P12 【19590105】 被災公共施設の整備例（昭和34年 伊勢湾台風：愛知県・名古屋市） ・P24 【19770106】 防災集団移転促進事業（昭和52年 有珠山噴火：虻田町） ・P44 【19830205】 防災集団移転促進事業（昭和58年 三宅島噴火：三宅村） ・P62 【19860105】 土地区画整理事業・激特事業による宅地の移転（昭和61年 台風10号：茂木町） ・P62 【19860106】 直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による宅地の移転（昭和61年 台風10号：下館市旭が丘） ・P80 【19910121】 防災集団移転促進事業（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P80 【19910122】 安中地域の嵩上げ事業（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P96 【19930114】 防災集団移転促進事業等（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・P97 【19930115】 漁業集落環境整備事業による嵩上げ（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・P97 【19930116】 曳家による残存家屋対処（平成5年 北海道南西沖地震：大成町） ・P98 【19930117】 文教施設事例（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・P174 【19990104】 集落整備等に関する嵩上事業（平成11年 高潮災害：熊本県不知火町（現：宇城市）） ・P184 【20000111】 防災集団移転促進事業（平成12年 有珠山噴火災害：虻田町） ・P296 【20040411】 防災集団移転に関する特例の実施（平成16年 新潟県中越地震・新潟県：国） ・P322 【20040608】 防災集団移転事業による取り組み（平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市） ・P337 【20040705】 防災集団移転への取り組み（平成16年 新潟県中越地震・小川町：川口町）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P58 【20110132】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：宮古市） ・P66 【20110133】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：釜石市） ・P68 【20110134】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：大槌町） ・P71 【20110135】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：野田村） ・P73 【20110136】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：仙台市） ・P75 【20110137】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：石巻市） ・P77 【20110138】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：岩沼市） ・P82 【20110139】 防災集団促進事業（平成23年 東日本大震災：東松島市） ・P97 【20110143】 区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み（平成23年 東日本大震災：釜石市） ・P103 【20110144】 区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み（平成23年 東日本大震災：大槌町） ・P107 【20110145】 区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み（平成23年 東日本大震災：野田村）

第二章 分野別復興施策

2.2 安全な地域づくり

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策3：都市基盤施設の復興

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 都市基盤施設は、住民の生活、都市の産業や経済活動を支えているものであり、その被害や機能停止は、被災者の生活確保や産業や経済の復興にさまざまな影響を来すことになる。したがって、都市基盤施設の復旧・復興には、次のような取り組みが求められる。
- 1) 特に被災者の生活に密接な関係にある機能は、早期の復旧・復興を行う。
 - 2) 災害によって脆弱性が明らかになった機能や施設については、各施設の耐震性等の強化を図る。
 - 3) 他の基盤施設との連携のもとに、地域全体の復興をも視野に入れた計画的な復興を目指し、都市全体の基盤の強化を図る。

全体の枠組み



留意点

■都市基盤施設の復興の考え方

- 1) 現状復旧に近い形での復興
 - 被災した都市基盤施設の機能を迅速に回復させることを重視した考え方である。ただし、この場合においても、被災の原因等を踏まえ安全性を確保する上で、必要とされる防災性の向上を図っていく必要がある。
- 2) 既存計画の実行による復興
 - 都市基盤施設に関する中・長期的な課題や地域のニーズに関しては、既存計画にも反映されていると考える。従って、復興事業において、これらの計画を前倒しする形で事業化し、中・長期的な課題・問題点の改善等を図っていく。
 - 災害によって明らかになった都市基盤施設の脆弱性については、計画の改善等を行い、安全性を確保する。

3) 新たな整備計画をとまなう復興

- 既存の整備計画の見直し、新たな整備計画の策定を行い、災害によって、顕在化した都市基盤の弱点等を解決する。
- 被災状況や復興計画、既存の長期計画などとの関係から優先順位を定め実施していく。

■都市基盤復興施策を決定する際のポイント

1) 被災後の地域の状況からみた都市基盤施設整備までの時間

- 都市基盤施設に対するニーズが非常に高く、一日でも早い復旧・復興を住民が求めている地域では、長期間を要する計画策定を伴う復興や既存計画の実行等を行うことは困難である。

2) 被災前の整備状況

- 復興か、もしくは現状復旧かは、都市基盤施設の被災前の整備状況に大きく左右される。
- 被災前に十分な整備が行われていたのであれば、復旧の迅速性が重要な要素となり、被災前から問題点がある施設については、中・長期的な課題・問題点の改善も視野に入れた復興が必要である。

3) 復興財源確保の可能性

- 他の復興同様、復興財源の確保が重要な要素となる。復興を行うのに必要な費用確保の見通しがいつているかどうか決定する際の重要なポイントである。

4) 既存計画・復興計画における位置づけ

- 既存計画の有無、既存計画における位置づけにも左右される。つまり、計画において整備の重要性が高いもの、既に都市計画決定されている道路等では、復興を契機に計画を実行していくことなどが望まれる。

5) 被害状況

- 災害によって、施設の脆弱性が顕在化した場合には、原状復旧より、耐震性の強化などを図っていく必要がある。

6) 地域経済復興との関連

- 都市基盤施設は、被災者の生活再建、地域経済の再建に密接に関連する。とくに道路交通、ライフライン等については、地域経済の復興にも大きな影響を与える。

■復興法に基づく災害復旧事業の代行

- 「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記された。

事前 対策

- 面的整備事業における住民との合意形成のあり方についての事前に検討を行う。
 - ・都市基盤施設の整備計画に関する住民の意向の把握方法
 - ・都市基盤施設の整備構想・整備計画の住民への周知徹底
- 都市基盤施設の耐震性の強化・向上を図る。
- 被害想定に基づく既存計画の位置づけに関する事前検討を行う。

施策名： 都市基盤施設の復興

【2-2-3-1】

項目： (1) 道路・交通基盤の復興

趣旨・概要

- 道路及び交通基盤は、住民の生活と地域の産業経済を支えており、交通機能が長期にわたって停止すると被災者の生活再建・事業再建に大きな影響を与える。したがって、迅速な復旧を図るとともに、被害による防災上の課題が明らかになった場合には、原形復旧のみならず耐震性の強化をはじめ必要な復興事業を行う。
- 道路・交通基盤の復興事業の推進にあたっての検討項目は次のとおりである。
 - ・迅速に被害状況の把握と復旧・復興方針を策定
 - ・迅速かつ円滑な復旧事業の実施
 - ・災害に強い交通ネットワークの構築
 - ・より快適な道路空間の整備

法制度

表 2.2.3-1 道路・交通基盤施設に関連する事業概要

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
公共土木施設災害復旧事業	対象：河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道 補助率：2/3-4/4	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	負担法、激甚法（国土交通省・農林水産省）	都道府県市町村
都市施設災害復旧事業	対象：街路・公園等都市排水施設・堆積土砂排除事業・湛水排除事業 補助率：2/3（下水道）、1/2（その他施設）	・堆積土砂が一团をなし、2,000m ³ 以上、または、50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000m ³ 以上であり、市町村長が指定した場所等に搬出集積等されたものであること。 ・1箇所の工事費用が120万円以上（都道府県にかかるも）、60万円以上（市（指定都市を除く）町村等に係るもの）	負担法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、激甚法（国土交通省）	都道府県市町村
鉄道災害復旧事業	対象：線路施設、停車場施設、運転保安施設等 補助率：2割5分	大規模な災害を受けた鉄道で、早急に災害復旧の必要があり、鉄道事業者の資力のみでは事業施行が著しく困難と認められる場合	鉄道軌道整備法（国土交通省）	都道府県市町村
被災市街地復興土地区画整理事業	対象：・事業計画案作成事業（パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等） ・復興土地区画整理事業（調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等、仮設住宅等の整備） 補助率：1/2	大規模な災害（被災面積が概ね2ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画決定された幹線道路を含まない地区で行う。	被災市街地復興特別措置法（国土交通省）	都道府県、市町村等、公団、組合等

項目・手順等

①復旧・復興方針の策定

1) 被害調査

- 都道府県や市町村は、管理する道路について被害調査を行い、高速道路、国道なども含めて、被害状況及び調査結果を共有するよう体制を整備する。
- 鉄道施設についても、事業者と情報を共有できるように連携体制を整備する。

2) 道路に関する方針の策定

- 復旧・復興方針決定のための基本的な考え方の例。
 - ・機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。
 - ・既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。
 - ・既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。

	<p>○被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。</p> <p>②迅速かつ円滑な復旧事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村及び都道府県は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。 ○施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧（復興）に努める。 ○復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。 ○復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。 <p>③災害に強い交通ネットワークの構築</p> <p>1) 都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ整備を進める。 ○道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。 ○都道府県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。また、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。 ○被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。 <p>2) 既存道路の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。 ○生活道路に関しては、市街地・集落地の整備に併せて、狭隘道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。 ○道路の点検を行い、必要箇所については耐震性の強化を図る。 <p>④より快適な道路空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路整備では、防災性の向上に加えて、市街地の道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。 ○高齢者や障害者等にも歩きやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消等に配慮する。 ○透水性舗装や沿道・法面の緑化等の推進を図り環境に配慮した整備を行う。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。 ○災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。 ○「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記された。 ○損壊した道路舗装の補修が復興交付金（効果促進事業）の対象となることが明記された。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P108 【19930303】 スクールゾーンの安全確保（平成5年 台風13号：蛤良町） ・P144 【19950181】 災害に強い交通ネットワークの構築（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P145 【19950186】 道路整備計画の見直し（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P216 【20000424】 路面災害復旧工法の標準パターン作成（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・P216 【20000425】 道路改良事業（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・P255 【20030214】 道路災害復旧工法の基本方針策定（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県） ・P296 【20040412】 一般国道の直轄権限代行による災害復旧事業（平成16年 新潟県中越地震：新潟県：国）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P88 【20110141】 災害復旧・復興に係る権限代行業（平成23年 東日本大震災：岩手県） ・P94 【20110142】 災害復旧・復興に係る権限代行業（平成23年 東日本大震災：相馬市） ・P171 【20140104】 道路の除雪作業（平成26年 2月14～16日大雪による災害：本庄市） ・P193 【20140206】 避難路の整備（平成26年 御嶽山噴火による災害：広島市） ・P194 【20140207】 雨水排水設備等の整備（平成26年 御嶽山噴火による災害：広島市） ・P217 【20150105】 複数復旧工事の工程調整及び安全確保対策（平成27年 口永良部島費火による災害：屋久島町） ・P341 【20160148】 大規模災害復興法・道路法に基づく直轄代行による道路復旧（平成28年 熊本地震：熊本県） ・P344 【20160149】 大規模災害復興法に基づく直轄代行による村道復旧（平成28年 熊本地震：南阿蘇村） ・P347 【20160150】 私道復旧事業（平成28年 熊本地震：嘉島町）

施策名： 都市基盤施設の復興

【2-2-3-2】

項目： (2) 物流基地・港湾・空港の復興

趣旨・概要

○港湾や空港、その他流通施設が被害を受けると、住民の生活や経済・産業活動を支える物流機能が麻痺するおそれが生じる。このため、災害によってそれらの施設が被害を受けた場合、迅速にその被害状況を把握し、復旧・復興方針を策定して、復旧・復興事業を推進する。

法制度

表 2.2.3-2 物流・港湾・空港施設等に関する事業概要

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
公共土木施設 災害復旧事業	対象：隣地荒廃施設、 海岸砂防施設、港湾、 漁港環境整備施設	暴風洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合	負担法	都道府県
港湾災害関連 事業	対象：海岸、港湾の 法線の是正等、堤防 の嵩上・拡大等施設 の補強、改築、新設 等	災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害の防止を図るもの。	地方財政法、海岸法、激甚法	都道府県、市町村
災害関連港湾 環境整備施設 復旧事業	対象：地方公共団体 又はその機関が維持 管理する施設	災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して同一の災害で被災した港湾環境整備施設を原形に復旧する。	(国土交通省)	都道府県、市町村
空港等災害復 旧事業	対象：拠点空港・地 方管理空港 補助率：8割以内	地震、高潮その他異常な天然現象により生じた災害によって必要となった災害復旧工事	空港法(国土交通省)	都道府県、市町村

項目・手順等

①港湾・漁港の復旧・復興

1) 被害調査

○港湾管理者（主に地方公共団体）が中心となり、民間会社と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能バース、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。

2) 港湾に関する方針の策定

○被災状況、港湾機能の特性等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改善等も行う復興を行うのか検討し、基本方針を決定する。

○復旧・復興の基本的な方向性として、主に次の3つが考えられる。

- ・原状復旧
- ・既存の港湾計画の具体化による復興
- ・港湾計画の策定をともなう復興

3) 事業

○港湾施設については、公共土木施設災害復旧事業により、復旧を進める。復旧にあたっては、耐震性の強化等による改良復旧も行う。

○平成28年の法改正により港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等が可能となった。

○復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性や緊急性を考慮して決定する。

○民有港湾施設の復旧・復興への支援を行う。企業の所有する倉庫、荷役機械の復旧を支援するため、金融機関に対して低金利融資等を要請する。

○応急・復旧により、被災港湾施設が利用可能になるまでの暫定的な代替港湾を確保し、一時的に貨物を他港で処理するように対応する。

②空港の復旧・復興

1) 被害調査

○都道府県が管理する拠点空港の一部および地方管理空港が被災地に位置する場合は、都道府県が中心となって被害調査を行う。

○旅客ターミナル、貨物ターミナルビル、あるいは航空機に対するサービス施設といった民間企業が管理する施設に関する被災情報を共有し、空港施設全体の被災状況を把握する。

	<p>2) 空港に関する方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧事業は、応急対策・復旧対策への活用性や緊急性を考慮して決定する。 ○被災状況、機能の特性等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し基本方向を決定する。 ○施設の復旧・復興に際しては、耐震性の向上等を図る。 <p>③流通施設の復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共卸売市場においては、国・都道府県の補助により施設の復旧・復興事業を進めるとともに、復旧作業が長期化する場合は、流通機能を維持するために仮設卸売市場を設置する。 ○道路交通網の整備状況や市街地動向により、新たな卸売市場が必要となった場合は、卸売市場整備計画を策定し整備を図る。卸売市場整備計画による施設の近代化や改良など、施設の整備を進める。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港工事・空港工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記された。
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P144 【19950182】 港湾関連施設の整備 (平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市) ・ P145 【19950187】 民有の海岸保全施設の復旧・復興 (平成7年 阪神・淡路大震災：阪神・淡路大震災復興基金) ・ P163 【19980103】 卸売市場の復興 (平成10年8月 福島県豪雨：白河市) ・ P216 【20000426】 港湾施設復旧 (平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県)
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P85 【20110140】 災害復旧・復興に係る権限代行業業 (平成23年 東日本大震災：宮城県・国)

施策名： 都市基盤施設の復興

【2-2-3-3】

項目： (3) 公園・緑地等の復興

趣旨・概要

○公園・緑地は避難場所や資材置場等の防災拠点として大きな役割を果たすことを踏まえ、災害に強い都市づくりの視点に基づいて復旧事業を進めることが重要となる。
○緑地の持つ延焼防止機能を利用して、道路や河川を緑地帯として整備し、公園・緑地のネットワーク化により市街地の防災性の向上を図る。

法制度

表 2.2.3-3 公園・緑地整備に関連する事業概要

事業名	助成対象等	要件	実施主体
公共土木施設災害復旧事業	対象：都市公園、緑地 補助率：2/3～4/4	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	地方公共団体
都市公園事業	対象：都市公園の用地の取得、公園施設の整備 補助率：用地取得費 1/3、公園施設費 1/2	面積要件：原則 2ha 以上の公園 総事業費要件：全体事業費が 2.5 億円以上の事業（都道府県事業は 5 億円以上）	地方公共団体
防災緑地緊急整備事業	対象：防災緑地の施設の整備に要する費用 補助率：公園施設費 1/2	面積要件：広域防災拠点は、50ha 以上 地域防災拠点は、10ha 以上 広域避難地は、原則 10ha 以上 一次避難地は、原則 2ha 以上	地方公共団体

項目・手順等

①復旧・復興方針の策定

1) 被害調査

○市町村及び都道府県は管理する公園緑地について、被害状況調査を行う。
○被災前から避難地等の防災拠点として位置づけられていた公園緑地の使用状況、応急仮設住宅建設用地としての使用状況等を把握する。

2) 復旧・復興方針の策定

○被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。
○公園緑地の復興のパターンとして、主に次の 3 パターンがあげられる。
・既存公園の拡充
・都市計画決定されている公園緑地整備の実施
・都市計画決定を伴う公園緑地整備の実施

②既存公園の復旧・復興

○重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園・緑地については、被害状況調査結果や一次避難地の有無、広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺地区の特性を勘案して、公園面積の拡充、耐震性貯水槽の整備といった施設内容の拡充を伴う復興を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。
○原状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。

③公園緑地の体系的な整備

1) 方針

○被災状況や被災後の人口動向を踏まえ、公園の種別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置づけ等を考慮し、公園・緑地を体系的に整備する。

2) 内容

○都市計画決定されている公園の整備を進めるとともに都市計画マスタープランや緑の基本計画等の構想で示されている公園の計画決定及び整備を図る。
○防災センターや福祉施設、医療施設等の公共公益施設と連携を図り、効率的な公園・緑地の新規整備を行う。

	<p>④防災拠点としての公園施設の拡充・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を行う。 ○避難所となる公園間の避難路の確保や市街地の延焼防止を図るため、道路の緑化や河川沿いの親水公園の整備等により緑地帯・緑化帯を形成する。 ○防災拠点となっている公園とその他の公共施設、周辺地域を結ぶ路線、緊急輸送路となる広域幹線道路等の緑化を進める。 ○災害時の河川利用を考慮し、河川を活用した親水公園を整備するとともに親水性護岸を取り入れる。 ○各種の公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽、親水池、(災害時対応)トイレ等の防災施設の拡充・整備を行う。また、遊具等の園内施設の耐震性を強化したり、緊急輸送の大型車両進入に対応できるよう入り口部分を拡幅するなど、公園施設の改善も行う。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の総合計画や緑の基本計画等の上位計画により明確に位置づけられている構想に基づく公園緑地、被災後にその必要性が十分に認識された公園緑地整備に関する構想に基づく公園緑地については、新たに都市計画決定を行い整備を進める。 ○市街地復興において土地区画整理事業を実施する地区については、地区レベルの防災性の向上を目的に、近隣公園、街区公園等の整備を積極的に行う。 ○避難地としての公園やオープンスペースの抽出、避難路となる緑地帯の抽出基準を設け、発災後のネットワーク構想に資することが重要である。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P144 【19950183】公園の防災拠点としての整備 (平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市) ・ P216 【20000427】自然公園の復旧 (平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県)
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P347 【20160151】共同墓地の復旧支援事業 (平成28年 熊本地震：甲佐町)

施策名： 都市基盤施設の復興

【2-2-3-4】

項目： (4) ライフライン施設の復興

趣旨・概要

○ライフラインは、住民の日常生活や都市活動に不可欠である。これらが停止すると、各種の応急活動に支障が生じ、住民の生命も危険にさらされる。また、停止などの影響の長期化は、住民の生活復興や産業復興にも大きな支障を与えることになる。
○迅速な機能回復を行い、あわせて防災性の向上を図ることが必要となる。

法制度

表2.2.3-4 ライフライン施設整備に関連する事業概要

分類	事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
公共土木施設災害復旧事業		対象：下水道 補助率：2/3-4/4	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	負担法、激甚法（国土交通省・農林水産省）	都道府県・市町村
厚生施設災害関連事業	水道施設災害復旧事業	対象：地方公共団体が管理する水道事業、水道用水供給事業施設	災害復旧事業と合併して改良復旧を実施する場合	厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（厚生労働省）	
道路関連整備事業	共同溝整備事業	対象：共同溝の建設 補助率：建設費のうち、占用予定者の負担する額を除いた額。これに対して1/2を補助する	自動車交通が著しく輻そうし道路を掘り返すことで道路交通に著しく支障が生ずると認められる道路	共同溝の整備等に関する特別措置法（国土交通省）	
「災害に強い安全なまちづくり」支援措置単独・ハード整備	都市生活環境整備特別対策事業	対象：環境整備と一体となったまちの防災構造化 ・電線類の地中化 ・植栽、植樹緑化など	・充当率75% ・元利償還金の50%に交付税措置	(総務省消防庁)	
	上水道安全対策事業	対象：災害に強い上水道づくり ・耐震性の観点から行基幹管路、老朽管等管路の改良・更新、災害対策の観点から行う送・配水管の相互連絡管等の整備、断水等に備えた応急給水体制の整備	・通常事業に上積みして実施する事業費の1/4を一般会計出資 ・出資債元利償還金の50%に交付税措置		

項目・手順等

①復旧・復興方針の策定

1) 被害調査

- 上水道、下水道といった市町村が管轄するライフライン施設の被害調査を行う。また、電力、ガス、電話等の民間事業者が運営しているライフライン施設についても、被害状況及び被害調査結果を共有する。
- 調査が重複しないよう可能な限り市町村及び各事業者が連携し調査を行う。

2) ライフラインに関する方針の策定

- 被害状況に関する情報の共有化を図り、応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して復旧・復興の方針を決定する。
- ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性を考慮して決定する。
- 民間事業者が管理するライフライン施設や道路の復旧事業とのスケジュール等の調整を図り効率的な復旧を図る。
- 市町村が管理するライフライン施設については、市町村が被災状況、地域特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定する。
- 民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設についても、市町村が管理するライフライン施設の復旧・復興の基本方向との整合性を図る。

	<p>②災害に強いライフライン施設の整備</p> <p>1) 共同溝の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話、電気、都市ガス、上下水道等の各種ライフラインの幹線を共同溝に整備する。 ○市街地が大きな被害を受け土地区画整理事業等により面的整備を行う場合、市街地復興事業とあわせ、ライフラインの地中化、共同化等を進めていく。 <p>2) 送電線・電話線の地中化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路交通の円滑化と景観の整備に加え、災害時の安全性及び道路空間の確保のため、電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に電線を共同して収容する。 ○街路事業等の道路整備に併せて、電線の共同溝を整備する。 <p>3) 上水道の拡充整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の生活用水、工業用水を確保するため、管路や施設の耐震化を進めるとともに、貯水槽や大容量送水管を整備する。 ○一般水道、工業用水道の幹線や施設の耐震性を強化する。 ○住民の飲料水を貯水する貯水槽を整備する。また、給水タンク車による応急給水基地として大容量の貯水槽も整備する。 ○水需要の大きい市街地において、貯水機能をもち、かつ各種の送水系統の中核となる貯水槽や大容量送水管を整備する。 <p>4) 下水道の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設については、復旧・復興事業の長期化により衛生上・環境上の問題が発生するおそれがあることから、他のライフライン施設と同様、施設の耐震性の強化を進めるとともに、緊急時の機能停止を避けるため、処理場間のネットワーク化を図る。 ○各汚水処理場を幹線で結び、災害時に処理機能が支障を来した場合、他の処理場で汚水処理し、当該施設の下水处理に対応できるようにする。 ○下水道整備が完了していない地域の下水道整備を推進する。その際には、市街地整備事業や被災後の市街地の状況を考慮し、整備を進める。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となる。地方公共団体が復旧・復興事業の主体となる場合にも、他の事業者と調整し事業を進めることが重要である。 ○地方公共団体が行うことが必要となる調整として、次のものがあげられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。 ・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を策定する。 ・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら、各事業者と調整を図り進める。 ・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合、ライフラインの地中化、共同溝化等を可能な限り実現できるよう事業者に働きかける。 ・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。 ○「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災市町村の要請及び当該被災市町村における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、下水道施設等の災害復旧事業について、被災市町村に代わり都道府県が代行できることが明記された。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P144 【19950184】 電線類の地中化の推進（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P144 【19950185】 集合住宅上下水道復旧工事の遅れ（平成7年 阪神・淡路大震災） ・P185 【20000112】 下水道トンネルの復旧（平成12年 有珠山噴火災害：虻田町） ・P308 【20040507】 下水道の復旧（平成16年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市） ・P324 【20040609】 下水道の復旧（平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市） ・P427 【20090107】 情報伝達体制の整備・強化（平成21年 中国・九州北部豪雨：防府市）

第二章 分野別復興施策

2.2 安全な地域づくり

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策4：文化の再生

施策名： 文化の再生

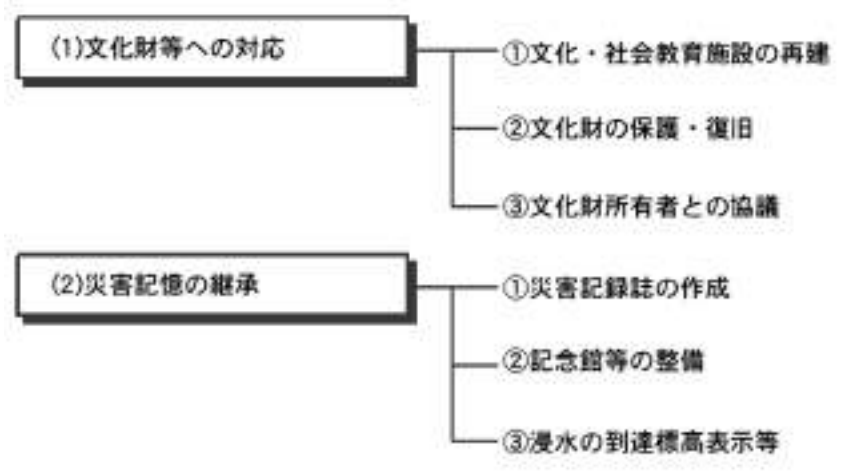
【2-2-4】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 災害の規模によっては、指定文化財をはじめとして数々の重要な文化財が被災することが予想される。また、二次災害の発生や対策の遅れによっては、損傷や劣化が拡大することも考えられる。このため、文化財の被災状況についての調査を行い、速やかな復旧を図る。
- さらに、災害の記憶や教訓を風化させず、後世に正しく伝承していくことも復興の一環としてとらえ、記録や施設整備等を図る。

全体の
枠組み



留意点

■文化・社会教育施設等の再建

- 文化・社会教育の分野は、直接、生命や衣食住に関わるものではないため、対策がある程度後回しになる傾向にもあるが、復旧・復興期における、被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に施設の再建を行う必要がある。
- 被災した施設が放置されれば、さらに損傷や劣化が拡大・進行することも懸念されることから速やかな復旧を図る必要がある。
- とくに歴史的建造物は、老朽化等による耐震性・耐火性の低下といった問題もあり、災害時には多大な被害を生じることが予想される。

■災害記憶の継承

- 災害記録誌の作成は、災害の記憶や教訓を次世代に正しく伝承していくこととだけでなく、その災害の経験や教訓を正しく記録しておくことにより、その後の防災計画の見直しや再構築を行うため際の貴重な資料になることでも重要な業務であるといえる。
- 貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりしないように、収集・整理するための体制を整えておく必要がある。
- 記念館等についても記録誌同様の目的があるが、防災教育や啓発のための機能ももたせ、広く市民防災啓発の場としての整備されることも望まれる。
- 東日本大震災後に改正された災害対策基本法（平成25年法律第54号）においても、住民の責務として災害教訓を伝承することが求められており、被災市町村での対策が求められる。

施策名： 文化の再生

【2-2-4-1】

項目： (1) 文化財等への対応

趣旨・概要

○復旧・復興期において、被災者が生活の中に潤いや憩いを感じるためには、文化・社会教育施設の復旧が重要であるため、文化施設、文化財の早期復旧方法についてあらかじめ検討を行うておくことが望ましい。

項目・手順等

①文化・社会教育施設の再建

○展示品の仮保管場所の確保等をすすめ、国への助成の要請等を行う。なお、私立施設については、復興基金の活用等による再建支援策を創設する。

1) 文化・社会教育施設の復旧

○施設の被害状況や施設周辺の復旧の進展状況を勘案し、社会教育施設を再建する。

2) 私立施設への再建支援

○公立の文化・社会教育施設の復興と併せて、私立施設についての再建支援策を検討し、早期復旧を図る。

○都道府県の基金等の活用により、私立の文化・教育施設に対して再建にかかる助成を行う。

②文化財の保護・復旧

○文化庁や歴史的資料保存等の関係団体等に協力を依頼し、被災状況調査を行う。

○埋蔵文化財等の被害調査には、人員の確保も必要になり、他地方公共団体等からの応援体制を構築する。

○復興基金等により、被災した文化財の復旧事業を行う。

○耐震対策、復旧工法等については、必要に応じて、文化庁や教育委員会をはじめ、建築構造の専門家、学識者、学術団体・研究機関による「対策委員会」を設置し検討を行う。

③文化財所有者との協議

○民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。

■参考

○東日本大震災の際には以下の事業が実施された。

表2.2.4-1 東日本大震災後に実施された主な事業（文化財等への対応）

事業名	事業対象	事業内容	実施期間
東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）	・国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品 ・地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等	・対象文化財の救出 ・対象文化財の応急措置 ・対象文化財の一時保管（当該県内又は周辺都県の博物館等保存機能のある施設）	平成23年4月～平成25年3月
東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）	国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物	・被災した建造物の被災状況を調査 ・（所有者又は管理団体からの要請に応じて）応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を実施	平成23年4月～平成26年3月

留意点

○災害発生直後は人命救助や避難民対策が中心となるため、文化財等の被災状況の調査が遅れるばかりでなく、救助や仮設住宅建設のために二次的に損傷を受ける可能性や放置により劣化する可能性もある。このため、被災した文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸を防ぐために、広く専門職員等の派遣を要請し、早急に被災状況を把握し、速やかに修復を図ることが重要である。

	○寺院等の建築物の復興には、資金面の問題ばかりでなく、建築基準法や消防法、文化財保護法、公園緑地法などの多くの法制度が関与しているため、それらとの調整をつけながら復興する必要性が生じる。
事前 対策	<p>1) 文化・社会教育施設の再建</p> <p>○復旧の優先度、展示品の仮保管場所の確保等を定めておくとともに、国による助成の要請等を検討しておく。なお、私立施設については、復興基金の活用等による再建支援策を創設することなどが考えられる。</p> <p>2) 文化財の復旧</p> <p>○文化財の復旧に際し、文化庁及び他の自治体の職員の調査協力を依頼するための事前協議等を行っておく。</p> <p>○文化財の復旧にあたり定めるべき事項についての事前検討を行っておく。</p>
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P145 【19950188】 文化財の復旧対策（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P226 【20010111】 文化財の復興への取り組み（平成 13 年 芸予地震：広島県） ・ P255 【20030215】 文化財保全組織（平成 15 年 宮城県北部連続地震：宮城歴史資料保全ネットワーク）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P348 【20160152】 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（平成 28 年 熊本地震：熊本県） ・ P350 【20160153】 熊本城災害復旧支援金・復興城主制度（平成 28 年 熊本地震：熊本市） ・ P351 【20160154】 国指定重要文化財「通潤橋」復興事業（平成 28 年 熊本地震：山都町）

<p>施策名： 文化の再生</p>	<p>【2-2-4-2】</p>
<p>項目： (2) 災害記憶の継承</p>	
<p>趣旨・概要</p>	<p>○災害への備えの大切さを次世代に伝え、再び災害を被らないようにするため、災害の恐ろしさと教訓、記録等を正しく後世に継承する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害記録誌の作成 2. 記念館等の整備 3. 浸水（津波・高潮・風水害）の到達標高表示
<p>項目・手順等</p>	<p>①災害記録誌の作成</p> <p>○災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるために作成する。</p> <p>○記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理する体制を構築する。</p> <p>②浸水（津波・高潮・風水害）の到達標高表示等</p> <p>○目立つ場所に浸水（津波・高潮・風水害）の到達表示を行うことにより、そこに住む人のみならず、外来者に対してもそうした事実を知らせることができる。町の中における各地点で高さ表示がされていると、日常生活の中でそうした災害を意識することができるため、防災意識の向上という面で有効である。</p>
<p>留意点</p>	<p>○被災者慰霊碑の建立場所については、被災者の意向も把握して決定する必要がある。</p> <p>○地域居住者等のみならず、全国に対して災害の恐ろしさを伝えるためには、記念館や展示館などの施設整備や災害記録誌作成・配付などが有効である。</p> <p>○日常の生活空間の中に津波に関する啓発施設・設備（津波到達看板等）を配置することが有効である。</p> <p>○住民の責務として災害教訓を伝承するため、記録誌の作成に留まらない伝承活動を住民と一体となって展開することが重要である。</p>
<p>事前対策</p>	<p>○災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすることが考えられる。貴重なデータや資料の整理・保管等についての体制を構築しておく。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P98 【19930118】 災害記憶継承への取組み（平成 5 年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・ P156 【19970107】 針原川復興記念公園（平成 9 年 針原地区土石流災害：出水市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P123 【20110209】 地域の復興事業と合わせた交流施設の新設（平成 23 年 台風 12 号による災害：新宮市） ・ P161 【20130110】 第三者調査委員会による検証の実施（平成 25 年 台風 26 号による災害：大島町） ・ P172 【20140105】 検証報告書の作成（平成 26 年 2 月 14～16 日大雪による災害：埼玉県） ・ P247 【20150311】 災害対応検証報告書の作成（平成 27 年 関東・東北豪雨による災害：常総市）

第二章 分野別復興施策

2.3 産業・経済復興

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策1：情報収集・提供・相談

施策名： 情報収集・提供・相談

【2-3-1】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 地域の産業や経済の復興をめざし、被害状況に関する情報の収集を迅速に行い、資金需要の見込み等の把握により、各種融資制度の活用や創設等を実施する。また、被災した事業者等との経営相談の実施、流通ルートに関する情報提供を行うとともに、被災地域外の取引先をあっ旋するなど、企業の生産活動の活性化を図る。
- 1) 資金需要の把握と措置
 - 2) 各種融資制度の周知・経営相談
 - 3) 物流安定のための情報収集・提供
 - 4) 取引等のあっ旋

全体の枠組み



留意点

■ 地域経済状況の把握

○災害による経済的ダメージの大きさは、被災前の地域の経済状況や事業者の種類、被災状況等によって大きく変わってくる。そのような地域特性や被災状況等を十分考慮し、どのような地域経済に関わる復興施策を実施していくのか決定しなければならない。

1) 被災前の地域経済状況および特性

○被災前の地域の経済状況や特性を十分把握し、復興を契機により発展していくためには、どのような支援を行っていくことが必要となるか十分検討し支援策を決定していくことが重要である。

2) 被災事業者の種類・規模

○中小企業と大企業では、復旧・復興の過程で必要となる地域経済支援策が異なる。例えば、被災した中小企業は事業の場の確保や金融面での支援を必要とするのに対し、大企業は地震後も経済活動を継続し行っていくために必要となる産業関連基盤の整備を主に必要とする。このように、被災事業者の規模や種類を十分に把握し、適切な地域経済に関わる復興支援策を決定することが重要である。

3) 被災の状況

○事業者の被災の状況によって、地方公共団体が行うべき地域経済復興支援策は大きく変わってくる。例えば、事業の場を失った事業者に対しては、事業の場の確保に係わる支援策を実施することが必要となるし、資産を失った事業者に対しては、金融面での支援を行っていくことが必要となる。このように、被災の状況や特質を十分に把握し、適切な地域経済復興支援策を決定することが重要である。

表2.3.1-1 事業者の被災状況に応じた施策の考え方

対象	金銭的支援	事業場の確保	実施主体
事業の場を失った事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和 ○金融機関の資金の円滑化を図るための支援 ○低利融資の実施 ○利子補給の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設店舗の建設支援 ○仮設工場の建設支援 ○事業用地等の提供・あっ旋 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談所の開設 ○イベントの実施
資産を失った事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○金融制度特別措置の周知 ○社会保障関連の支援 ○使用料・税の減免 		<ul style="list-style-type: none"> ○観光産業振興策の実施

■各種制度の周知・情報提供等

- 既存の融資制度を被災事業者や組合等に周知し、その活用を促進することで、事業所の速やかな再建を図るとともに、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。具体的には融資限度額の引き上げ、補償限度額の拡充、償還期間の延長などがあげられる。
- 被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、当該地方公共団体と商工団体や農林漁業団体等が一体となって産業復興に関する相談体制を整備する。

事前
対策

- 被害・復旧状況分析班の設置及び構成についての事前検討
- 被害状況調査票のフォーマット作成
- 物流の安定に関する補助ルートの事前検討

施策名： 情報収集・提供・相談

【2-3-1-1】

項目： (1) 資金需要の把握

趣旨・概要

○産業・経済の復興施策を決定するために、直接被害または間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要等を把握する。

項目・手順等

①事業所等被害概況調査

○被災直後において、地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商店街振興組合、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。

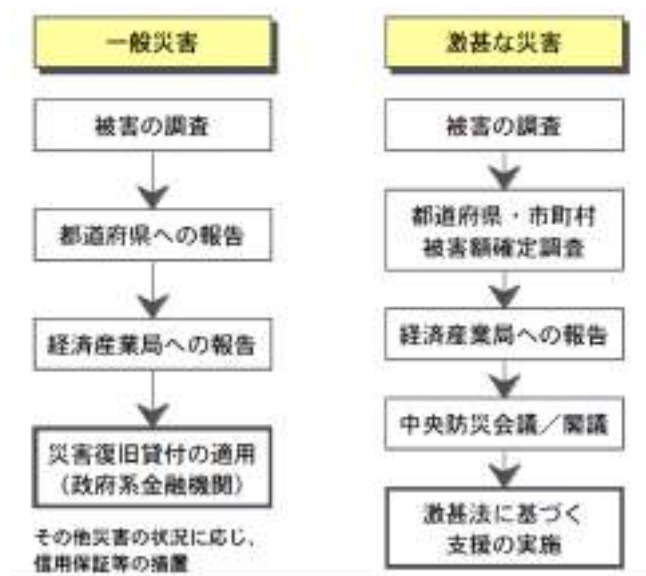


図2.3.1-1 発災後の被害調査

②定期的な被害・復旧状況調査

○定期的な被害状況及び復旧状況の確認・把握を行う。
○特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、被害状況及び復旧状況の把握・確認のほか、復興に向けた意見・要望等を把握する。

③取引状況の把握

○事業の継続・再開支援策（特に下請け企業等に対する施策）を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、被災直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取り引状況を把握する。

④資金需要の把握

○上記で把握した直接・間接の被害状況等を、業種別、地域別等に分類し、整理・分析する。
○被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計する。
・直接被害（額）— 建物・施設、農林地・漁場、設備、商品・作物・材料
・間接被害（額）— 売上の減少等
・復旧状況の考慮
・経済活動の停滞・低下への配慮
○分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局へ速やかに配布するとともに、定期的にマスコミ等を通じ、住民等へ情報提供を行う。

留意点	<p>○建物や設備等の被害については、被害調査等の実施で把握できるが、商品等の損害状況については業界団体への照会、個別企業へのヒアリング調査等を実施する必要がある。</p> <p>○被害状況調査においては以下の項目を把握することが重要となる。</p> <p>1) 復旧状況の把握</p> <p>○災害直後の被害状況を業種別、規模別に把握するとともに、復旧状況を定期的に把握し、それらを支援策に的確に反映させる。</p> <p>2) 取引状況の把握</p> <p>○事業の継続・再開支援策（特に下請け企業等に対する施策）を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、震災発生直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取引状況を把握する。</p>
事前対策	<p>1) 被害調査</p> <p>○被害・復旧状況分析班の設置及び構成について事前に検討しておく。</p> <p>○被害状況調査票のフォーマットを作成準備しておく。</p> <p>2) 情報収集体制の整備等</p> <p>○災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。</p> <p>○情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)の事前検討、体制づくり</p> <p>3) 事業所関連の基礎資料の事前整理</p> <p>○商工会議所会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。</p>
事例集 I	<p>・P145 【19950189】被害額の把握（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県）</p> <p>・P277 【20040312】商工被害の調査（平成16年 台風23号：豊岡市）</p>

施策名： 情報収集・提供・相談	【2-3-1-2】
項目： (2) 各種融資制度の周知・経営相談	
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> ○国、都道府県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。 ○被災事業者の再建支援のために、各種の融資制度や業界団体等の紹介など事業再建に関する情報を提供するなど、事業者の経営相談に応じる。
項目・手順等	<p>①取扱い機関への説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法を周知するため、説明会を開催する。 <p>②事業主・組合等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や都道府県、市町村の持つ既往制度の内容、また新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じ、事業主・組合等へ周知する。 ○各相談所、取扱指定金融機関、中小企業振興公社、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し周知する。 <p>③相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、当該地方公共団体及び商工会議所、農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。 ○復旧・復興に関する各種情報提供が円滑に行えるように、各機関の担当部局等を明確しておく。 ○相談業務に関する人員が不足した場合には、関連する行政機関等に応援を要請する。 ○法律相談や税務相談にも対応できるように、弁護士や税理士にも協力を要請する。 <p>④相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、的確な相談・指導を行い、円滑な再建へと誘導していくために、相談窓口を設置する。 ○被災状況調査及び事業所の被害概況調査、交通事情等を勘案し、経営相談窓口を設置する。 <p>■参考：支援制度の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災後、国や自治体の支援制度を検索できる「復旧・復興支援制度情報」データベースが開設され、各種支援制度に関する情報が発信されている。
留意点	<p>1) 相談・指導内容の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の相談に対する回答などでばらつきが生じないよう統一的な対応を図るために、関係機関や国、都道府県と協議し、相談・指導内容及びその体制について協議を行うことが必要である。
事前対策	<p>1) 経済復興に関わる既往制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資制度等の経済復興に関わる既往の制度について、災害時に円滑に活用するために、平常時から事業者へ周知する。 <p>2) 貸付制度に関する都道府県、市町村担当者における情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、都道府県、市町村の担当者は情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。 ○事業制度の周知を図るために、事前に事業者、農地等の所有者の所在（特に市町村外居住者）等を把握しておく。
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P80 【19910123】 事業内容に関する周知（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P146 【19950190】 総合相談所の設置（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P185 【20000113】 事業者向け総合相談業務（平成12年 有珠山噴火災害：虻田町） ・P216 【20000428】 商工業者の復旧対策（平成12年 鳥取県西部地震：西伯町商工会）

施策名： 情報収集・提供・相談

【2-3-1-3】

項目： (3) 物流の安定・取引等のあつ旋等

趣旨・概要

- 商品・原材料等の仕入れや製品や生産物の出荷等が滞ることを防ぎ、営業の安定化を図るため、利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。
- また、被害の少ない事業者でも、取引先の被災や道路の被害による流通ルートの分断等によって、大きな影響を受ける。このような間接的な被害により受注が減少している業種や生産地に関しては、新たな発注先や販路を開拓するなど取引先をあつ旋する。

項目・手順等

- ①物流の安定
 - 1) 物流ルートに関する被害状況の把握
 - 道路等の公共施設等の被害・復旧状況を把握する。
 - 利用可能な物流ルート、補助ルートについての情報をとりまとめる。
 - 都市内の道路利用が制約されることも想定されるため、海上及び河川を利用したルートの活用についても情報収集する。
 - 2) 物流ルートの確保
 - 鉄道、港湾、空港などについて、可能な場合には輸送力の増強を図るよう要請する。
 - 3) 業界団体等への情報提供
 - 道路等の公共施設の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートについて、適宜業界団体等に対し、情報提供を行う。
 - 業界団体等への情報提供に関しては、インターネット等も活用する。
- ②取引先のアつ旋等
 - 1) 発注の開拓
 - 事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のアつ旋の実施を検討し、アつ旋の必要性が認められた場合、発注開拓担当部局を設置する。
 - 発注開拓担当部局は、広く企業を訪問することなどにより発注の開拓を図る。
 - 他都道府県の企業の情報についてもできる限り入手し、発注の開拓を図る。
 - 2) 商談会等の開催
 - 特に取引のアつ旋等が必要な業種を対象に、緊急広域アつ旋会議や広域商談会等を企画し、開催する。
 - 3) 観光イベント等の開催
 - 観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、業界団体や他の公共団体との協力体制をつくり、マスコミや全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興をPRするとともに、誘客イベントを適宜開催する。
 - 被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。

事前対策

- 1) 物流の安定のための情報の収集・提供
 - 物流に関する補助ルートの事前検討
 - 緊急物資輸送ルートに関する業界団体等との事前協議
- 2) 輸送手段に関する情報の収集・提供
 - 運搬のための手段（車両、船舶等）の確保に関する業界団体等との事前協定等の締結
- 3) 取引先の開拓・アつ旋等
 - 担当班を定め、企業訪問や他自治体の企業等に関する情報の収集などを行う班編制や活動内容等を検討

第二章 分野別復興施策

2.3 産業・経済復興

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策2：中小企業の再建

施策名： 中小企業の再建

【2-3-2】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 被災した中小企業は、できるだけ早期に工場等施設の再建を図り、生産・営業活動を再開することが重要である。このため、再建資金の確保が困難な事業主に対し、各種金融支援制度を活用し、また事業の場の確保・あつ旋を図り、事業活動が継続できるような措置を実施する。
- 観光地として位置づけが高い地域では、災害による観光客の減少は、地域経済に大きなダメージを与える。そのため、風評被害を最小限に留めるとともに、必要に応じて、観光客を呼び戻すための観光施設の整備や誘致活動を行う。

全体の
枠組み



留意点

■産業・経済再建の考え方

1) 既存の上位計画と整合した施策を実施する

○地域経済の活性化は、地方公共団体における主要な課題であり、一般に総合計画などに長期的目標が定められている。災害からの復興に伴う諸施策についても、既存の上位計画の内容に配慮し、基本的な方向を決定する。

2) 早期に支援策を打ち出し災害の影響を最小限に抑える

○災害発生後の初期段階では、事業者の経済活動・生産活動を円滑に再開させることにより経済的損失を最小限に抑えることが重要であることから、現行制度を活用した金融支援策を速やかに打ち出す。また、「被災地」というマイナスイメージから発生する各種の経済的影響（観光客の減少等）への対策も迅速に図る。

■被害から見た復興施策の考え方

○中小企業の自己所有の事業所に甚大な被害を受けた場合は、営業を開始するためには、建物の補修または建替え、設備等の補修または更新等が必要となるため、各種資金を貸し付けることにより早期立ち上がりを支援する。

○商品、原材料等が被災した場合には、再生産、再購入を行う必要があるため、迅速な小口の資金貸付により支援する。また、休業や取引先から敬遠されるなどの理由により、売上が減少する場合があるため、当面の運転資金貸付や雇用維持の施策を行う。

■地域経済への支援

- 地域経済の復興支援策としては、個々の事業者に対する支援策以外にも、以下に示すような施策が、地域経済全体を活性化するうえで有効である。
- 商談会、イベント等の実施、観光・地場産業のPR
 - ・産業各分野の復旧を促進し、産業全体の復興気運を盛り上げるために販路拡大や消費者観光客の誘致を目的とした商談会や観光イベント等を開催するもの。PRに大きな効果をもたらすためには、周辺地方公共団体と広域的に実施することが肝要である。
- 産業復興計画等の策定に対する協力
 - ・産業界と行政は、産業の復興に向けて緊密な連携の下に、それぞれの役割を着実に果たしていく必要がある。このため、産業界が中心となって産業復興に向けた企業活動の指針（産業復興計画等）を策定する場合には、その策定組織に参画し、協力・支援することも重要である。
- 新分野進出、事業転換等への支援
 - ・産業の復興を図るうえでは、単に産業を震災前の状態に戻すだけでなく、産業を高度化し、地域の活力を高める方向で、事業者による新分野進出、事業転換等を支援することが重要である。

■被災中小企業の再建施策の流れ

- 直接被害及び間接被害の調査を基に既存制度による経済的支援を検討し、状況により緊急貸付制度の創設等を検討する。
- 施設・設備を更新する場合は、必要に応じて中小企業活動基盤の整備等を検討する。さらに、被災企業の経営状態を長期的に監視する。

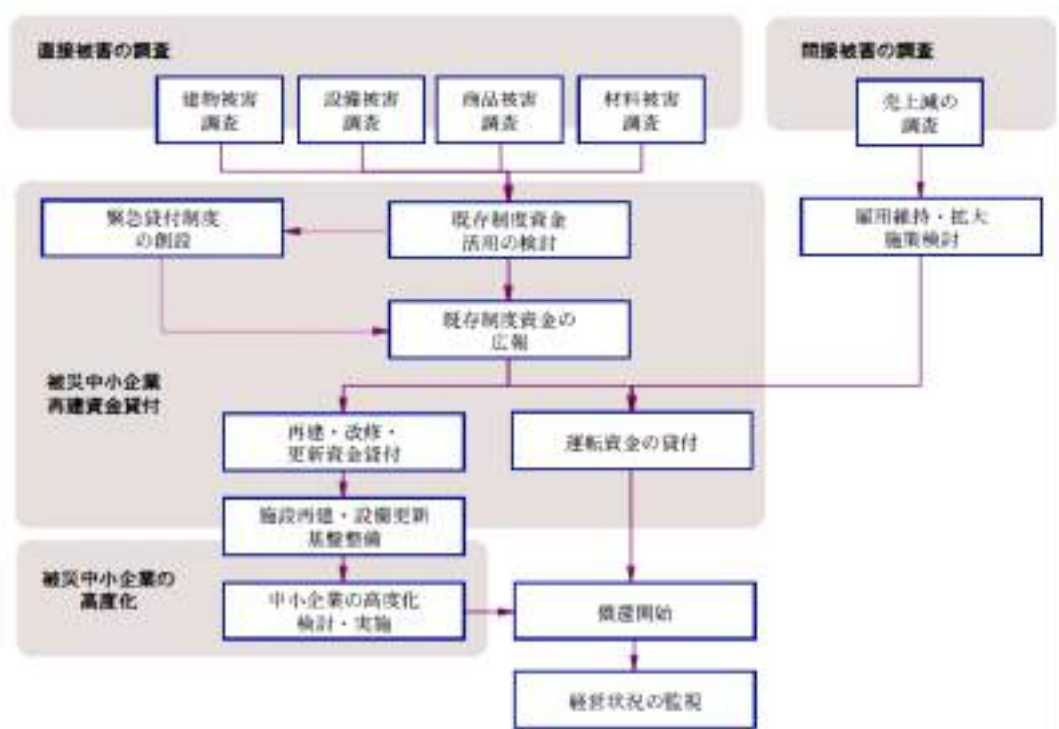


図2.3.2-1 被災中小企業の再建支援の流れ

事前対策

- 金融機関との事前協議
 - ・災害発生時のような緊急時に、多額の貸付が可能となるような方法について金融機関と検討を行う。
- 貸付制度に関する都道府県、市町村担当者における情報交換
 - ・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、都道府県、市町村の担当者は互いに情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。
- 事業所関連の基礎資料の事前整理
 - ・商工会議所会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。

施策名： 中小企業の再建

【2-3-2-1】

項目： (1) 再建資金の貸付等

趣旨・概要

○一時的に再開・再建資金の確保が困難化している事業主に対し、現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより自力再開・再建を支援する。

法制度

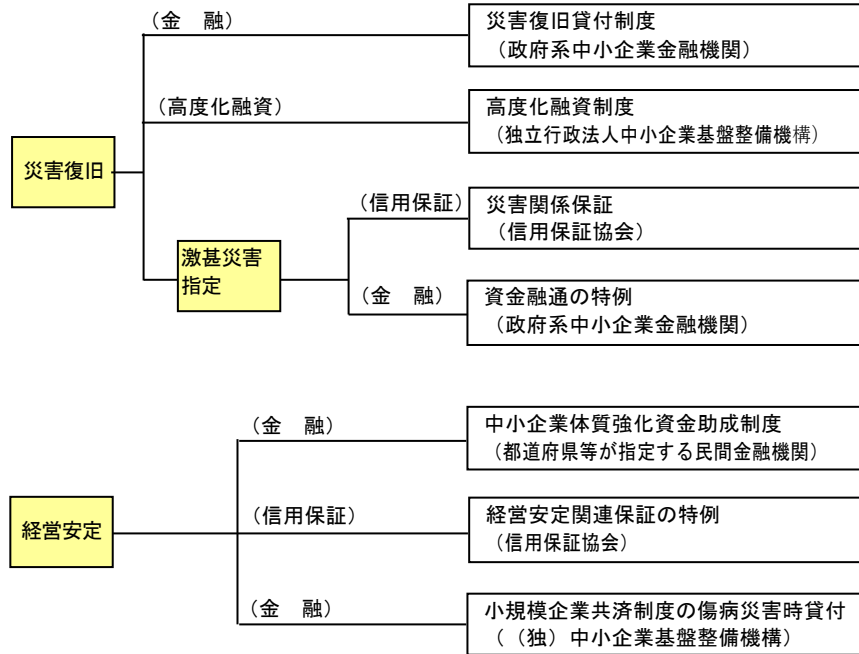


図2.3.2-2 主な再建資金の貸付等の分類

1) 政府系金融機関の災害復旧資金等

政府系中小企業金融機関が被災中小企業に対し、簡易迅速な直接融資を行うもので、原則として災害救助法が適用された地域に対して発動され、実状に応じて貸付条件が緩和される。激甚災害に指定されない一般災害の場合には貸付利率が通常と同じであるが、激甚災害に指定された場合には特例利率が適用される。

表2.3.2-1 政府系金融機関による災害復旧資金の概要

事業名	助成対象等	要件等	根拠法等	実施主体
災害復旧資金の貸付	対象：被災した中小企業 内容：貸付限度額の引き上げ、貸付期間及び据え置き期間の延長、貸付条件の緩和	・災害救助法が適用された地域	株式会社日本政策金融公庫法、株式会社商工組合中央金庫法	政府系中小金融機関
災害復旧資金の低利貸付	・低利の特例利率の適用、3年間の利子補給の実施	・激甚災害で事業所に関する損害額が収入の10%以上の場合は特別被害者となり特別利率が適用 ・激甚災害指定日から6ヶ月を超えない月末日までに貸付けられたもの		

2) 高度化融資制度

独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化事業の一環として、大規模な災害に係る復旧事業に対して行う貸付である。窓口は都道府県である。

表2.3.2-2 高度化融資制度の概要

事業名	年利等	要件等	償還期限	据置期間
高度化融資制度	年利0.35%（令和2年度貸付決定分に適用） 金利は償還期限まで固定 （震災対策及び災害復旧貸付は無利子）	貸付限度は貸付対象施設の設置資金に要する額の80%以内、但し、以下の場合は90%以内 ・小規模事業者に係る貸付 ・災害復旧に係る貸付 ・アスベスト対策に係る貸付 ・新連携計画に係る貸付 無利子貸付の場合 1. 公害防止や防災、環境保全の施設を整備する場合 2. 特別の法律の認定を受けた計画に基づく場合 ・中小小売商業振興法 ・流通業務総合効率化法 ・中心市街地活性化法 ・中小企業新事業活動促進法など 3. 災害や地盤沈下などで壊れた施設を復旧する場合。 4. アスベストを使用した建物の除去、封じ込め等の改修工事、建て替え等を行う場合。 5. 又、小規模製造業が共同工場を整備する場合。 （震災対策の場合） ・事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）	20年以内	3年以内 （震災対策は5年以内）

3) 経営安定関連保証、災害関係保証の特例

災害により信用力、担保力が不足した被災中小企業に対して、円滑に融資が受けられるように、中小企業信用保険法に基づき信用補完の特例措置が講じられる。中小企業信用保険法に基づく特例措置は、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に指定された場合に適用される。また、激甚災害に指定された場合には、災害関係保証として保険限度の別枠設定、普通保険のてん補率の引き上げが行われる。（表2.3.2-3 参照）

4) 都道府県制度資金の創設等

被災した中小企業の早期復旧と経営の安定を図るため、都道府県が創設する制度資金であり、過去の復興事例では中小企業の再建に関する主要な施策となっている。

なお、激甚な災害で都道府県が政府系金融機関の融資を受ける中小企業に利子補給を行う基金を設置する場合には、中小企業基盤整備機構が都道府県に無利子融資を行う制度がある。

表2.3.2-3 経営安定関連保証4号、災害関係保証の概要

事業名	対象等	要件等	根拠法等	実施主体
経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号	対象：自然災害などにより被害を受けた指定地域の中小企業者であり、売上高の減少など一定の条件を満たし、市町村長の認定を受けた特定中小企業 ○保証限度額：無担保8,000万円、最大28,000万円（一般保証とは別枠。他の経営安定関連保証（例：セーフティネット保証5号）とは同枠。） ○保証料率：概ね0.7～1.0% ○保証割合：借入額全額（100%）	・指定地域内において、1年以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3ヶ月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みである中小企業者	中小企業信用保険法	信用保証協会
災害関係保証（信用保証）	対象：激甚災害により直接被害を受けた中小企業者 ○保証限度額：無担保8,000万円、最大28,000万円（一般保証とは別枠。） ○保証料率：概ね0.7～1.0% ○保証割合：借入額全額（100%）	・激甚法第12条の適用となる場合 （市町村等の罹災証明を提出したもの）	激甚法	各都道府県等の信用保証協会

表2.3.2-4 中小企業利子補給基金の概要

事業名	対象等	手続等	実施主体
中小企業利子補給基金 無利子融資 制度	大規模災害、激甚な災害で都道府県が政府系金融機関の融資を受ける中小企業に利子補給を行う基金を設置する場合に、中小企業基盤整備機構が都道府県に無利子融資を行う	○基金設置の主体：都道府県が設置 ○手続き：基金設置の主体が（独）中小企業基盤整備機構に申し込む	（独）中小企業基盤整備機構

5) 商工業の高度化支援

- 高度化資金の貸付
 - ・（独）中小企業基盤整備機構が中小企業の高度化事業を進めるために都道府県と協力して長期・低利の資金貸付を行う。
- 地域産業技術改善費補助金の交付
 - ・中小企業の新製品、新技術の開発等に要する経費を補助することにより、中小企業の技術開発等の促進と、技術改善等を図る。
- 中小企業人材高度化能力開発給付金の支給
 - ・創業者、ベンチャー企業等新たな企業の設立や既存企業の新分野への進出など新分野展開等を目指す中小企業が行う人材の確保・育成及び魅力ある職場づくりの活動を支援する。
 - ・新たな雇用機会の創出等を図ることなどを目的に、新分野展開に必要な高度の職業能力の開発及び向上のために行われる教育等に対して助成を行う。
- 地域産業創造基盤整備事業
 - ・地域中小企業の研究開発、商品開発等における能力向上を支援するために、地方公共団体等が第三セクターの形で産業おこしの基盤となる施設を整備し、事業を行う際に補助、助成を行う。
- 商業活動の活性化
 - ・災害は、直接被害を被った中小企業に影響を与えるだけでなく、人口や観光客の減少等の理由により、被災地の商業活動全体に大きな影響を与えることとなる。特に、全国的にも商店街が衰退傾向にあることを考慮し、復興事業に合わせて、商店街等を含む被災地域の商業活動の活性化を図る。

項目・手順等

①資金需要の把握と関係金融機関への要請

- 被災者に対する貸付が迅速に行われるように、被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等の特別措置の実施について要請を行う。
- 被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。

1) 被害の把握等

- 事業者被害の状況を把握する。特に激甚な被害額となることが予想される場合には激甚法の適用のために、市町村は、都道府県と連携して「被害額確定調査」を行う。

2) 関係金融機関等への資金準備要請

- 被害状況調査の結果等により、被災事業所の再建に要する資金需要を予測する。
- 資金需要予測に基づき、制度融資の取扱い指定金融機関及び信用保証協会に対し、資金の準備を要請する。
- 政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。
→「2・3 産業経済復興、施策1-（1）：資金需要の把握」を参照。

②既往融資制度の活用促進

- 事業所の速やかな再建を図るため、都道府県や国等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。

1) 取扱機関への説明会の開催

- 新たな支援制度等の実施が決定された場合、新たな支援制度を取り扱う関係機関、各相談所等に対し、制度の内容及び取扱方法を周知するため、説明会を開催する。

2) 事業主・組合等への周知

- 新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じてその内容を事業主・組合等へ周知する。
- 各事業所、取扱指定金融機関、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。→「2・3 産業経済復興、施策1-（2）：各種融資制度の周知」を参照。

③経営相談の実施

○交通事情等を勘察しながら、臨時の経営相談窓口を設置し、融資制度など事業再建に関する情報を提供する。→「2・3 産業経済復興、施策1-(3)：経営相談」を参照。

④商工業の高度化支援

○被災した中小企業が施設を再建するにあたっては、従前レベルでの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図り、生産性や効率性を高めることが重要である。このため、施設の被災により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。

■参考：東日本大震災復興特別貸付

○東日本大震災の際には、以下のような支援策が実施されている。

表2.3.2-5 東日本大震災復興特別貸付の概要

事業名	対象等	支援内容	実施主体
東日本大震災復興特別貸付	①直接被害者 ・地震・津波等により直接被害を受けた方。（罹災証明必要） ②間接被害者 ・直接被害者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方。 ③その他 ・震災の影響で業績が悪化している方。	○貸付限度額 ・中小企業事業：既往残高にかかわらず7億2,000万円 ・国民生活事業：既往残高にかかわらず4,800万円 ○貸付期間 ・設備資金：15年以内 ・運転資金：8年以内 ○貸付利率：基準利率（一定の要件の場合利率引下げ）	株式会社 日本政策金融公庫 株式会社 商工組合中央金庫

留意点

- 金融機関の資金不足が発生する場合には、都道府県・市町村の資金を委託し、貸付の円滑化を図る。
- 小売市場や商店街などの共同施設の再建支援策として災害復旧高度化事業等が活用されることが想定されるが、単なる原状復旧ではなく、将来的な展望も視野に入れた産業復旧高度化事業について検討することが必要である。
- 中小企業対策は、地域経済の総合的な活性化を図るために、農林漁業なども含む地域の主要な地場産業との連携を図り、より付加価値の高い製品等の開発に取り組むことが有効である。
- 商店街の活性化を図るためには、施設の再建と同時に、まちづくりや観光対策、雇用対策等との十分な調整を行い、地域内の人口確保や観光客の入込数の増加に努めることが重要である。
- 商業活動を活性化していくためには、営業形態の改善や経営者の意識改革が必要であり、長期にわたる人材育成にも目を向けた対策を行う必要がある。

事前対策

- 特例措置及び新たな支援制度の創設
- 情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）の事前検討

事例集 I

- ・P81 【19910124】商店街の活性化（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市）
- ・P146 【19950191】地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（平成7年 阪神・淡路大震災）
- ・P185 【20000114】中小企業に対する金融対策（平成12年 有珠山噴火災害：北海道等）
- ・P193 【20000205】既往債務に係る利子補給等の実施（平成12年 三宅島噴火災害：三宅村）
- ・P201 【20000312】商店街共同施設復旧補助金（平成12年 東海豪雨：愛知県・名古屋市）
- ・P256 【20030216】中小企業の金融対策（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県）
- ・P262 【20040105】伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業（平成16年7月 福井豪雨：福井県）
- ・P277 【20040312】被災中小企業への支援（平成16年 台風23号：兵庫県）
- ・P362 【20070105】能登半島沖地震被災中小企業復興支援基金（平成19年 能登半島地震・石川県：石川県）

事例集 II

- ・P162 【20130111】独自補助制度の創設（平成25年 台風26号による災害：大島町）
- ・P352 【20160155】中小企業にかかる資金繰り支援（平成28年 熊本地震：熊本県）
- ・P354 【20160156】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、中小企業組合共同施設等災害復旧補助金（平成28年 熊本地震：熊本県）
- ・P354 【20160157】商工会等施設等災害復旧補助金（平成28年 熊本地震：熊本県）
- ・P396 【20170108】経営相談会の実施（平成29年 九州北部豪雨：中津市）

施策名： 中小企業の再建

【2-3-2-2】

項目： (2) 事業の場の確保

趣旨・概要

- 地場産業等の集積地域、小売市場・商店街等が極めて激甚な被害を受けた場合、事業の場の確保を支援する。
- こうした取り組みは、被災者の就業の確保にもつながる。

項目・手順等

①早期の復旧支援

- 事業所再建のための資金融資に関して、国等が行う各種の産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さらに、地方公共団体や基金による助成制度・融資制度を設立する。
- 「2.3 産業・経済復興、施策2(1)：再建資金の貸付等」を参照。

②賃貸型共同仮設工場・店舗の設置

- 事業所・工場の被災により、事業再開が困難となっている事業者には、一時的な事業の場を提供するため、賃貸型の共同仮設工場・店舗を整備する。

③共同仮設工場・店舗設置団体への支援

- 共同仮設工場・店舗を設置しようとする事業組合等の団体に対して、計画策定や資金に関する支援を行う。

1) 共同仮設工場・店舗設置団体への指導

- 共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体に対して、計画策定や資金について総合的な指導を行う支援チームを設置する。
- 支援チームの構成
 - ・中小企業事業団、自治体、商工会・商工会議所、中小企業振興公社等から人員を集める。
 - ・人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。
 - ・設置について周知するとともに、各種の団体からの派遣要請に基づき、指導を行う。

2) 建設及び建設支援

- 仮設工場、仮設店舗用地については、事前に建設用地として活用が想定される用地の情報を把握することが必要である。また、仮設工場や仮設店舗の用地は、応急仮設住宅の建設用地など様々な分野においても活用が想定されるため、あらかじめ関係部局・機関等と利用調整を図ることが求められる。

3) 設置費用に対する支援

- 基金を創設し、共同仮設工場・店舗を設置する団体に対して、資金を融資する。
- 中小企業高度化資金（独）中小企業基盤整備機構の活用を促進するとともに、貸付条件等の特例措置を実施する。

④民間賃貸工場・店舗の情報提供とあっ旋

- 被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報を提供する。

1) 物件情報の収集

- 業界団体やマスコミ等に対して、物件情報の提供を依頼し、情報を収集する。

2) 物件情報の提供

- 各種の相談所や業界団体等に情報リストを配布し、事業者の情報提供を行う。

⑤事業用地の情報提供とあっ旋

- 移転を伴う工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、移転可能な事業用地に関する情報提供を行う。

1) 事業用地の情報収集

- 工業団地等の工業地の空き状況を把握するとともに、業界団体やマスコミ等に対して、事業用地の情報の提供を依頼し、情報を収集する。

2) 事業用地の情報収集

- 各種の相談所や業界団体等にリストを配布し、事業者の情報提供を行う。

■参考：中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

○東日本大震災の際には、以下のような支援策が実施されている。

表2.3.2-6 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の概要

事業名	対象等	支援内容	実施主体
中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	○対象者 ・中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社等	○対象経費 ・施設費、設備費、市場調査費 等 ・商業等の賑わい創出のためのイベント等事業費 等 ○補助率 ・3/4（国 1/2、県 1/4）を補助 （事業者負担となる 1/4 相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能。	中小企業庁

留意点

1) 仮設工場、仮設店舗の建設

○経済復興支援策として仮設工場や仮設店舗を建設する場合には、被災事業所の産業特性を勘案して建設用地を決定する。

2) 仮設工場・店舗へ入居できない工場・店舗に対する支援

○仮設工場・店舗に入居できない工場・店舗に対して、民間賃貸工場に関する情報の提供等、事業の場の確保に係る支援を行う。

事前対策

○共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事前検討。

○用地利用に関する資料の作成。

○仮設営業基盤についても、仮設住宅同様、建設用地の事前選定、建設用資材の事前準備等について検討。

事例集 I

・ P148 【19950192】 商店街・小売市場共同仮設店舗の整備等（平成 7 年 阪神・淡路大震災）

・ P185 【20000115】 仮設店舗の設置（平成 12 年 有珠山噴火災害：虻田町）

事例集 II

・ P354 【20160158】 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援事業等の活用（平成 28 年 熊本地震：熊本県）

施策名： 中小企業の再建

【2-3-2-3】

項目： (3) 観光振興

趣旨・概要

○被災地域の主たる産業が観光業である場合は、各種観光施設の早期再建とともに、新たな観光資源の開発や観光客誘致を行い、観光客数の回復と同時に、観光振興を推進するための契機とする。

法制度

表2.3.2-7 観光振興に関連する事業例

事業名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体
地域間交流施設整備事業	対象：地域資源を有効活用し、地域間交流を促進するための施設の整備に要する経費に対して補助する。 なお、広域的又は多角的活用を促進し、施設の機能をより一層高めるために、決められた一つないし複数の付帯施設を併せて整備する場合、当該補助対象限度額を2割増とする。 補助率：1/3以内	・過疎市町村 ・構成市町村の半数以上が過疎市町村である広域市町村圏の一部事務組合等	過疎地域活性化施設整備事業費補助交付要綱（総務省）	市町村
学習活動支援設備事業（社会参加促進費補助金）	対象：社会教育施設の高度化を図るための設備 補助額： ・都道府県最低1,000万円 ・市町村 最低500万円	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集、保管、展示し、教育的配慮のもとに、一般公衆の利用に供し、その教養、レクリエーション等の資するために必要な事業を行い、これらの資料に関する調査研究をする機関の内、地方公共団体等が設置するもの	博物館法（文部科学省）	都道府県・市町村

項目・手順等

①観光施設の新設

- 観光施設の整備に関する計画が、既上位計画や既存計画にある場合は、施設整備による観光上の効果を十分検討した上で、必要に応じて計画の前倒しによる施設の整備を図る。
- 施設の内容によって都市公園事業や市街地再開発事業、その他、過疎地域の振興対策関連事業や農林水産省所管の施設整備関連事業を活用することにより、施設整備に対する国庫補助を得ることを検討する。
- 災害に対する防災意識の向上を図る目的に合わせ、地域の観光拠点施設の一つとして、資料館等の整備等も検討する。なお、整備にあたっては、博物館の展示・設備に対する補助制度があるため、必要に応じてこれらを使って施設の整備を図ることもできる。

②観光資源の開発

- 地域にある様々な資源を把握することにより地域を再認識し、それらを観光資源として、どのように開発できるのかを検討する。
- 災害遺構の活用
[火山] 火山資源活用による観光開発等
- 火山は「温泉」等の各種の火山資源を生み出しているが、地域経済の再建方法の一つとして、それらを活かした観光開発を進めていくことが重要である。
- 新たに創出された火山景観や温泉等の既存の火山資源を活用した観光開発、火山博物館や温泉を活用した施設等の整備が挙げられる。

③観光客の誘致

- 1) マスメディアを使った観光PR
 - マスメディアを使って、被災地域の観光状況を紹介する番組の作成や観光情報の提供に必要となる経費を補助する。
- 2) イベント（観光物産展、大規模会議誘致等）の実施
 - 全国各地で観光物産展を開催し、それに必要な経費の一部を市町村又は都道府県が支援を行う。

3) 修学旅行の誘致

○被災地が災害前は修学旅行地であった場合には、観光施設の復旧に伴い、修学旅行の誘致を再度図る。

4) 風評被害の防止

○震災に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は、震災に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに、通常通り営業や活動が行われている観光地について積極的な情報発信に、観光関係機関と連携して取り組む。

■参考：広域連携観光振興対策事業（東北観光博）

東日本大震災の際には、以下のような支援策が実施されている。

表2.3.2-8 広域連携観光振興対策事業（東北観光博）の概要

事業名	事業のねらい	主な事業内容	実施時期
広域連携観光振興対策事業（東北観光博）	短期的には大きく落ち込む東北地域への旅行需要の喚起、中長期的には地域が主体となった新しい観光スタイルを実現するため、東北地域全体を博覧会場と見立て、官民あげた一体的な取組を展開。	<ul style="list-style-type: none"> 観光地ごとにゾーンに分けて、地域独自の滞在プログラムを企画し、旅行社等と連携して、送客強化。 ゾーンごとに地域観光案内人を配置。 地域との出会いを創発する「東北観光博パスポート」等の導入。 ガイドブック等の作成。 ボランティアツアー等の実施。等 	平成24年3月～平成25年3月

留意点

- 博物館等の整備にあたっては、周辺の観光資源や観光拠点施設との関連や交通施設の整備状況等のその他の要素に十分配慮した計画づくりが重要である。
- 被災地における観光振興が復興交付金（効果促進事業）の対象となることが明記された。
- 博物館等を設置する場合は、博物館が修学旅行の見学コースとなるように、積極的な修学旅行の誘致を図ることが重要である。ただし、これまで修学旅行先であったが、災害発生により他の場所に旅行先が移ってしまった場合は、再度誘致するために、粘り強く誘致活動を継続していくことが重要である。教員等のみを最初に被災地に招待し、宿泊体験等をさせるなどの方法で、修学旅行を再び誘致できた例もある。
- 観光客は被災地も含めた地域として当該エリアを認識していると考えられ、施設整備にあたっては、分散型で整備を行うと同時に地域間のネットワーク、その他各地の観光資源との関係を緊密にすることにより、広域的な回遊性のある観光開発を進めることを検討する。

事例集 I

- ・ P24 【19770107】 修学旅行誘致（昭和52年 有珠山噴火：虻田町）
- ・ P81 【19910125】 火山博物館等（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市）
- ・ P81 【19910126】 火山周辺の砂防施設活用（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県）
- ・ P81 【19910127】 雲仙岳災害対策基金での例（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県・島原市）
- ・ P185 【20000116】 観光誘致活動（平成12年 有珠山噴火災害：北海道）
- ・ P186 【20000117】 観光客の安全確保に関する指針（平成12年 有珠山噴火災害：壮瞥町）
- ・ P186 【20000118】 観光資源の活用・開発（平成12年 有珠山噴火災害：北海道等）

事例集 II

- ・ P204 【20140307】 観光客の誘致に関する取組（平成26年 御嶽山噴火による災害：木曾町）
- ・ P229 【20150206】 旅行会社との包括連携協定に基づく観光産業への影響対策（平成27年 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響：箱根町）
- ・ P355 【20160159】 観光客誘致事業助成の実施（平成28年 熊本地震：球磨村）

第二章 分野別復興施策

2.3 産業・経済復興

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策3：農林漁業の再建

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 被災農林漁業の再建は、再建・再開資金の調達の円滑化を目的とする「再建資金の貸付等」、及び被災した農林地・漁場の生産基盤を回復または再整備することを目的とする「農林漁業基盤の再建」が主要施策となる。
- なお、降灰が継続して発生する火山災害被災地では、継続して農林水産業の経営を可能とし、農林水産業の振興を図っていくための防災営農対策を実施する。

全体の枠組み



留意点

■被害から見た復興施策の考え方

- 農林漁業者の農林漁業用施設自体に甚大な被害を受けた場合は、営業を開始するためには、建物の補修または建替え、設備等の補修または更新等が必要となるため、各種資金を貸し付けることにより早期立ち上がりを支援する。
- 農林水産物等が被災した場合には、再生産、再購入を行う必要があるため、迅速な小口の資金貸付により支援する。また、休業や取引先から敬遠されるなどの理由により、売上が減少する場合があるため、当面の運転資金貸付や雇用維持の施策を行う。

■被災農林漁業の再建施策の流れ

- 直接被害調査及び農林漁業者の継続意向を基に農林漁業地復旧・復興手法の検討を行うとともに、既存制度による経済的支援を検討し、状況により緊急貸付制度の創設等を検討する。
- 復旧・復興手法の検討において生産基盤等の整備を行うとした場合は、整備計画を策定し、事業を実施するとともに、関係農林漁業者に対する復旧資金の負担を軽減する支援を行う。さらに被災農林漁業の経営状態は再建後も長期的に監視する。

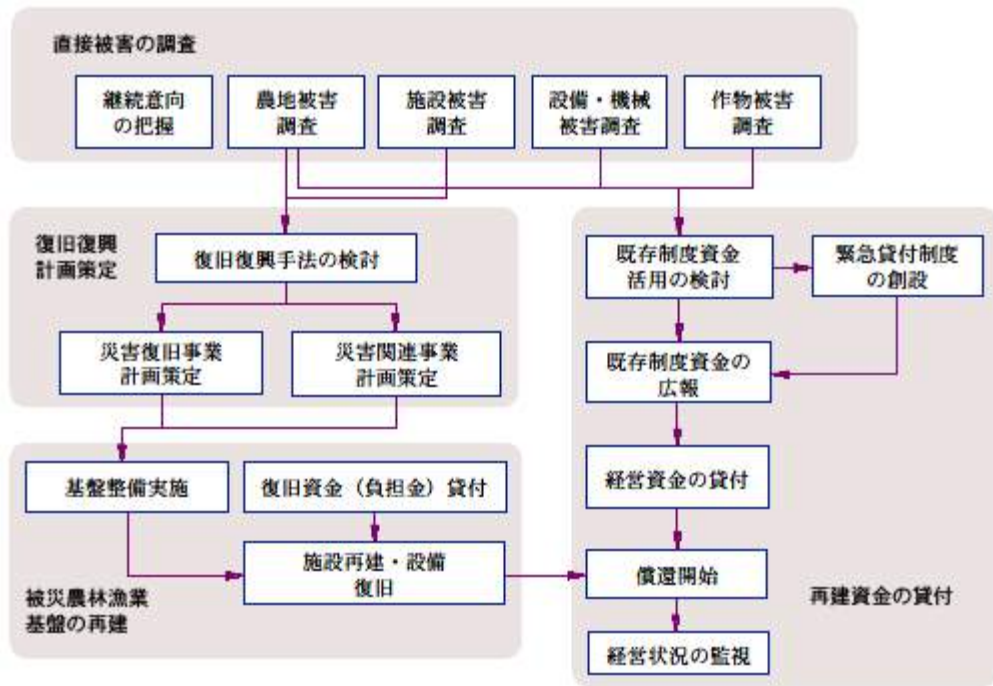


図2.3.3-1 農林漁業の再建支援の流れ

**事前
対策**

- 農林漁業施設再建のための各種助成・融資制度の設立に関する手続きの確認
- 被災後に市町村外の農地等の所有者に対しても、事業内容を周知するために、事前に所有者の把握を行っておく。
- 農林漁業者の情報を迅速に入手するため、農協、漁協など農林漁業団体との連携体制を強化しておく。
- 今後の農林水産業に関する方向性の検討
 - ・農林水産業の防災対策を進めながら、経営力の向上を図るためには、事前に地域振興計画等により将来的な農業政策の方向性を明確に位置づけておく必要がある。

施策名： 農林漁業の再建

【2-3-3-1】

項目： (1) 再建資金の貸付等

趣旨・概要

- 農林漁業者が災害の発生による被害を受け、経済的な打撃を受けた場合、農地等の再建や生産力の回復、経営の安定を図るために、低利の資金を融通することにより、経営者に対して救済措置を実施する。
- 被災した農林漁業者に対して、経営を再開するために必要な資金の融資や利子補給等を行い、被災経営者の早期経営再建を図る。

法制度

1) 天災融資制度による資金の貸付

- 天災融資法に基づき、災害で被害を受けた農林漁業者に対する経営資金、被害農協等の組合に対する事業資金を融通し、経営の安定化を図るものである。天災融資法は、農作物等が天災により著しい被害を受け、かつその国民経済におよぼす影響が大であると認められる場合に、天災の指定等の内容とする適用政令を制定することによって発動されることとなっている。
- また、激甚災害法が適用された場合には、貸付限度額及び償還期限についての特例措置が講じられる。

表2.3.3-1 天災融資制度の事業概要

事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体
天災融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ○経営資金 ・対象：被害農林漁業者の肥料、薬剤、家畜、稚魚、漁具等の購入資金、炭窯の構築資金、漁船の建造取得に必要な資金 ・限度額：200万円（地域・内容によって異なる） ・償還期間：3～6年以内 ○事業資金 ・対象：被害組合の事業運営資金 ・限度額：2,500万円（5,000万円 連合会） ・償還期限：3年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等が地震等の天災によって被害を破り、被害農林漁業者になった場合 ・当法が発動され、激甚法の適用される災害の場合には特例措置 ・重ねて天災融資法の適用を受ける場合一般100万円、法人500万円を限度に加算 ・資金使途は定められたものに限る ・被害農業者：天災による農作物等の減収量が平年の30%以上で損失額が農業総収入額の10%以上、樹体被害による損失額が被害時価額の30%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 ・被害林業者：天災による林産物等の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、林産物等の育成施設の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者 ・被害漁業者：天災による魚類等の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、漁船等の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長で認定を受けた漁業主業者 ・特別被害農業者：天災による農作物等の減収で損失額が平年農業総収入額の50%以上、樹体被害による損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 ・特別被害林業者、漁業者：天災による林産物等、魚類等の減収で損失額が平年漁業総収入額の50%以上、林産物育成施設等、漁船等の損失額が被害時価額の70%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者、漁業主業者 ・被害組合：農林漁業の協同組合、連合会、組合であって天災により所有物等が著しい被害を受け、都道府県知事の認定を受けたもの 	天災融資法	都道府県・市町村
天災融資法の特例	<ul style="list-style-type: none"> ○経営資金 限度額：200万円 →250万円 償還期限：3～6年 →4～7年 ○事業資金 限度額：2,500万円 →5,000万円 	天災融資法が発動された災害で激甚災害に指定された場合	激甚法 天災融資法	都道府県・市町村

2) 株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付

○(株)日本政策金融公庫が被災した農林漁業者に対して、経営の再建に必要な資金を融資する。

表2.3.3-2 農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金の概要

資金名	貸付条件	借入者の資格
農林漁業セーフティネット資金	償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内） 融資限度額：一般600万円、特認年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ・認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ・林業経営改善計画の認定を受けた者 ・漁業経営改善計画の認定を受けた者 ・主業農林漁業者：（個人）農林漁業に係る所得が総所得の過半を占める、又は粗収益が200万円以上 （法人）農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占める、又は売上高が1,000万円以上の法人
農林漁業施設資金	償還期限：15年以内（うち据置期間3年以内）ただし、果樹の改植又は補植は25年以内（うち据置期間10年以内） 融資限度額：以下の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか低い額（漁船は1,000万円） (1)負担額の80% (2)1施設あたり300万円（特認600万円（必要と認められる場合）	<農業> ○対象者 ・農業を営む方 ○資金用途 ・農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植又は補植
		<林業> ○対象者 ・林業を営む方（育林、素材生産、樹苗養成又は特用林産物生産等に限る） ○資金用途 ・素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧
		<漁業> ○対象者 ・漁業を営む方（常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下の方に限る。） ○資金用途 ・漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧

※東日本大震災で被災した農林漁業者に対しては、実質無利子化等（国の予算事業）の支援がある。

3) 地方公共団体による制度資金の創設等

○過去の事例では、都道府県等が農林漁業者に対する再建資金を貸し付ける制度の創設、既存制度資金の利子補給を行う制度の創設、見舞金支給制度の創設などがある。

項目・手順等

①資金需要の把握と関係金融機関への要請内容)

○被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。

1) 資金需要の予測

○被害状況調査の結果等により、被災事業所の再建に要する資金需要を予測する。

	<p>→「1・1 復興に関連する応急対応、施策1：被災状況の把握」を参照。 →「2・3 産業経済復興、施策1-（1）：資金需要の把握と措置」を参照。</p> <p>2) 関係金融機関等への資金準備要請 ○資金需要予測に基づき、制度融資の取扱い指定金融機関に対し、資金の準備を要請する。 ○政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。</p> <p>②既往融資制度の活用促進 内容) ○国、都道府県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を農林漁業者や各種団体に周知し、その活用を図る。</p> <p>1) 取扱機関への説明会の開催 ○融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法を周知するため、説明会を開催する。</p> <p>2) 事業主・組合等への周知 ○被災直後より、マスコミや農林漁業団体等を通じて、各種制度の趣旨と内容を被災農林漁業者へ周知し、その活用を促進する。 ○農林漁業者、取扱指定金融機関等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。→「2・3 産業経済復興、施策1-（2）：各種融資制度の周知」を参照。</p> <p>③相談・営農指導等の実施 ○農林水産業の被災状況調査に基づき、臨時の相談窓口を設置し、融資制度など事業再建にかかわる情報を提供する。 ○また、災害による作物等への影響を把握し、適切な営農等の指導を実施する。 →「2・3 産業経済復興、施策1-（3）：経営相談」を参照。</p>
<p>留意点</p>	<p>○経営者の高齢化は全国的にも進んでおり、再建にあたっては多額の融資が受けられず、離農するケースが発生することも予想され、また、農林地の荒廃は災害危険を増大させる要因にもなる。そのため、貸付金に対する利子補給や資金補助等の支援方法を検討し、営農活動が継続できるようにすることが必要である。</p> <p>○貸付にあたっては、保証人や担保が必要であるため、借入できない被災者が発生する可能性もある。このような被災者に対する救済措置を検討する必要がある。</p> <p>○資金の借り入れにより生産等を再開した農林漁業者でも、状況によっては、収益が思うように回復しなかったり再度災害により被災するなど不測の事態が生じ、借入金の償還ができない場合もあると考えられる。そのようなケースをできるだけ未然に防ぐことが可能となるよう、継続的に経営状態を調査し、経営相談や技術相談等を実施するなどの体制を整備する。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P82 【19910128】 農林水産業者に対する資金融資等（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県） ・P186 【20000119】 農業金融対策（平成12年 有珠山噴火災害：北海道等） ・P217 【20000429】 アグリマイティー資金の利子補給（平成12年 鳥取県西部地震：伯太町） ・P256 【20030217】 農林水産業の金融対策（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県） ・P262 【20040106】 営農継続支援（平成16年7月 福井豪雨：福井県） ・P277 【20040313】 被害農家への営農指導（平成16年 台風23号：兵庫県）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P176 【20140106】 農業者の営農継続支援（平成26年 2月14～16日大雪による災害：本庄市） ・P359 【20160162】 南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度（平成28年 熊本地震：南阿蘇村） ・P375 【20160213】 独自の農業災害復旧支援制度（平成28年 台風第10号：帯広市） ・P375 【20160214】 独自の農地・農業災害復旧支援制度（平成28年 台風第10号：清水町）

施策名： 農林漁業の再建

【2-3-3-2】

項目： (2) 農林漁業基盤等の再建

趣旨・概要

○農林漁業施設の被害は、農林漁業者の経済的安定に影響を与えると同時に、地域社会への経済的影響も大きい。これらの復旧・再建には多額の費用を要することから、農林漁業者への経済的負担は非常に大きなものとなる。このため、都道府県等が主体となり、災害復旧事業等により、被災した農林漁業用施設等の復旧、再建施策を講じる。

- 1) 災害復旧事業
- 2) 災害関連事業
- 3) 公共土木施設災害復旧事業
- 4) 代替生産施設の提供
- 5) 活性化

法制度

表2.3.3-3 農地・農林漁業施設災害復旧事業の概要

事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体
公共土木施設災害復旧事業	対象：林地荒廃防止施設、海岸砂防施設、港湾、漁港	・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合	負担法	都道府県
農林水産業施設災害復旧事業	農地・農業用施設復旧事業 対象：農地（現に耕作若しくは肥培管理を行っている土地又はいつでも耕作可能な休耕地等）、農業用施設（灌漑排水施設、農業用道路、農地・農作物の災害防止施設） 基本補助率：農地 5/10、農業用施設 6.5/10 激甚災害の嵩上げあり	・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合 ・災害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とし1カ所の工事費が40万円以上のもの	暫定法・激甚法	都道府県 市町村 土地改良区等
林地荒廃防止施設復旧事業	対象：隣地荒廃防止施設 補助率：6.5/10、 林道：5/10～6.5/10 (7.5/10～9/10：激甚法適用時)			
農業用施設復旧事業	対象：沿岸漁場整備開発施設、漁港施設 補助率 6.5/10～10/10 (9/10～9/10：激甚法適用時)			
共同利用施設復旧事業	対象：農業、森林組合などが所有する倉庫、加工施設等の共同利用施設 補助率：2/10			
共同利用小型漁船建造	対象：当該漁業協同組合 補助率：国 1/3、県 1/3	・被害小型漁船が100隻以上、かつ被害小型船あるいは漁業協同組合が1割を超える都道府県において、被害小型漁船の隻数が10隻を超え又は組合員所有の漁業用に供していた小型漁船の総隻数のうち、2割を超える隻数が被害を受けた漁協	激甚法	
森林災害復旧事業	対象：農林水産大臣が告示する市町村 ・激甚災害による森林被害額が1,500万円以上で、かつ、要復旧面積が90ha以上の市町村（激甚災害が暴風雨による場合）森林被害額が4,500万円以上、かつ、要復旧面積が40ha以上の市町村 補助率：(国 1/2+県 1/6) 2/3	事業内容 ・被害木等の伐採及び搬出（災害発生年度を含む4ヶ年度以内） ・跡地造林（災害発生年度を含む5ヶ年度以内） ・倒伏した造林木の引起こし（災害発生年度を含む2ヶ年度以内） ・作業路の開設（上記の事業に必要な期間）		都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、任意団体、森林整備法人、林業（造林）公社等

表2.3.3-4 農業施設災害関連事業の概要

事業名	事業内容補助率	主な採択要件	根拠法令等	実施主体
農業用施設災害関連事業	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強 ・補助率：50/100(沖縄60/100) ・激甚災害の嵩上げあり	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの	暫定法関連 予算補助、 激甚法	都道府県 市町村 土地改良 区等
ため池災害関連特別対策事業	激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合、被災ため池と一連の地域内又は上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について災害復旧事業と併せて行うため池の整備 ・補助率：50/100 ・激甚災害の嵩上げあり	工事費が1,500万円以上、復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大であって、総貯水量が1,000m ³ 以上、かつ堤体の漏水、変形、余水吐の破損、断面不足、取水施設のぜい弱化等が生じているもの		都道府県 市町村 土地改良 区等
農地災害関連区画整備事業	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理 ・補助率：50/100 ・農業用施設にあつては激甚災害の嵩上げあり	再度災害防止のために行うものであつて、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画がなく、事業効果大のもの		都道府県 市町村 土地改良 区等
漁港施設災害関連事業	負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、これと併せて施行する工事であつて、その効果が大きいものについて助成する。 ・激甚災害の嵩上げあり	原則として他の改良計画のない箇所であること。一箇所の工事費用が都道府県営工事（指定市を含む。）800万円以上、市町村営工事（指定市を除く。）600万円以上のもの、また、最高額は原則として災害復旧工事費の決定額までとする。	負担法関連 予算補助、 激甚法	都道府県 市町村
災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設の災害復旧 ・補助率：50/100 ・激甚災害による集落排水施設復旧事業費、その他の農村生活環境施設復旧事業費が甚大な市町村：80/100	1箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数2戸以上であつて、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものではないもの	暫定法関連 予算補助	市町村 土地改良 区等

項目・手順等

①災害復旧事業

- 災害復旧事業は、将来の一般災害を未然に防止したり、施設の効用を増大する事業ではなく、現に災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形復旧、あるいは従前の効用を持つ農地等に復旧することを目的としている。
- 農林水産業の産業施設の修理・修繕に当たっては、資金融資制度を設立し、施設の近代化・高度化を図る。
- 平成29年の「土地改良法」の改正により、除塩事業も災害復旧事業として位置づけられている。
- 施策例：
 - ・取り扱い・加工等を行う機械・設備の近代化・高度化
 - ・流通施設の近代化
 - ・情報化対応施設の整備
 →「2・2 安全な地域づくり、施策1：公共施設等の災害復旧」を参照。

②災害関連事業

- 災害関連事業は、災害復旧事業のみでは復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、再度災害を防止するために、被災施設及び関連する脆弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業と併せて行う。このため、災害関連事業の計画策定は、災害復旧事業の計画策定と並行して行う必要がある。
- 「2・2 安全な地域づくり、施策1：公共施設等の災害復旧」を参照。

	<p>③公共土木施設災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業関係施設では、海岸、林地荒廃施設、地すべり防止施設、漁港等が災害により被災した場合の復旧を実施する場合は該当する。 →「2・2 安全な地域づくり、施策1：公共施設等の災害復旧」を参照。 <p>④代替生産施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災した農林水産業者に、生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 代替農地の確保と提供 <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況や農業者等の要望から必要量を把握し、農地の確保及び被災農業者への貸付を行う。 2) 農林水産業施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○共同施設や園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替施設を整備し、農林水産業者や関連団体への貸付を行う。 <p>⑤農林水産業の活性化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農林水産業者の生産意欲の増進 <ul style="list-style-type: none"> ○各種のセミナー、研修の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。 ○技術研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・生産技術に関する各種セミナー、研修等を開催し、農林水産業者の生産技術の向上を図る。 ・農林水産業への新規就労者に対し、技術教育を実施するなど、育成・支援を図る。 ○生産者の交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業者の交流会を企画・開催し、生産技術の交流を図る。 2) 販路の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○物産展を開催したり、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。 ○被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。 ○主要生産物に関するマーケティング調査を行い、生産物の販路の拡大を図る。 <p>■参考：東日本大震災時における土地改良法の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の際には、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」（平成23年5月施行）が制定され、国・県等が災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できるよう、特例措置（除塩事業の創設、国による農地の災害復旧等、農地・農業用施設の災害復旧及びこれと併せて行う区画整理等の国費割合の大幅な嵩上げ）が講じられている。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業者が再開を考える場合、被災した農林地がどのように復旧・復興されるのかは、今後の経営にかかわる問題であることから、農林地周辺の復旧・復興の方向性を早期に提示する必要がある。 ○災害復旧事業の災害査定後の農地等の復旧では営農に支障をきたす場合は、積極的に査定前着工を実施する。 ○農地等の復旧工事を実施する場合、必要な重機を保有している各種団体等と委託契約を交わし、かつ労働力としては被災農業者等をあて、被災農家へ現金収入を得させる等工夫する。 ○農地の整備は、土木関連部課と農業関連部課の十分な調整及び役割分担を行う必要がある。 ○農林地の風水害による被害は、水が引けば再開可能となる冠水被害と、農林地の生産環境が変質してしまう地形変化・土砂流入・表土流出などの被害に大別される。農林業の生産基盤の整備が必要となるのは主に後者であり、その被害形態に該当する地区がある場合には早期に事業実施の検討を図る。
事前対策	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業者に対して作物等の共済制度への加入を奨励する。 ○農林水産物の被害を最小限に抑えることは結果的に被災後の復旧・復興に係る地方自治体及び農林漁業者等の負担を最小限に抑えることとなる。そのため、以下の事前対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害分類別に各種作物の生育ステージに応じた対応策の情報を遅滞なく農業者に提供できるように、農業技術資料等の整備をしておく。 ・災害危険度が高い区域に畜舎・放牧場がある場合や、1箇所には大量の家畜を有する畜舎・放牧場については、家畜の避難計画を策定するとともに、安全な避難場所を設けるよう指導する。 ○農作物加工場、家畜処理場、水産加工場などが被災した場合、作物や家畜等に直接的な被害がなくても出荷に支障をきたすことが考えられる。また、風害等により果樹の大量落果が生じた場合などには、短期的にその保存（冷蔵・冷凍）や加工（ジュース化等）のための施設が必要となる。そのため、都道府県内外においてそれら施設の相互利用協定等を締結しておく。

	<p>○災害時に農林漁業者の情報を迅速に入手するため、農協、漁協など農林漁業団体等との連携を強化しておく。</p> <p>○想定される災害に対して、農林漁業の再建に関する公的な支援が必要であり、かつ法律・政令等で定められている被災農林漁業の再建制度の対象とならない被災農林漁業者が発生すると予想される場合には、地方公共団体において補完制度を創設しておく。</p>
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P84 【19910129】 雲仙岳災害対策基金による例（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県） ・ P85 【19910130】 経済的支援による効果・影響（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・ P217 【20000430】 農林業災害への対応（平成 12 年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・ P217 【20000431】 農地農業用施設等の復旧（平成 12 年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・ P278 【20040314】 森林災害に関する復旧対策の検討（平成 16 年 台風 23 号：兵庫県） ・ P278 【20040315】 まいづる農業災害ボランティア派遣事業（平成 16 年 台風 23 号：舞鶴市） ・ P308 【20040508】 農林施設等の災害復旧支援（平成 16 年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市） ・ P325 【20040610】 孤立地区等における災害査定（平成 16 年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市） ・ P340 【20040706】 重機借上料の補助（平成 16 年 新潟県中越地震・川口町：川口町） ・ P428 【20090108】 農林施設等の災害復旧に係る職員の受入（平成 21 年 中国・九州北部豪雨：山口県）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P356 【20160160】 農業・畜産業の経営支援、施設等の応急復旧及び業務継続・再開（平成 28 年 熊本地震：熊本県） ・ P357 【20160161】 大規模災害復興法に基づく農地海岸復旧事業（平成 28 年 熊本地震：熊本県）

施策名： 農林漁業の再建

【2-3-3-3】

項目： (3) 防災営農

趣旨・概要

○降灰が継続して発生する火山災害被災地では、継続して農林水産業の経営を可能とし、農林水産業の振興を図っていくための防災営農対策を実施する。

法制度

○火山災害による農林水産業への防災対策としては、特に降灰対策を目的とする活火山法による防災営農施設整備計画等に基づく事業がある。

- (1) 防災営農施設整備事業
- (2) 防災林業施設整備事業
- (3) 防災漁業施設整備事業

表2.3.3-5 防災営農施設整備事業の概要

事業名	主な助成対象	要件等	根拠法令等	実施主体
防災営農施設整備事業(共通事項)	対象：防災営農施設整備計画の作成、事業実施の指導に要する経費、事業費 補助率：国 1/2、県 1/2	・避難施設緊急整備地域に指定されていること	活火山法	都道府県市町村
降灰地域土壌等矯正事業	対象：石灰質資材や有機資材を共同購入する場合	・石灰質資材の使用面積が約5ha以上 ・降灰により農作物、果樹の育成に大きく阻害される場合 ・酸性の矯正のみでは農作物の育成阻害を防止しえない場合		
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	対象：降灰の防止又は降灰の除去のために必要な機械施設の整備を行う事業及び当該施設の整備等の事業	・受益面積が概ね1.5h以上(施設栽培に係るものにあつては、概ね3千㎡以上)		
耐灰性作物等導入促進事業	対象：降灰の防止又は降灰の除去のために必要な機械施設の整備を行う事業及び当該施設の整備等の事業	・苗木及び土壌改良資材の共同購入、整地等と併せて必要に応じて行う基盤整備及び降灰の防止及び降灰除去のために必要な機械施設整備を行う事業で概ね1ha(花木にあつては概ね0.5ha)以上の農地 ・被害を受けている農業者の共同利用に供される肉用牛の生産に必要な飼養管理施設の整備と併せて飼料畑の造成、整備及び飼料生産調製貯蔵機械施設の整備を行う事業(飼料作物の作付面積が概ね1ha)で当該肉用牛飼養計画頭数が概ね30頭以上		
特認事業	対象：上記3項目以外の降灰による農作物の被害を防止し、又は除去するため緊急に実施する必要がある、かつ、自力をもって行うことが困難な事業	・農政局長が構造改善局長と協議して特に必要と認めるもの		

項目・手順等

①防災営農施設整備

1) 内容

- 降灰を除去するための施設の整備を図る。
- 降灰に強い作物の導入を検討する。
- 火山灰により酸性化した土壌の矯正を図る。

2) 手順

- 避難施設緊急整備地域の検討
 - ・火山周辺の地域住民が土石流発生等による危険を回避するために避難所や避難壕等の避難施設を整備するものである。

	<p>→「2・2 安全な地域づくり、施策2（4）：基盤未整備地域の整備、④避難施設・防災拠点等の整備」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備計画策定に関する関係市町村長、関係団体からの意見収集 ○整備計画の策定（手順・項目） <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域内の農業振興計画の把握 ・農作物等の被害状況の把握 ・整備事業の種類／費用概算／事業完了目標年度 ○農林水産大臣への提出・承認 <p>②防災林業施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○降灰を除去するための施設の整備を図る。 ○手順は、①に準じる。 <p>③防災漁業施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○降灰を除去するための施設の整備を図る。 ○養殖施設等の保全を図る。 ○緊急輸送漁港に位置づけられている漁港については、災害復旧に合わせて耐震バースの整備を行うことを検討する。 ○手順は、①に準じる。 ○整備計画の策定（手順・項目） <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域内の漁業振興計画の把握 ・水産物等の被害状況の把握 ・整備事業の種類／費用概算／事業完了目標年度
<p>事前 対策</p>	<p>■火山灰の成分の分析（火山）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該地域に存在する火山が発生する降灰の成分を事前に把握あるいは予測しておき、降灰の土壌に対する影響を検討することにより、大量の降灰が発生した場合の農地等の復旧工法等を含む方針を明確にする。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P85 【19910131】雲仙岳災害対策での例（平成3年 雲仙岳噴火災害：長崎県・島原市） ・P86 【19910132】防災営農対策事業（平成3年 雲仙岳噴火災害：島原市） ・P86 【19910133】水産業対策（平成3年 雲仙岳噴火災害：島原市）